

副 本

平成29年（ネ）第373号 原状回復等請求控訴事件

（原審・福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号，同第175号，平成26年（ワ）
第14号，同第165号 各原状回復等請求事件）

控 訴 人（1審被告東京電力） 東京電力ホールディングス株式会社

被控訴人（1審原告ら） 2907名

控 訴 理 由 書

平成29年12月12日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人東京電力訴訟代理人弁護士

同

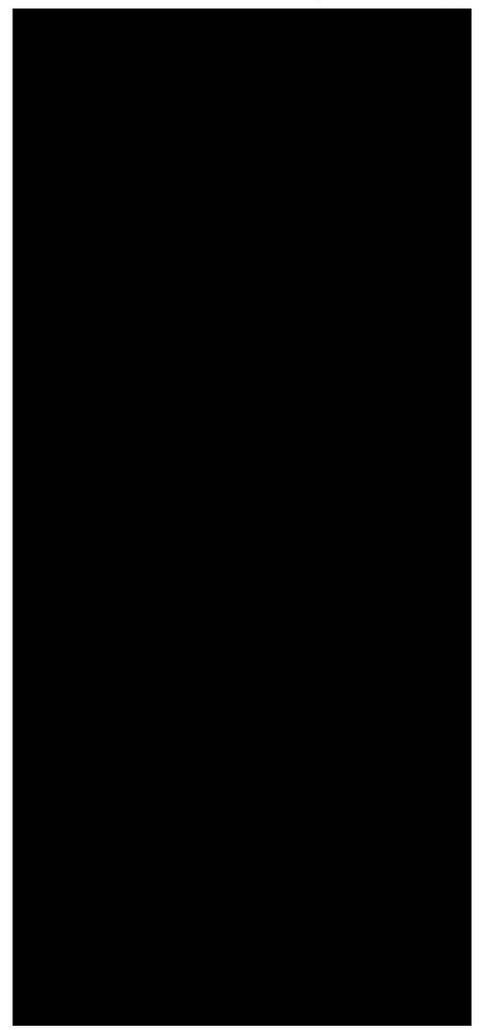
同

同

同

同

同



目 次

第 1	原判決の判断の概要及び原判決の問題点	12
1	原判決の概要と本件控訴の対象.....	12
2	原判決の問題点.....	15
第 2	原賠法 18 条に基づく中間指針等の位置付けに関する原判決の理解の誤り	16
1	中間指針等が果たしている機能.....	16
2	中間指針等の位置付け	20
第 3	平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求（総論）に対する原判決の判断の誤り	22
1	訴訟物の理解の誤り	22
2	平穏生活権侵害による慰謝料請求の成否の判断枠組みについて	34
3	原判決の前提となる事実関係に関する認定の誤り	39
第 4	帰還困難区域等の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り	54
1	原判決の説示とその誤り	54
2	「ふるさと喪失」による慰謝料の発生時期が控訴人東京電力による実際の「請求書類発送の受付を開始した」日付（平成 26 年 4 月 14 日）でなければならない必然性は全くないこと	55
3	中間指針第四次追補が平成 26 年 2 月を継続的賠償の終期としている点について、かかる終期は実際の控訴人東京電力の請求受付時期に合わせて移動させることが相当であるという原判決の認識が明らかに誤っていること	57
4	小括.....	66
第 5	旧一時避難要請区域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り	66
1	原判決の説示とその誤り	66
2	旧一時避難要請区域の 1 観測地点の空間線量率のみをもって、旧一時避難要請区域全体の慰謝料の追加を認めたことの誤り	69
3	収束宣言を根拠に平成 23 年 10 月～12 月の慰謝料を追加して認容することの誤り	75

4	旧一時避難要請区域の状況に鑑みても、原判決の判断は誤りであること	78
5	自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦との均衡から、旧一時避難要請区域の子供・妊婦について、さらに8万円の賠償を認めていることの誤り	80
第6	自主的避難等対象区域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り	81
1	原判決による損害額の認定の内容	81
2	子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の慰謝料に関する原判決の判断の誤り	83
3	自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例	100
4	「原判決判断枠組」に基づき損害額を検討しても、原判決の賠償額の認定は誤りであること	102
5	小括	110
第7	県南地域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り	110
1	原判決による損害の認定の内容	110
2	子供・妊婦以外の県南地域旧居住者に対する慰謝料請求に関する原判決の誤り	112
3	まとめ	119
第8	茨城県水戸市、日立市、東海村の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り	120
1	原判決の説示とその誤り	120
2	水戸市で $3 \mu S v / h$ を超える空間線量率が計測されたのは、午前7時20分～40分までの3回のみならず、水戸市、日立市及び東海村全域にわたって、平成23年3月から同年12月までの損害を認めることの誤り	121
3	東海村の平成23年3月15日の最大空間線量率は $3.518 \mu S v / h$ ($18.28 m S v$ 相当)であり、かかる数値も僅かな時間しか計測されていないこと	124
4	空間線量率のみを根拠に、1審原告らが法的権利利益を侵害される程度の被ば	

くを受けたかのように認定することの誤り	125
5 水戸市，日立市及び東海村の状況に鑑みても，平成23年3月から同年12月 までの間において，精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底 評価できないこと	126
6 小括	129
第9 過失論について	130
第10 1 審被告国との求償関係について	140

略語例

控訴人東京電力	1 審被告東京電力ホールディングス株式会社（本件事故発生当時の商号：東京電力株式会社）
被控訴人ら	本件控訴の対象となった1 審原告ら2 9 0 7 名
本件原発	控訴人東京電力の福島第一原子力発電所
本件事故	平成2 3 年3 月1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波に起因する本件原発から大気中に放射性物質が放出された事故
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和3 6 年6 月1 7 日法律第1 4 7 号）
審査会	原子力損害賠償紛争審査会（原賠法1 8 条に基づく）
中間指針	「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（審査会，平成2 3 年8 月5 日付け）（丙A 2）
中間指針追補	「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（審査会，平成2 3 年1 2 月6 日付け）（丙A 3）
中間指針第二次追補	「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（審査会，平成2 4 年3 月1 6 日付け）（丙A 4）
中間指針第四次追補	「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（審査会，

	平成25年12月26日付け) (丙A5)
中間指針等	審査会が本件事故に関して原賠法18条2項2号に基づいて定めた指針である, 中間指針(丙A2), 中間指針追補(丙A3), 中間指針第二次追補(丙A4)及び中間指針第四次追補(丙A5)の総称。なお, 原判決では, これらに加えて控訴人東京電力の自主賠償基準を含むものとして「中間指針等」の用語が用いられているが(359頁), 本書面での「中間指針等」は控訴人東京電力の自主賠償基準を含まないものとして用いている。
避難等	本件事故後に避難指示等対象区域から避難のための立ち退きをし, 引き続き同区域外に滞在すること及び屋内退避区域内で屋内への退避をすること(丙A2の6~9頁参照)
避難指示等対象区域	中間指針の第3(丙A2の6~8頁)に「対象区域」として掲げられている区域をいい, (1)避難区域, (2)屋内退避区域, (3)計画的避難区域, (4)緊急時避難準備区域, (5)特定避難勧奨地点, (6)地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域の総称(丙A2の1頁参照)
避難指示等	避難指示等対象区域における政府又は本件事故発生直後における合理的な判断に基づく地方公共団体による避難等の指示, 要請又は支援・促進(中間指針(丙A2)の9頁参照)
避難等対象者	以下の者をいう。 ① 本件事故が発生した後に避難指示等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者(ただし, 平成23年6月20日

	<p>以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち，子供，妊婦，要介護者，入院患者等以外の者を除く。）</p> <p>② 本件事故発生時に避難指示等対象区域外にあり，同区域内に住居があるものの引き続き避難指示等対象区域外滞在を余儀なくされた者</p> <p>③ 屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた者（中間指針（丙A2）の8～9頁参照）</p>
住居	生活の本拠としての住居（中間指針（丙A2）の8頁参照）
避難指示区域	避難指示等対象区域の見直し後において，避難指示解除準備区域，居住制限区域又は帰還困難区域の設定がなされた区域（丙A4の2～3頁参照）
帰還困難区域等	帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域（丙A5の2～3頁参照）
旧居住制限区域等	居住制限区域及び避難指示解除準備区域（ただし，帰還困難区域等に含まれる大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く。）に指定されていた区域（現在ではいずれも指定が解除されている。）
第1期	本件事故の発生から6か月間（丙A2の18頁参照）
第2期	第1期の終了から6か月間（丙A2の18頁参照）。ただし，避難指示区域内に住居があった者については，第1期終了から避難指示区域が設定される時点までをいう（丙A4の3頁）。
第3期	第2期の終了から，屋内退避を余儀なくされた者を除く避難等対象者の精神的損害の賠償終期まで（丙A2の18頁）

	参照)
自主的避難	本件事故に関して、避難指示等に基づかずに行った避難
自主的避難等	自主的避難をすること及び自主的避難等対象区域内に本件事故後も引き続き滞在することをいう。
自主的避難等対象区域	以下の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域 (県北地域) 福島市, 二本松市, 伊達市, 本宮市, 桑折町, 国見町, 川俣町, 大玉村 (県中地域) 郡山市, 須賀川市, 田村市, 鏡石町, 天栄村, 石川町, 玉川村, 平田村, 浅川町, 古殿町, 三春町, 小野町 (相双地域) 相馬市, 新地町 (いわき地域) いわき市
自主的避難等対象者	本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者 (自主的避難を行った場合, 本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合, 当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。)
県南地域	福島県白河市, 西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 棚倉町, 矢祭町, 塙町, 鮫川村の1市4町4村。中間指針等では賠償の対象地域とされていないが, 控訴人東京電力の自主賠償の対象地域とされている (子供・妊婦を対象)。
ADR手続	審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の手続 (原賠法18条2項1号参照)
避難慰謝料 (額)	中間指針等に基づき避難等対象者に対して賠償される1人当たり月額10万円を基本とする避難指示等に起因する精神的苦痛に係る慰謝料 (額)

<p>避難が長期化する場合の慰謝料（額）</p>	<p>中間指針第四次追補により定められた，帰還困難区域等に住居があった避難等対象者における，長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり，そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等に係る慰謝料（額）（丙A5の5～6頁）</p>
<p>避難に係る慰謝料（額）</p>	<p>避難慰謝料及び避難が長期化する場合の慰謝料の総称。 中間指針等及び控訴人東京電力の賠償基準に基づき，避難指示等によって避難等対象者に生じた精神的苦痛を対象として賠償する慰謝料（額）をいう。帰還困難区域等に住居があった避難等対象者に対しては，中間指針等に基づく1人月額10万円の慰謝料額に加えて，中間指針第四次追補に基づく「避難が長期化した場合の慰謝料」の一括賠償額もこれに含まれる。居住制限区域等に住居があった避難等対象者に対しては，中間指針等及び政府復興方針に基づき，避難指示解除後の1年間の相当期間を含めて，平成30年3月まで1人月額10万円の慰謝料を賠償することとしている。</p>
<p>平穏生活権侵害による謝料</p>	<p>1審原告らによる請求の趣旨第2項の損害賠償請求（ただし弁護士費用相当額部分を除く。月額5万円の慰謝料請求）をいう。原判決150～151頁参照</p>
<p>継続的賠償</p>	<p>控訴人東京電力が中間指針等に基づき1人月額10万円の避難慰謝料（平穏生活権侵害による慰謝料に対応するもの。）の賠償を行なっていることの原因判決中の呼称をいう。 原因判決196頁参照</p>
<p>帰還困難慰謝料</p>	<p>帰還困難区域等旧居住者を対象とする中間指針第四次追補</p>

	に基づく避難が長期化する場合の慰謝料（１０００万円）の原判決中の呼称をいう。原判決１９６～１９８頁参照
「ふるさと喪失」による慰謝料	１審原告らが請求した，本件事故により「生存と人格形成の基盤」そのものが確定的，不可逆的に喪失したことによる慰謝料をいう。原判決２８８～２９３頁参照
中間指針等による賠償額	中間指針等及びこれに基づき控訴人東京電力が定めた賠償基準による精神的損害の賠償額。その具体的内容は，別紙のとおりである。
旧居住地	１審原告らが，平成２３年３月１１日の本件事故当時において生活の本拠として居住していた地。本件事故当時は一時的に他の場所に滞在していたが，生活の本拠としていた地を含む。平成２３年３月１１日より後に出生した１審原告については，同原告が生活の本拠として選択した地。多くの場合，本件事故当時の住民票所在地と一致するが，生活の本拠としての実態があれば，必ずしも住民票所在地に限られない。原判決３４１頁参照
旧居住者	その地を旧居住地としていた者。避難を継続しているか，転居しているか，旧居住地に帰還しているか，本件事故徒事から引き続き滞在しているかを問わない。原判決３４０頁参照

「中間指針等による賠償額」：精神的損害に係る控訴人東京電力公表賠償額（区域別）

賠償類型区域 (本件事故時の住所地)	中間指針等による賠償額 (1人当たり)	内容 (平成23年3月分については1か月分として計算)
帰還困難区域、大熊町、双葉町	1450万円	①平成23年3月11日から平成24年5月までの15か月分の150万円(丙C14、丙C15)、②平成24年6月から平成29年5月までの5年間分の600万円(丙C16)、③中間指針第四次追補に基づき避難が長期化する場合の慰謝料の700万円の合計額(丙C17)
居住制限区域(解除された場合も含む。)(大熊町、双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円(丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67)
避難指示解除準備区域(解除された場合も含む。)(大熊町、双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで、月額10万円(丙C14、丙C15、丙C16、丙C18、丙C67)
旧緊急時避難準備区域	180万円 (平成24年9月1日時点 で高校生以下の者には 215万円)	平成23年3月11日から平成24年8月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円。また、これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては平成24年9月から平成25年3月31日まで、月額5万円を追加賠償(丙C14、丙C15、丙C19、丙C20、丙C144)
旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した地域	70万円	平成23年3月11日から同年9月30日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19、丙C20)
特定避難勧奨地点(南相馬市)	490万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成27年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19)
特定避難勧奨地点(川内村、伊達市)	250万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成25年3月31日まで、避難の有無を問わず、月額10万円(丙C19)
自主的避難等対象区域	大人：8万円 子供及び妊婦：48万円 (妊娠時期等により、1 6万円もしくは40万円 円)	①平成23年3月11日から同年12月31日まで、子供及び妊婦に対し40万円、②平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期(平成23年4月22日ころまで)について、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、③平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、8万円(以上、自主的避難の有無を問わない。)(丙C21、丙C24)
福島県南地域 宮城県丸森地域	子供及び妊婦：24万円 (妊娠時期等により、4 万円もしくは20万円)	①平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、②平成24年1月から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して、4万円(以上、自主的避難の有無を問わない。)(丙C22、丙C23、丙C24、丙C25)

第1 原判決の判断の概要及び原判決の問題点

1 原判決の概要と本件控訴の対象

本事案は、控訴人東京電力（1審被告東京電力、以下「控訴人東京電力」という。）が設置・運営する福島第一原子力発電所（本件原発）において平成23年3月11日に発生した原子力事故（本件事故）により、1審原告らの本件事故時の住所地（旧居住地）が放射性物質によって汚染されたとして、福島県、宮城県、茨城県又は栃木県に居住していた1審原告ら3864名（取り下げ原告及び死亡原告を含み、承継原告を含まない。）が、控訴人東京電力外1名に対して、1審原告らの旧居住地における空間線量率を本件事故以前の値である0.04マイクロシーベルト／時以下にすることを求める（原状回復請求）とともに、控訴人東京電力に対して、主位的に民法709条に基づき、予備的に原賠法3条1項本文に基づき、平成23年3月11日から旧居住地の空間線量率が0.04マイクロシーベルト／時以下となるまでの間、1か月5万円の割合による平穏生活権の侵害による慰謝料請求をし（平穏生活権侵害＝避難又は滞在に係る慰謝料請求）、また、1審原告らのうち40名（死亡原告を含み、承継原告を含まない。）はこれとは別途に「ふるさと喪失」による慰謝料の賠償を求めたものである（ふるさと喪失）。

これに対して、原判決は、まず、（ア）1審原告らの原状回復請求については、1審被告らに求める作為の内容が特定されていないことから民事訴訟として不適法であるとして訴えを却下した。また、（イ）1審原告らの慰謝料請求については、本件事故による原子力損害に係る損害賠償責任に関する原賠法は一般不法行為の適用を排除しているとして、1審原告らの民法709条に基づく主位的請求を排斥した上で、予備的請求である原賠法に基づく請求について検討し、控訴人東京電力が裁判外において公表し賠償をしている「中間指針等による賠償額」については1審原告らが本件訴訟において訴訟物としないものとして慰謝料請求を

整理していることから（明示の一部請求），裁判所の認定損害額が「中間指針等による賠償額」を超えるか否かを判断するとし，また，本件事故に関して控訴人東京電力には故意や重過失までは認められず，慰謝料増額事由があるとの1審原告らの主張については排斥した上で，本件訴訟が4000名近くの1審原告らによる大規模集団訴訟であり，1審原告らが「全ての原告に共通する」損害を主張していることから（154頁），1審原告らを適切なグループに区分し，そのグループ毎に共通する慰謝料の要素を抽出して共通被害を認定することも許されるとして，平穩生活権侵害による慰謝料請求については，1審原告らの旧居住地である避難指示等対象区域内の各地域，避難指示等対象区域外の各区域（自主的避難等対象区域及びその他の区域）毎にそれぞれ1審原告らに「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額が認められるかどうかを判断して，その結果，一部の区域において「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額を認容した（後述する）。また，「ふるさと喪失」による慰謝料請求については，帰還困難区域等の旧居住者及びそれ以外の避難指示区域の旧居住者のいずれについても，「中間指針等による賠償額」を超える確定的，不可逆的損害は認められないと判断して，1審原告らの請求をいずれも棄却している。

このように，原判決は，平穩生活権侵害による慰謝料請求のうち一部の区域の旧居住者に対して「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額を認容したものであり，その余の1審原告らの請求についてはいずれも棄却した¹。

具体的に，原判決が「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額を認容した1審原告らとその認容額は次のとおりである。

ア 帰還困難区域等旧居住者

20万円の追加賠償を認容。

¹ 「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額が認められないとして慰謝料請求が棄却された1審原告らの旧居住地は，居住制限区域・避難指示解除準備区域（いずれも口頭弁論終結時において区域指定が解除されていた区域を含み，大熊町・双葉町に所在する区域を除く。），旧緊急時避難準備区域，旧特定避難勧奨地点，会津地域，宮城県，茨城県牛久市，同つくば市及び栃木県である。

イ 旧一時避難要請区域（南相馬市が独自に一時避難を要請した，南相馬市のうち避難指示区域と旧緊急時避難準備区域を除いた区域）旧居住者

平成23年10月から同年12月までの3か月間について包括して3万円を認容し，加えて，同区域内の子供・妊婦については平成24年1月から同年8月分として8万円を認容（「中間指針等による損害額」は平成23年3月から同年9月までの70万円）。

ウ 自主的避難等対象区域旧居住者

子供・妊婦以外の者について，平成23年3月と4月について各8万円，同年5月から同年12月の8か月間を包括して8万円を慰謝料額として認定し，「中間指針等による賠償額」である8万円を超える認容額として16万円を認容（なお，子供・妊婦については「中間指針等による賠償額」を超える慰謝料額はなし。）。

エ 県南地域旧居住者

子供・妊婦以外の者について，平成23年3月～同年12月までの10か月間を包括して10万円を認容（「中間指針等による賠償額」は0円）。

オ 茨城県水戸市，日立市，東海村旧居住者

平成23年3月から同年12月までの10か月を包括して1万円を慰謝料として認容（「中間指針等による賠償額」は0円）。

しかしながら，上記アないしオの各区域の旧居住者に対して「中間指針等による損害額」を超える平穏生活権侵害による慰謝料請求を認容した原判決の判断は誤っており，取り消されるべきであるから，控訴人東京電力は，かかる平穏生活権侵害による慰謝料請求（及びこれに伴う弁護士費用）が認容された1審原告ら全員に対して，平成29年10月23日付けで控訴を提起したものである（本件控訴）。

2 原判決の問題点

原判決の「平穩生活権侵害による慰謝料請求」に係る上記の各認容判断（以下「原判決認容部分」という。）には、大要、以下の諸点において誤りがあり、原判決は原判決認容部分（本件控訴の対象）について取り消されて、被控訴人らの請求は棄却されるべきである。

- (1) 原賠法18条に基づく中間指針等の位置付けを正しく理解せず、中間指針等が不合理であるとの論証のないまま、極めて薄弱な根拠に基づいて中間指針等の考え方を不合理に否定していること
- (2) 「平穩生活権侵害による慰謝料請求」の判断枠組み及び前提事実の認定・評価に誤りがあること
- (3) 帰還困難区域等旧居住者の慰謝料請求について20万円を認容していることは中間指針第四次追補の指針を正解しないことによるものであり、誤っていること
- (4) 旧一時避難要請区域旧居住者の慰謝料請求について平成23年10月以降の慰謝料を認容していることは不合理であり、誤っていること
- (5) 子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の慰謝料請求について中間指針等による損害額を超える慰謝料を認容していることは不合理であり、誤っていること
- (6) 子供・妊婦以外の県南地域旧居住者の慰謝料請求について慰謝料を認容していることは不合理であり、誤っていること
- (7) 茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者の慰謝料請求について慰謝料を認容していることは不合理であり、誤っていること

以下では、これらの原判決の判断の各誤りについて具体的に主張し、また、控訴理由を構成するものではないが、原判決中の控訴人東京電力の過失に関する説示には看過できない誤りがあるので、念のためこの点についても控訴人東京電力

の主張を明らかにする。また、原判決中の控訴人東京電力と1審被告国と間の求償関係に関する説示についても、両者の負担割合に基づく求償関係を否定している点において看過できない誤りがあるので、この点についても控訴人東京電力の主張を明らかにする。

なお、略語例は、本控訴理由書添付のものによるほか、原判決の別紙7の略語・用語一覧表による。

第2 原賠法18条に基づく中間指針等の位置付けに関する原判決の理解の誤り

1 中間指針等が果たしている機能

原判決は、前記のとおり、帰還困難区域等、旧一時避難要請区域、自主的避難等対象区域、県南地域、茨城県水戸市、日立市、東海村の旧居住者に対して、「中間指針等による損害額」を超える慰謝料請求を認容している。このような認容判断の内実をみるに、帰還困難区域等については、中間指針第四次追補において、避難が長期化する場合の慰謝料額の起点として平成26年3月以降とし、以後は継続的な避難慰謝料の賠償はこれに含まれるとされているにもかかわらず、この考え方を否定して平成26年5月以降の分について避難が長期化する場合の慰謝料額の対象となるとして、同年3月及び4月の避難慰謝料20万円を追加で認容したものであって、中間指針第四次追補の指針の考え方を不合理に否定するものである。また、旧一時避難要請区域（平成23年4月22日に帰宅が許容されている。）についても、中間指針は避難費用の賠償対象期間を平成23年7月末まで（ただし、当該区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は同年8月末まで）を賠償対象期間とするとの考え方が示されていることから、控訴人東京電力においては避難慰謝料の賠償対象期間を平成23年9月までとして1人月額10万円の賠償を行っているところ（旧一時避難

要請区域における「中間指針等による損害額」），原判決は，かかる考え方を大きく超えて，子供・妊婦以外につき同年10月から12月まで，子供・妊婦につき同年10月から平成24年8月までを賠償対象期間として追加認定し，「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額を認容している。さらに，いずれも政府による避難指示等対象区域外である自主的避難等対象区域，県南地域，茨城県水戸市，日立市，東海村についても，中間指針追補が定めた避難指示等対象区域外の旧居住者（自主的に避難した者も滞在者も含む。）に対する合理的な慰謝料額の賠償範囲，賠償額の指針を否定して，「中間指針等による損害額」を超える慰謝料額を認容しているものである。

しかしながら，このような原判決の「中間指針等による損害額」を超える認容判断の根拠がいかに薄弱であり，不合理な認定となっているかについては，上記各地域類型毎に後述するとおりである。そして，上記のような原判決の判断から明らかなどおり，原判決は，原賠法18条に基づいて原子力損害賠償紛争審査会（審査会）が定めた中間指針等に期待される役割や規範性をあまりにも軽視し，その考え方を不合理にも否定して上記各認容判断を導いている点において，それ自体誤った判断であると評せざるを得ない。

すなわち，本件事故後の平成23年4月に，原賠法18条に基づき，第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる本件事故に関する審査会が設置されたものであるが，その委員は計10名であり，その会長は民法学を専門とする能見善久教授が務め，このほかに著名かつ第一線の法律専門家5名（民法の研究者が2名，環境法の研究者が1名，行政法の研究者が1名，弁護士（元東京高裁判事）が1名），放射線医学の専門家等によって構成されており，多くの委員は東海村JCO臨海事故あるいは原賠法の改正にも関与してきた経験を有する有識者である。

審査会はその設置以降，数十回にわたり公開の議場での審議を重ね，本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの報告の聴取等を行い，

その被害の実情の把握の上に、多数の被害者に対して適用されるべき合理的な原子力損害の賠償の範囲・基準について、原賠法18条2項2号に基づき、中間指針等として策定し、公表してきたものである。

審査会が原賠法18条2項2号に基づいて策定した中間指針等は、広範かつ膨大な被害が生じている本件事故の特質も踏まえて、裁判上の救済も視野に入れた適正・妥当な賠償規範を定めたものであり、上記のような審査会の構成や公開による適正な審議経過、また、策定された指針自体の内容の水準に照らしても、裁判上の解決規範としての合理性を十分に有しているものである。

この点について、中間指針等は原賠法上「自主的な解決に資する一般的な指針」として位置付けられているが、自主的な解決のための指針であるとしても、その内容が法的に不合理なものであってよいはずはなく、むしろ、自主的な解決の促進を目的とするものであるからこそ、裁判外において両当事者が納得をし、自主的な法的紛争解決が促進されるためには、その内容は「法的にみて妥当であり合理的な賠償額」でなければならない。法的にみて不合理な指針であれば、紛争解決規範として機能し得ず、紛争の自主的な解決に資することにならないからである。したがって、原賠法に基づき審査会が定める指針は、法的観点から合理的な指針であることが法律上要求されているものと解される。

そして、実際に、中間指針等の策定の過程においては、過去の裁判例等の審議・検討も行われ、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであり、能見善久会長（当時。以下「能見会長」という。）は、指針の策定に当たって、「裁判でいけば認められるであろう賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出しているというものでございます。」（第21回審査会議事録，甲A12の16頁），「損害賠償として説明できるかということが重要」（第24回審査会議事録，丙A30の20頁）と述べており、鎌田薫委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのでは

やっぱりまずい」，「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは，この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べており（第25回審査会議事録，丙A31の37頁），審査会が，損害賠償の一般法理という法律の見地から適切に導かれるものでなければならないとの立場から中間指針等が策定されていることは明らかである。

そして，このように定められた中間指針等は，本件事故に係る原子力損害賠償の紛争解決の指針として機能している実情にある。

控訴人東京電力は，中間指針等に基づいて定めた賠償基準に基づいて裁判外での賠償を行っており，約16万人にのぼる避難等対象者や約130万人にのぼる自主的避難等対象者等に対して精神的損害等の賠償を行っている。平成29年12月1日時点で，避難等対象者について延べ約93万4000件の賠償合意を（賠償総額約3兆円），自主的避難等対象者等について延べ129万5000件の賠償合意を（賠償総額約3537億円），それぞれ行っており，法人等を含めた全体としての原子力損害賠償の賠償実績総額は7兆6502億円に上っている（丙C323）。

また，原賠法18条2項1号に基づいて行われている原子力損害賠償に関する和解仲介の手續（ADR手續）においても，審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターが公表しているADR手續の活動状況報告書（丙C324）によれば，平成23年から平成28年までに個人による申立件数は累計で1万6668名に上っており（同一人による複数回申立てを含む。同4頁），平成28年までに，個人・法人を含めた総合計で1万9267件の処理（和解成立，打ち切り又は取下げ等）がされており（同12頁），かかるADR手續においても，中間指針等に基づいて個々の紛争解決が行われている実情にある。

このように，裁判外においては，ADR手續を含めて，中間指針等の指針に基づく賠償合意及び和解契約が多数成立している実情にあり，中間指針等は，本件事故による原子力損害賠償の規範として，現実に機能し，受容されており，原賠

法18条2項2号が企図する「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」としての役割を十分に果たしている実情にある。

2 中間指針等の位置付け

中間指針等は、確かにそれ自体が法令に該当するとはいえないため、裁判所に対する法的拘束力を有するとはいえないが、他方で、指針の策定後6年以上にわたってADR手続を含む多数の紛争解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が指針に基づく損害賠償金を受け入れ、指針に基づき紛争が解決されてきたものであるから、本件事故による紛争解決に当たって事実上の法規範に近いものとして機能していると評価することができる。

同じような事実上の機能を果たしている規範には、例えば、交通事故損害賠償の分野で広く事実上の規範として受け入れられている「赤い本」に記載されている基準などがあるが、中間指針等は法令の根拠に基づいて定められているという点や上記の規範としての解決実績等に照らしても、より尊重されるべき実質を有する。

すなわち、原賠法第18条は、多数の被害者に対して適正かつ迅速に被害救済を実現するとの目的から審査会を設置し、審査会に原子力損害の賠償のための指針を策定すべき役割を与えたのであり、このような立法趣旨からすれば、審査会で策定する指針は、損害賠償法理に照らして合理的なものであることが原賠法上要求されていると解されるのである。そして、実際に、中間指針等は、裁判上の損害賠償法理に照らしても決して不合理なものでなく、むしろ従来判例法理や判例に基づく慰謝料水準等をも参考にした上で定められた合理的なものであり、規範として広く受け入れられていると認められる以上は、裁判上も最大限尊重されるべきである。

特に、原判決では、1審原告らの請求の立て方に基づいて、「1審原告らに共

通する損害」に対する慰謝料額が「中間指針等による損害額」を超えるか否かが判断されたものであるから、事実上、中間指針等が定める慰謝料に関する指針の法的な妥当性そのものが裁判上争われた事件であるといえる。原判決は、前記のとおり、原判決認容部分の判断において中間指針等の考え方を事実上否定し、これとは異なる考え方に依拠しているが、上記のとおり、中間指針等は、我が国の原子力損害賠償の法体系において明確に位置づけられた法令に根拠を有する指針であり、1審原告ら以外にも膨大な数の被害者がいる本件事故の特質にも鑑みれば、多数の被害者に対して合理的な賠償を実現することが重要であり、このような観点からも、中間指針等は、過去の裁判例も参照しながら、法令に基づき、合理的な紛争解決規範を予め提示したものと評価できる。

仮に、原賠法18条2項2号に基づいて、損害賠償法理に照らして合理的なものとして策定された審査会の指針に何らの規範性も認められないというのが我が国法上の解釈なのであれば、次に原子力事故が発生した場合には、司法判断が定まるまでは裁判外での確定賠償はなし得ないことにもなりかねず、いずれにせよ、被害に対する迅速かつ適正な賠償の実現という法目的は没却され、中間指針等に基づいて早期にかつに確実に適切な被害回復を図り、被害者の法的状態を安定させることがかなわないこととなりかねず、法目的を害する結果となり得る。

我が国の原子力損害賠償の法体系を踏まえれば、中間指針等は、実質的に事実上の法的規範として機能することが社会的に期待されていることは明らかであり、中間指針等の内容が著しく不合理でないものであることからすれば、中間指針等は、法規範に準ずる規範として、裁判においても最大限に尊重されるべきである。

原判決認容部分の判断は、我が国の原子力損害賠償法制の下で中間指針等に期待されているかかる役割・機能を正しく理解せず、中間指針等が不合理であるとの論証のないまま、後述のとおり極めて薄弱な論拠によって、中間指針等の考え方を不合理に否定して、これと異なる判断をしている点において誤っているといえるべきである。

第3 平穩生活権侵害に基づく損害賠償請求（総論）に対する原判決の判断の誤り

1 訴訟物の理解の誤り

(1) 「訴訟物の個数」に関する原判決の説示について

原判決は、平穩生活権侵害に基づく慰謝料請求に関する説示の冒頭部分において、本訴における訴訟物の個数について検討し、まず、「一般に、交通事故の場合において、同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実及び被侵害利益を共通にするものとして、請求権（訴訟物）の個数としては一個であると解されている（最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁）」とした上で、「そうすると、原賠法、国賠法に基づき本件事故により生じた損害の賠償を求める場合においても、明示又は黙示に一部請求として構成しない限り、訴訟物は「本件事故により発生した原告の被告国に対する国賠法に基づく損害賠償請求権全部（ただし、財物損害を除く。）」、「本件事故により発生した原告の被告東電に対する原賠法に基づく損害賠償請求権全部（ただし、財物損害を除く。）」がそれぞれ1個の訴訟物を構成するものと考えられる。」と説示する（150頁、下線は控訴人東京電力代理人による。）。

そして、1審原告らが、「平穩生活権侵害による損害と「ふるさと喪失」損害とは別個の損害である旨主張している」ことを認定の上で、平穩生活権侵害による損害賠償として本訴の訴訟物を構成するのは、「ふるさと喪失」として別訴の訴訟物を構成する確定的、不可逆的損害を含まず」と述べ、平穩生活権侵害による損害と「ふるさと喪失」損害について、それぞれが別個の訴訟物を構成するかのよう説示している（150～151頁）。

(2) 訴訟物に関する原判決の説示の誤り

しかしながら、訴訟物は、1審原告らの請求の立て方により一つになったり複数となったりするものではない。1審原告らの上記主張は、確かに1審原告らの請求が一部請求であることを明示するものではあると思われるが、そのような当事者の請求の立て方如何（一部請求）によって「本件事故により発生した原告の被告東電に対する原賠法に基づく損害賠償請求権全部」という一つの訴訟物が別個のものに分断されるものではない。原判決は、訴訟物の個数の問題と一部請求の問題を混同して評価している点において誤っている。

本件事故を理由とする1審原告らの慰謝料請求権は、他の財産的損害の請求とともに、あくまで1個の訴訟物を構成するのであり、ただ、本件の1審原告らは、その内訳について区別して請求しているにすぎない。

原判決が「明示又は黙示に一部請求として構成しない限り…1個の訴訟物を構成する」（150頁）と説示していることや、151頁5行目から11行目までの説示をみれば、原判決は、当事者の主張により訴訟物の範囲が画されるものと理解しているようであるが、訴訟物は、既判力の範囲を画する等公益的な見地から法解釈によりその範囲が画されるべきものである。もとより、原告は、ある訴訟物の一部を明示的に区分して訴訟を提起することができるが（一部請求）、そのことと訴訟物の範囲を混同することは許されるものではない。

したがって、原判決が1審原告ら的一部請求の立て方によって訴訟物の個数が定まるかのようにいう上記説示は、それ自体誤りである。

原判決は、帰還困難区域等の旧居住者について、「平穩生活権侵害では360万円を超える損害が、「ふるさと喪失」では1000万円を超える損害が生じているかを判断することとする。」（197頁）と説示しているが、上述のとおり、両者の訴訟物は1個であるから、両賠償額については合算された上で中間指針等による賠償額を超えるか否かが判断されるべきであり、帰還困難区域等の旧居住者に本件事故により生じた精神的損害（平穩生活権侵害による慰謝料及び

「ふるさと」喪失慰謝料の双方を含む。)については、帰還困難区域等旧居住者に対する「中間指針等による賠償額」である1450万円²を超えるか否か、について判断されるべきであったというべきである。

なお、他方で、原判決は、平穩生活権侵害による慰謝料請求と「ふるさと喪失」による慰謝料の両請求権は、「いずれも本件事故に基づく精神的損害の賠償請求権である点で訴訟物としては同一である」と説示しており(288～289頁)、そのような1個の訴訟物の範囲内において、1審原告らが継続的に発生する性質の損害を平穩生活権侵害による慰謝料請求として、継続的でなく1回的に発生する確定的、不可逆的損害を「ふるさと喪失」による損害として、それぞれ他方を明示的に除外して請求しているものと解される、と述べていることからすると、両者は、1つの訴訟物を構成しつつも、その中で1審原告らが継続的な損害と確定的、不可逆的損害をそれぞれ相互に分けて請求しており、それぞれに対する判断を示したという趣旨とも解し得る。

もしそのような理解が原判決の真の理解であるならば、原判決の訴訟物の理解には誤りはないと解されるが、その場合、原判決の150～151頁の説示は不正確であり、是正されるべきであり、また、「中間指針等による損害額」を超えるか否かの判断も両損害の合算額である1450万円を超えるか否かについて判断されるべきである。

(3) 平穩生活権侵害による慰謝料請求における精神的苦痛の対象と「ふるさと喪失」として1審原告らが主張する精神的苦痛の内容は、慰謝料の訴訟物としての評価に当たって区別されるべき実質を有しないこと(実質論)

以下では、念のため、1審原告らが区別して請求している平穩生活権侵害に

² ①平成23年3月11日～平成24年5月までの15か月分の150万円(中間指針, 丙C14, 丙C15), ②平成24年6月から平成29年5月までの5年間分の600万円(中間指針第二次追補, 丙C16), ③避難が長期化する場合の慰謝料の700万円(第3期の始期を平成24年6月として追加賠償)の合計額(中間指針第四次追補, 丙C17)である1450万円

よる慰謝料請求と「ふるさと喪失」慰謝料の関係について、控訴人東京電力の理解を述べることとする。

控訴人東京電力は、中間指針等に基づき、政府の避難指示等によって避難を余儀なくされた避難等対象者に対して、避難慰謝料として1人月額10万円の精神的損害の賠償を行っている(原判決がいう「平穏生活権侵害による慰謝料」、「継続的賠償」に相当するものである。)

このような避難慰謝料の対象となる精神的苦痛については、その被害の実情に即して検討することが必要であるところ、政府の避難指示等によって避難等対象者に生じた被害をありのままにみれば、避難に伴い、それまで慣れ親しんできた生活基盤やコミュニティからの離脱を余儀なくされ、それまでの平穏な日常生活を奪われるという被害が生じるとともに、同時に、避難先での不便な避難生活を強いられることになり、いわば「旧生活の喪失」と「新生活の苦難」という二つの不利益が同時にかつ一体のものとして生じ、かつこれが継続しているとみることができる。

したがって、避難に起因して生ずる精神的苦痛を考える上で、両者(旧生活の喪失と新生活の苦難)を別個の訴訟物を構成する慰謝料請求権であると観念する必然性はそもそもなく、そのように細分化してとらえることが合理的であるとも到底いえない(このことは、交通事故被害の場合に、症状固定まで持続する肩の痛みによる精神的苦痛と腰の痛みによる精神的苦痛を慰謝料評価として別個に考えることはなく、また、受傷による入院生活自体の精神的苦痛と事故以前の平常な生活が損なわれたことによる精神的苦痛を別個の訴訟物を構成するものとして評価することもないのと同様である。)

このように、控訴人東京電力においては、中間指針等に基づき、避難等対象者に対して1人月額10万円の避難慰謝料の賠償を行っているが、かかる避難慰謝料には、避難先での生活の不便や苦難のみならず、本件事故以前に享受していた生活環境や生活基盤、コミュニティでの生活などを失ったという精神的

苦痛についても考慮の上で、その賠償額が定められている。

控訴人東京電力が裁判外において行っている中間指針等に基づく避難等対象者の慰謝料の考え方を整理すれば、以下のとおりである。

ア 中間指針は、「本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤が奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」（下線は控訴人東京電力代理人による。以下同じ。丙A2の21頁）とした上で、1人月額10万円の慰謝料額の指針を示している。このように、中間指針等の定める避難慰謝料は、本件事故以前に1審原告らが享受していたふるさとでの生活基盤やそこでの地域コミュニティを避難指示によって喪失したことや将来の不安を感じることによる精神的苦痛も対象として、慰謝料額が定められている。

審査会における実際の審議過程においても、審査会第7回の資料3（丙A13の2頁）において、「本件精神的損害の要素として、①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安などが考えられるのではないか。」と整理され、避難等対象者に本件事故以前の平穏な日常生活の喪失が生じていることや自宅に帰れない苦痛、先の見通しがつかない不安などの精神的苦痛が生じていることを正面から考慮した上で、合理的な賠償額の指針が定められているものである。

イ 中間指針第二次追補（丙A4）においては、避難指示区域の見直しが行われて、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編がなされることを受けて、避難の長期化が見込まれていることから、これに伴い「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮して、1人月額10万円の避難慰謝料額に基づいて、以下の賠償の

考え方を示している（丙A4の3～6頁）。

- a 避難指示解除準備区域については、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとする（1人月額10万円を継続する。）。
- b 帰還困難区域では、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められるとされ、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して算定することとした（1人600万円を一括賠償する。）。
- c 居住制限区域では、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとする（1人月額10万円を基本としつつ、2年分として1人240万円の一括請求ができるものとする。）。

このような中間指針第二次追補の定めからしても、避難生活が長期化し、これによって相当期間帰還が妨げられることによる精神的苦痛については、1人月額10万円の避難慰謝料において考慮されていると考えられていることが裏付けられている。

- ウ このように、中間指針及び同第二次追補においては、避難慰謝料は、避難指示が出されている期間に応じて、「月単位」で賠償されるとの考え方がとられているところ（原判決のいう「継続的賠償」）、帰還困難区域については中間指針第四次追補がとりまとめられた平成25年12月の時点においても本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画すら策定されておらず、将来において帰還が可能であるとしてもその見通しがいつになるかを判断することが困難であること、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰

還が不能なため「移住を余儀なくされた」として扱うことも合理的と考えられることなどから、中間指針第四次追補においては、帰還困難区域及び町の大半が帰還困難区域となっている大熊町及び双葉町（帰還困難区域等）については、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとして、1000万円の慰謝料額の賠償指針を示している（避難が長期化する場合の慰謝料、原判決がいう帰還困難慰謝料と同じ。丙A5の4～6頁）。

しかしながら他方で、上述のとおり、中間指針第四次追補の策定以前に賠償対象とされてきた避難慰謝料（中間指針第二次追補において、帰還困難区域については、避難指示区域見直しの時期から5年分（平成24年6月1日～同29年5月31日）に相当する600万円の慰謝料をまとめて賠償する旨の指針が示されている。丙A4,丙C16）においても、上記イのとおり、避難生活が長期化し、本件事故以前の住居環境を相当期間にわたって喪失したことに係る不安や精神的苦痛がすでに賠償対象とされていることから、中間指針第四次追補は、「第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成26年3月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」（丙A5の6頁）とし、中間指針第二次追補に基づく600万円の一括賠償がすでになされていることを前提として、中間指針第四次追補に定める避難が長期化する場合の慰謝料と、中間指針第二次追補に基づく避難慰謝料（平成26年3月以降に相当する既払い分）との間の重なり合いを認めて、1000万円の慰謝料額から重複分を控除することとし、第3期（避難指示区域の見直し）の始期が平成24年6月の場合には、控除後の額は70

0万円とするとの指針を示しているものである。

エ このような月単位で賠償される避難慰謝料と帰還困難区域等において認められる避難が長期化する場合の慰謝料の関係については、審議会の審議経過からも確認することができる。

例えば、審査会の能見会長は、中間指針等の策定に先立ち「仮に戻る見通し
がつかないということになりますと、これは避難していることによる慰謝料を
その後ずっと毎月毎月賠償していくというスキームはもはや適当ではなくな
り、ちょうど交通事故などで、後遺症が残る形で症状が固定するという状態が
ありますけれども、その症状を固定した後の後遺症に対する賠償みたいなもの
が生じて、そういうものを考えざるを得ない時期がどこかでは想定されるとい
うことになるのではないのでしょうか。」（下線は控訴人東京電力代理人による。
以下同じ。丙A14の25頁）と述べていることとも整合している。

また、中間指針第四次追補の策定に当たっての審議（第36回審査会、平成25年10月25日開催）において、能見会長は以下のように発言している。

「恐らく今までの慰謝料は毎月毎月ということで続いていく形で、その毎回毎回の毎月毎月の慰謝料というか精神的損害を考えていたわけですが、もし今、もう故郷を失ったということでその慰謝料が払われると、毎月毎月分というのはやっぱりそこの中にもう入ってしまうので、今までの払われた分はもちろんそれは調整しませんけども、というか、それも調整するという考え方はあるかもしれませんが、それは調整しませんが、未払部分については何らかの形で調整が必要にならないのでしょうか。」（丙A19の28頁）

さらに、能見会長は、平成25年12月26日に開催された原子力損害賠償紛争審査会（第39回）においても、以下のように発言している（丙A20の10頁）。

「今回、これは今まで生活費と慰謝料とを含めて、毎月幾らという形で慰謝料として賠償を認めてきたわけですが、今回、もう戻れないであろうと、

そういう意味では、故郷を喪失される方についての純粋な精神的な苦痛の部分の慰謝料というものをここで決めるということをしたわけでございます。

これは理論的には、簡単に言うと、故郷を失ったということで、その慰謝料はどのぐらいかということをごをここで考えているわけですが、この精神的苦痛はもちろんずっと続いていくものでございますけれども、故郷を失ったという段階でどれだけの精神的苦痛があるとかというのが理論的には計算できる。これは父親とか家族の一員が死亡した場合も同じで、死亡したことで、こちら死亡慰謝料はいろんな考え方があるのですが、死亡した本人とかいうのもありますけれども、死亡したことで残った遺族たちがこうむる苦痛というのも、これもずっと続くことですが、しかし、死亡ということが起きた段階でどれだけの精神的な苦痛があったかということをご、一律というか、その時点でもう全てを計算するというごをしておりますので、精神的な損害の賠償というものが、今までの避難している間の生活の苦痛というのとは違って、故郷を失ったということの慰謝料でありますと、これはもうある時点でこれだけのものごであるという判断をするというのには、むしろ従来の裁判所の判例の考え方でもあり、法律家の皆さんは普通こういうふうにごを考えておられますので、この審査会としても、そういう考え方で、一括の慰謝料というものを決めたというものでございます。

このように、帰還困難区域等においては、他の区域とは異なり、「もう戻れないであろう」という評価に基づいて、慰謝料額について避難が長期化する場合の慰謝料において一括評価された場合には、以降の避難慰謝料の毎月毎月分はその中に入ってしまうと考えられるのであり、それまで月単位でまとめて賠償されていた避難慰謝料と避難が長期化する場合の慰謝料との調整の問題が生ずると考えられていることが示されており、両者が別個の損害を観念しているものではなく、後者では「帰還し得ない」という評価が成立した場合における慰謝料額の「包括評価」の問題を扱っているにすぎないと解するのが相当である。

オ このように、月額10万円を基礎とする避難慰謝料と中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料は、連続性のあるものとして捉えられており、それゆえ、両者間の賠償対象の重複の調整が行われている。このような審査会の審議経過に照らしても、また、紛争の一次的解決という観点を考慮しても、両者は訴訟物として一つのものであると考えられるべきである。

カ 原判決の説示を全体としてみれば、1人月額10万円の避難慰謝料（継続的損害の賠償）と中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料の関係については、正しく理解されているものと考えられるが、いずれにせよ、このような観点からも、平穩生活権侵害による損害と「ふるさと喪失」損害とが別個の訴訟物になると解することは相当でないことに留意されるべきである。

（4）確定的・不可逆的損害としての「ふるさと喪失」による慰謝料の位置付けについて

なお、原判決は、上記のとおり、訴訟物の個数について説示内容の混乱が見られるが、この点を除けば、中間指針等に基づく避難慰謝料と避難が長期化する場合の慰謝料の把握については、上記（2）で述べた控訴人東京電力の理解と同じであり、極めて正当であると評価できるので、以下で念のため言及する。

すなわち、本件訴訟において、一部の1審原告ら（避難等対象者）が旧居住地での生活を確定的、不可逆的に喪失したとする「ふるさと喪失」による慰謝料の請求をしたのに対して、原判決は、（ア）帰還困難区域等においては、帰還が相当長期間にわたって困難であり、社会通念上帰還不能になったものといっして差し支えないと認められるところ、このような場合に、帰還可能となるまで精神的損害の賠償を長期にわたって継続させるよりも、社会通念上帰還が不能となった後の一定の時期をもって、平穩生活権侵害による継続的損害の賠償は終了し、帰還不能による損害に包括評価して定額の賠償を行なうことによることも許されるというべきであるとして、このことは交通事故による入通院慰謝

料が症状固定により後遺症慰謝料として包括評価され、以後、入通院が継続しても別の損害とは評価されないことと対比することもできると説示し（196頁）、（イ）その上で、中間指針第四次追補に基づく帰還困難区域等の住民に対する避難が長期化する場合の慰謝料も同趣旨のものであり、その慰謝料額1000万円は相当であると判断していること（196～197頁、290頁）、（ウ）他方で、旧居住地が居住制限区域等の1審原告らについては、中間指針第四次追補は、避難指示解除後1年間の継続的賠償の継続を認め、確定的、不可逆的損害の発生を認めていないとした上で、旧居住制限区域等においては、「既に避難指示が解除され、又は概ね平成29年3月頃までの解除が見込まれており（証拠略）、避難指示の解除によって直ちに精神的損害の発生が終了するものではないが、解除後一定期間の経過により精神的損害の発生も終了することが見込まれるのであり、一括賠償をもって継続的賠償の継続を終了させるまでの必要性は認められない」と説示して、月額10万円の継続的損害の賠償とは別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められないとし（291頁）、（エ）「生存と人格形成の基盤」が破壊・損傷されたこと自体による被害も独立した損害として評価されるべきであるとの1審原告らの主張に対しては、これらの事情は平穏生活権侵害の考慮要素として考慮するならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償とは別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難であると説示して（292～293頁）、1審原告らの「ふるさと喪失」慰謝料に係る請求をいずれも棄却したものであるが、かかる判断は極めて適切・妥当なものであって、この点には何ら不服はないものである。

（5）小括

以上のとおりであり、平穏生活権侵害による慰謝料請求と「ふるさと喪失」による慰謝料の各請求は、1審原告らの請求の立て方にかかわらず、1個の訴

訟物を構成するものと解されるべきである。

原判決が引用する最高裁判決(昭和48年4月5日民集27巻3号419頁)では、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害は、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示されているところ、かかる判示の趣旨を踏まえても、同一の本件事故に起因して生じた避難生活によって、かかる精神的苦痛が同時に生じているという場合においては、両者を訴訟物としてことさら区別するという発想には至らないものというべきであり、そのように精神的苦痛の種別を細分化して捉えなければ、訴訟当事者の防御権の行使の観点から問題が生ずるといふ事情も見当たらないといふべきである。

なお、交通事故における人身傷害においては、傷害慰謝料と後遺障害慰謝料とは別の訴訟物であると解されているが、これは、後遺障害がいつ発生するか不明なので、既判力の範囲の点を考慮して、別物とされているにすぎない。これに対して、本件事故に関しては、避難が長期化する場合の慰謝料に関する中間指針第四次追補は、本件事故発生から3年以内の平成25年12月26日に策定されて、帰還困難区域等については一律に、翌年4月から控訴人東京電力による賠償請求の受け付けが開始されている実情にあり、後遺障害に類する確定的損害が本件に関していつ生ずるかわからないという性質は存しない。

そして、本件事故後の避難指示区域内の空間線量率の状況等に鑑み、長期間帰還が困難であり、移住を余儀なくされたとの規範的評価が成立する場合には、以後、「生活基盤の喪失やコミュニティの喪失などによる精神的苦痛については、(後遺障害慰謝料と同様に)一括して評価する」というのが避難が長期化した場合の慰謝料の考え方であるといひ得るから、かかる要素を元々考慮対象としている避難慰謝料と避難が長期化する場合の慰謝料の間には同質性・連続性があり、両者間で賠償額の融通も認められるべき実質があり、実際にも、中間指

針第四次追補は、既払いの避難慰謝料と避難が長期化した場合の慰謝料額（1000万円）の重複の調整を行っているものである。そうだとすれば、両者の訴訟物を別個に観念するという特別の考慮を払う必要は全くない。

したがって、このように避難指示等によって本件事故発生直後から同時に生ずる生活基盤やコミュニティの喪失等の精神的苦痛と新生活の苦難に係る避難生活による精神的苦痛とを別個の訴訟物であるかのように扱うことは妥当でなく、原判決が平穩生活権侵害による慰謝料請求と「ふるさと喪失」慰謝料請求とを別個の訴訟物であるかのように判断している点は誤りである。

2 平穩生活権侵害による慰謝料請求の成否の判断枠組みについて

原判決においては、1審原告らの平穩生活権侵害の慰謝料請求について、1審原告らの本件事故時の居住地（旧居住地）の避難指示区分によって、①帰還困難区域、大熊町又は双葉町、②居住制限区域・旧居住制限区域、③避難指示解除準備区域・旧避難指示解除準備区域、④旧特定避難勧奨地点、⑤旧緊急時避難準備区域、⑥旧一時避難要請区域、⑦自主的避難等対象区域、⑧自主賠償基準の対象区域（県南地域及び宮城県丸森町）、⑨区域外の9つの区域にグループ化して、それぞれ共通被害を認定し、「中間指針等による賠償額」を超える損害額の有無を問題としている（155頁）。

原判決は、そのような平穩生活権侵害の判断において、まず、総論として、その被侵害法益を、「社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穩な生活を妨げられない利益」とした上で、その成否の判断枠組みとして「放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穩生活権侵害となるか否かは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、⑤

その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである。」と説示している（152～153頁）。

また、原判決は、上記の平穩生活権侵害の成否の判断枠組みの上記①ないし⑤の5つの考慮要素について、それぞれの具体的な内容を説示している（153～154頁、以下、原判決の示す平穩生活権侵害の成否の判断枠組みを「原判決判断枠組」という。）。

以上のとおり、原判決判断枠組は、政府による避難指示等によって避難を余儀なくされた避難等対象者についても、避難指示等の対象となっていない区域の住民である1審原告らに対しても、共通して適用される判断枠組みとして採用されているものであると解される。

このような原判決判断枠組については、個々の類型化されたグループに係る判断及び当てはめについては、別途その適否を後述するが、総論的な観点から次の点を指摘する。

ア まず、かかる判断枠組みは、空港騒音訴訟や基地訴訟、工場による近隣騒音、粉塵訴訟、大気汚染公害訴訟において用いられている枠組みを原判決が参照したものであるが、まず、本件事故による被害の有無を検討すべきである。そして、政府による避難指示等によって避難を余儀なくされた区域については、避難指示等対象者に被害が生じており、審査会は、その被害の実情に基づいて、中間指針等を策定したものであるから、審査会が定めた慰謝料額は十分に合理的なものであると評価されるべきである。また、避難等対象区域外については、本件事故による放射線の被害は問題とならず、それゆえ政府による避難指示の対象とされなかった区域であり、本件事故以前に比して空間線量率の上昇は認められているものの、年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準に止まっていることは広く周知されている実情にあるから、客観的かつ具体的な危険が生じているとはそもそも評価できない区域であることを踏まえて、違法な権利侵

害が生じているか否かについて検討されるべきである。

イ 原判決判断枠組は、避難等対象者よりもむしろ避難をせずにとどまった自主的避難等対象者などを主として念頭に置いて提示されているものとも考えられるが、例えば、原判決が援用している最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁〔レディミクストコンクリート製造工場事件〕においては、行政命令に反して違法な工場の操業を約8年間継続し、それによる騒音や粉じんが生じていたことに伴い、当該工場に隣接する住民（被上告人）が慰謝料を請求した事案において、最高裁は、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである」とした上で、「原審は、被上告人の現在の住居に流入する騒音の程度等について審理せず、漫然と被上告人の被害が続いていると認定した上、前記のような各判断要素を総合的に考察することなく、上告会社の違法操業の態様が著しく悪質で違法性が高いことを主たる理由に、上告会社の本件工作物の操業に伴う騒音、粉じんによって被上告人の権利ないし利益を違法に侵害していると判断したものであるから、原審の右判断には、法令の解釈適用の誤り、ひいては審理不尽、理由不備の違法があ」と判示している。

このように、総合判断を行なう場合においても、いかなる侵害行為が客観的に生じているかを認定し、これによる権利侵害の有無を判断することは極めて重要であることに留意する必要がある。

ウ 原判決は、総合判断に基づく前記原判決判断枠組を掲げながらも、個々の原判決認容部分においては、結局のところ、当該地域の空間線量率において、年

間換算をした場合に年間20ミリシーベルト、10ミリシーベルト又は5ミリシーベルトを上回るかどうかという基準を自ら設定して、事実上かかる基準のみに基づいて「中間指針等による賠償額」を超える損害の有無を判断しているものであり、これは低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見にも明らかに反した不合理な「被害」の認定である上³、自らが定立した総合判断に基づく判断枠組みをも放棄しているものと評価せざるを得ない。

本件訴訟における控訴人東京電力に対する1審原告らの請求は、原賠法3条に基づくものであり、「原子力損害」(原賠法2条2項)の定義に従い、「放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害」が賠償の対象となるものであるから、1審原告らの慰謝料請求を考えるにあたっては、放射線の作用によっていかなる危険が生じているかという点を基本として、その他の事情も考慮の上で、1審原告らの権利侵害の有無が検討されなければならないというべきである。そうでなければ、具体的危険の存在を捨象した不安感を法的保護の対象とすることになってしまい、妥当でない(丙A41の7頁)のである。

エ 原判決は、原判決判断枠組の考慮要素の中で、「①侵害行為の態様、侵害の程度」について、具体的に「平穩生活権侵害の成否は、低線量被曝に関する知見等や社会心理学的知見等を広く参照した上で決するべきである。」と説示しているものの(153頁)、各区域の損害の成否の具体的な判断において、低線量被ばくに関する知見等として、年間20ミリシーベルトを下回る低線量被ばくが健康に影響を及ぼすかどうかについて具体的には何らの検討が行なわれておらず、また、そのような知見が広く周知されていることについても適切に考慮されていない。

また、原判決は、「②被侵害利益の性質と内容」について、具体的に「政府による避難指示等により居住及び移転の自由が法的に制約されたか否かは重要な

³ 国際的にも合意された科学的知見によれば、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量においては、健康リスクは実証されておらず、その健康リスクはあるとしても他の要因によって隠れてしまうほど小さいものとされている(丙B5)。

要素となるが、それだけで平穩生活権侵害の成否が決まるものではなく、本件事故により原告らの生活に影響した社会的事実を広く参照して決するべきである」と説示するが（153頁）、各地域の損害の成否の具体的な判断において、社会的事実はいくつか具体的に一切考慮されている形跡がなく、一部の測定地点の一時的な空間放射線量の動向を事実上唯一の根拠として、広範な区域の住民全体に対する慰謝料を定めている点が誤りであることは前述のとおりである。また、被侵害利益として重要である生命・身体的利益への侵害の程度という観点からも、年間20ミリシーベルトを下回る放射線被ばくについては、科学的知見に照らして健康に影響を及ぼすものとは認められないという点について考慮されている形跡がなく、「原子力損害」の発生有無の検討にあたって、最も重要な事項について検討されていないといわざるを得ない（このため、慰謝料発生の根拠事情がいかなる危険であるのかが全く特定されず、権利侵害の基礎付けの説明がなされないまま、慰謝料の額の認定が行われてしまっている。）。

さらに、原判決は、「④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況」として、「本件事故の進展に対する不安が合理的に存在する状況にあったか否かも考慮要素となる」と説示し、また、「⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等」として、「本件においては、新たな放射性物質の放出を抑制する措置が取られたか否か（各原子炉の冷温停止状態が達成されたか否か）、除染の進展状況等が考慮要素となる」と説示している（154頁）。この点、本件原発の状況については本件事故発生後冷温停止に向けた取り組みが進められ、平成23年4月6日から同月21日にかけていわき市、郡山市や福島市などにおいて小中学校等の授業が始められており（丙C141の1、丙C325、丙C122の3）、同年4月22日には、本件原発から20～30キロメートル圏内の屋内退避指示が解除されていること、それまでの間に、避難指示等対象区域外の放射線の状況が健康に影響を及ぼすものでないことについては新聞報道等によって情報提供がなされているのであるが（丙B24の1～

30), 原判決は, これらの事情を具体的に認定していない。当然のことながら, このような社会的な事情も十分に斟酌される必要がある。

以上のとおり, 原判決の判断は, 特に, 避難指示等対象区域外の各区域の慰謝料請求権の具体的な判断に当たって, 総合判断の名の下で, 事実上, 空間放射線量のみを考慮要素とし, 他の考慮すべき事情を全く考慮せずに判断しており, かつ, そもそもそれぞれの区域の空間放射線量それ自体がいかなる具体的な危険を住民に及ぼすものであるかについても何ら判断していないという点で, 慰謝料を基礎付ける権利侵害の有無の判断のあり方として著しく不合理であり, 原判決が参照している最高裁判決の考え方からも大きく乖離したものとなってしまっていると評せざるを得ないのである。

その上で, 各地域毎の判断の誤りについては, 後にそれぞれの箇所ですべて具体的に述べることにする。

3 原判決の前提となる事実関係に関する認定の誤り

原判決は, 上記のような総合判断に基づく原判決判断枠組を示した上で, 本件事案に関する前提となる事情として, 以下のとおりの項目に従い, 事実認定を行っている。

- 「2 政府による避難指示等 (156～158頁)
- 3 中間指針等による賠償の枠組み (158～165頁)
- 4 低線量被曝に関する知見等 (165～183頁)
- 5 社会的事実等 (183～192頁)」

しかしながら, 原判決によるこれらの事実認定及びその評価については, いくつかの誤りを含んでおり, 以下において, 原判決の「低線量被曝に関する知見等」及び「社会的事実等」における事実認定の誤りについて明らかにする。

(1) 「低線量被曝に関する知見等」の誤り

ア 原判決は、低線量被ばくに関する科学的知見として、年間20ミリシーベルトの被ばくの具体的な健康リスクについての事実認定を欠いている点において不適切であること

原判決は、低線量被ばくに関する科学的知見に基づく具体的な健康リスクについて、「100mSv以下の被曝線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている」と適切に認定している(165頁)。

その上で、原判決は、100ミリシーベルト以下の領域においてもリスクは被曝線量に応じて直線的に増加するという見解(LNTモデル)を紹介しているが、LNT仮説については、ICRP(国際放射線防護委員会)において、放射線防護の目的のための安全側の想定として採用されているものの、これが仮説に止まっており、何ら実証されていないものであること、また、LNTモデルに基づき年間20ミリシーベルトの被ばくをした場合の客観的なリスクの程度については、野菜不足や肥満などの社会生活上受け入れられているリスクに比しても小さいとされていることなどの科学的に受け入れられている事実をことさら認定していない点は問題である(特に、後述のとおり、原判決は、年間20～10ミリシーベルト換算の空間放射線料率の観測地点の存在を唯一の根拠として賠償範囲の判断をしていることからしても、その基本となる事実認定を欠くことは根本的な理由不備に当たるといわざるを得ない。)

国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、更に、本件事故

において政府による避難指示の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについては、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされており、かかる事実は、裁判上も広く認定されているところである（丙B5）。

したがって、原判決における低線量被曝に関する科学的知見の認定は不十分であり、この点の事実認定の曖昧さが個々の区域（特に避難指示等対象区域外の区域）における原判決の判断に影響を及ぼしているのである。

イ 原判決が、本件事故当時の国内法令の定めについて、実質的には、年間1ミリシーベルトを超える公衆の被ばくは許容されていなかったとしていることの誤り

原判決は、本件事故当時、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）35条1項の委任に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）による「周辺監視区域」に関する規定等を踏まえて、以下のとおり説示する（169頁）。

「本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかったが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が1 mSv/y以下となるよう放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1 mSv/yを超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえる（もっとも、そのことを直接的に規制する法令の規定はなかった。）」

確かに、我が国の原子炉等規制法関係法令においては、ICRP勧告を踏まえて、原子炉設置者による周辺監視区域外での放射線量の規制値が年間1ミリシーベルトとされている（炉規法35条1項、実用炉規則1条2項6号（現2条2項6号）、「同規則の規定に基づく線量限度を定める告示」3

条1項)。

しかしながら、この年間1ミリシーベルトの数値は、原子炉を設置・運転等する際に発生する周辺監視区域外の地点における空間放射線量を規制するためのものであり、これをもって原判決が説示するように「1mSv/yを超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえることができる」ということはできない。

すなわち、原子炉設置者における平常時における空間放射線量については、ALARA⁴の原則（放射線防護の考え方であり、放射線被ばくについては合理的に達成可能な限り低いものとするとの考え方）に基づいて、周辺監視区域外において年間1ミリシーベルトの規制値が定められているが、このような数値は安全と危険の境界を意味するものではなく、前述のとおり、100ミリシーベルトを下回る放射線被ばくの健康リスクは他の要因の影響によって隠れてしまうほど小さく、検出することが困難とされているものであるから、年間1ミリシーベルトを超えれば、放射線による健康被害が生ずるといえるものではない。

実際に、ICRPも、緊急時被ばく状況の下では、年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの間で参考レベルを設定するものとしており、政府による避難指示の基準としても、ICRPの示す年間20～100ミリシーベルトの範囲のうち最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルトが採用されている（丙B10の1～2頁）。

このように、平常時被ばくに関する我が国の国内法制上、年間1ミリシーベルトが原子炉設置者に対する規制値とされているとしても、不法行為法上、かかる数値を超えれば具体的な健康への危険が生ずるといえることを何ら意味するものではなく、実際に、日本人1人当たりが実際に受けている自然放射線の量の平均は年間2.1ミリシーベルトとされており（丙B4）、年間

⁴ As Low As Reasonably Achievable の頭文字を採ったもの。

1 ミリシーベルトの被ばくが許容されていないという説示自体がそもそも誤りである。

したがって、慰謝料額の判断に当たって年間1 ミリシーベルトを超える空間放射線量となっているか否かを検討することには何らの意味がない。

ウ 社会心理学的知見について、本件原発による低線量被ばくによる健康影響に与えるリスクが小さい場合においても、1 審原告らの不安が賠償に値しない単なる不安感であるとはできないとする原判決の認定の誤り

原判決は、社会心理学的知見について、一般人のリスク認知は事象を主観的・直観的に認識してその事象を避けたり受け入れたりしている（主観説）とされ、また一般人のリスク認知に影響する因子は、「恐ろしさ因子」と「未知性因子」に分けられると認定する。その上で、原判決は、中谷内一也証人が原発事故後のリスク認知にとって影響が大きいのは低線量被ばくのリスクであるが、恐ろしさ因子、未知性因子も高いものと証言していると認定した上で、「このことは、原告らが被曝した追加被曝線量が客観的にみればそれほど高くなく、健康影響に与えるリスクが小さいとしても、だからといって、原告らの不安が不合理なものであるとか、およそ賠償に値しない単なる不安感であるとかいうことはできないことを示している」と説示している（176～177頁）。

しかしながら、このような社会心理学的知見は、一定の不安を感じるとする対象者について、その不安のあり方や不安の成り立ちについて社会心理学的観点から分析しているものにすぎないから、そのような知見によって「その不安が賠償に値するか否か」が定まるものでないことは明らかである。賠償に値する不安といえるためには、その前提として、客観的な侵害行為があり、それによって生じている状況が受忍限度を超える違法な権利侵害と評価されるのか否かという観点から法的評価に基づいて決せられるものである。

また、中谷内証人においても、各種のハザードについて、これをどの程度の大きなリスクと捉えるかというのは人によって異なる（個人差がある）ことを認めており（中谷内尋問調書30頁）、主観的な不安が存すると回答した者がいることをもって、慰謝料請求が基礎付けられるものでないことも明らかである。

さらに、中谷内証人においても、本件事故後における低線量被ばくに対するリスク認知において直感的な不安感が生ずるとしても（経験的システム）、そのような「経験的システム」のみによって不安感に基づく行動が定まるものではなく、重大な判断がなされる際には、「分析的システム」も機能して、放射線の影響についての科学的知見等の収集や行政の対応等の客観的な事情の確認・分析を通じて、そのリスクの程度・強度についての分析が行われるのが一般であると考えられる（中谷内尋問調書35～38頁）。

そして、上記のとおり科学的知見に基づく低線量被ばくによる具体的な健康リスクは認められず、このことは本件事故直後から広く周知され、実際にほとんどの区域外の住民は自主的避難をしていないことなどからすれば、中谷内証人の証言内容からしても、感覚的な不安の存在のみをもって慰謝料を論ずることが不適切であることはいうまでもない。

したがって、本件事故に起因する低線量被ばくに対する不安を感じる1審原告らがいるとしても、それが慰謝料請求の対象となるべき不安かどうかは、社会心理学的知見から基礎付けられるものではなく、客観的な危険を踏まえた権利侵害の有無に関する法的評価を通じて決せられるべきであり、社会心理学的分析によって慰謝料請求が基礎付けられるかのような原判決の上記認定は誤りである。

エ 本件事故に関連するストレス調査等について、アンケートの回答者の属性や居住地域に由来して生じる回答の偏りを十分考慮せずに調査結果に基づき事

実認定していることの誤り

原判決は、ストレス調査の認定として、「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」、「福島子ども健康プロジェクト」、「子どもストレス調査」の調査結果の内容を摘示している（178～183頁）。

しかしながら、このようなアンケートの調査結果を検討する際には、回答者の属性や居住地域に由来して生じうる回答の偏りを十分に考慮しなければならず、このような偏りを度外視して、アンケートの調査結果を一般化することはできない。

この点に関して、原判決が取り上げている上記調査結果（アンケート結果）についてみれば、「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」では、回答者の割合が就学前児童を持つ世帯の保護者及び小学校児童を持つ世帯の保護者が高くなっており（甲C190の1の1－1頁，甲C190の2の2－2頁），「福島子ども健康プロジェクト」は、回答者が「9市町村で3歳児（本件事故時）をもつ一定の年齢層の母親」に限定されており，一般的な年齢層の男女均等な住民の意識を調査したものではない（甲C58）。また、「子どもストレス調査」は、回答者が「福島市，郡山市の小学校，幼稚園・保育園に通学・通園する保護者」に限定されており，一般的な住民の意識調査をしたものでない（甲C194）。また，原判決がストレス調査として取り上げる他のアンケート結果も，居住地域の偏りが存在する。

以上のとおり，ストレス調査等の結果について，アンケート回答者の属性や居住地域に由来して生じうる回答の偏りを考慮せずにその結果を摘示し，1審原告らに広く当てはめることは相当ではない。

また，このようなアンケート調査では，回答者において，不安があるという方向性が強調して現れる傾向があること，また，そもそも回答をしていない世帯が多数存在すること，回答者の中でも大きな不安があるとは回答していない回答者も相当数存在しているという実情（いわき市民調査と福島市民調査では，

大きな不安があると回答したのは回答者の半数以下であった。)に鑑みても、全体としての傾向を必ずしも的確に把握することができず、かかる調査結果から、1審原告らの不安に対する法的評価を下すことはできないものというほかない。

さらに、「不安が大きい」という選択肢を選択した回答者においても、その不安の程度や内実は様々な幅があり得ると考えられるのであり、その不安の程度を一概に把握することはできない。

以上に加えて、そもそも、本件事故後における本件事故による低線量被ばくに対する不安が避難指示等対象区域外の住民の間に存在するとしても、そのことによって直ちに慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。社会生活を送る上では様々な不安が生ずるものであり、その中には客観的な危険に基礎付けられた違法な権利侵害に当たるとして慰謝料を基礎付ける程度の不安もあれば、抽象的かつ漠然とした不安などのように個人差を含めて、結局のところ心理の持ち方次第で生じたり、生じなかったりする不安まで様々である。

したがって、本件事故後における避難指示等対象区域外における低線量放射線被ばくによる不安が、慰謝料を基礎付ける程度の不安に当たるのかどうかについては、権利侵害の問題である以上、その前提として、同区域外における放射線量の状況に基づく客観的な危険の程度を基礎として定められるべきである(ただし、そのような客観的な危険の程度を基礎としつつ、本件事故発生当初の時期における本件原発の状況が不安定であったことや情報の混乱などの要素も加味した上で、一定の合理的な範囲の地域及び期間において慰謝料の対象となる精神的苦痛が生ずることまでを否定するものではない。中間指針追補による自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償の指針参照。丙A3)。

この点については、本件事故に関する慰謝料請求(旧緊急時避難準備区域

の住民が原告)が問題となった事件の判決において、東京高裁も、以下のとおり説示している(丙A34。下線は控訴人東京電力代理人による。)

「証拠(略)によれば、南相馬市の市民の多くが、平成24年以降、平成27年に至るまで、放射線による人体への影響について、一定の不安を抱いていることを認めることができる。

しかしながら、多くの市民が何らかの不安を抱いていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということとはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういった不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。

証拠(略)上、100ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されている訳ではないことが認められるものの、先に判断したとおり、現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである(なお、控訴人は、ICRP(国際放射線防護委員会)が、LNTモデル(年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠略)に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及

ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることはできない。)。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。

その他、本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。

よって、かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」(以上、4～5頁)

また、本件事故に関して東京都に在住する原告による慰謝料請求事件においても、東京高裁は次のとおり説示している(丙A41)。すなわち、当該事件の控訴人(1審原告)は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定した上で(丙A41の6～7頁)、「控訴人がそのような具体的な不安を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、具体的な危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でな」と説示している(7頁)。その上で、1

審判決が摘示した事実等を踏まえて、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥しているのである。

このように、アンケート調査等によって、その回答者についての大まかな心理状態については把握することができ、一定の不安が存在することが窺われるとしても、そのような不安の存在のみから、直ちに慰謝料請求権が基礎付けられるものではないのである。

(2) 社会的事実等についての事実認定の誤り

ア 水の汚染についての認定の誤り

原判決は、本件事故後の水道水の摂取制限の状況を認定した上で、水道水の汚染の結論として以下のとおり認定する（183～184頁）。

「このように、水道水の汚染は、成人の健康に影響を及ぼすようなレベルではなく、成人に対する摂取制限のなされた飯舘村及び摂取制限の対象となった乳児のいる家庭を除けば、独立して賠償の対象となるような権利侵害（水質汚濁）とまではいえないにしても、原告らは、人の生活に不可欠な水道水にまで放射能汚染が及んでいることを知り、本件事故による放射線被曝に対する不安をいっそう強めることになった。」

しかしながら、厚生労働省は、本件事故直後から、福島県をはじめ周辺各県の水道水の放射性物質の検査結果を順次公表し、最新の客観的な情報を提供しており、福島県内の水道水については、平成23年3月25日の段階で、直近の調査結果として、水道水が指標値を超えていないことを公表するとともに、その安全性についても「指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低く、代替飲用水が確保できない場合には飲用（乳児による水道水の摂取を含む）しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。」と厚生労働省のホー

ムページにおいて情報提供がされている（丙C185）。

また、乳児に対する摂取制限措置がとられた市町村についても飯館村を除き、平成23年3月23日から同年4月1日にかけて順次、摂取制限は解除されており、飯館村についても同年5月10日に解除されており、その情報は、各自治体のホームページや広報車による広報により周知されている（丙C186）。

以上のとおりであり、成人に対する水道水の摂取制限については飯館村を除く市町村においては出されておらず、また、乳児に対する水道水の摂取制限も、本件事故発生直後の時期において出された市町村はあるものの、飯館村を除き平成23年4月1日までは解除され、飯館村においても同年5月10日までに解除されており、その後は福島県内の乳児を含めて水道水の摂取制限はなされていないという実情にある。そして、水道水の摂取の安全性については、専門家及び専門機関の見解が新聞報道やホームページなどで重ねて公表されており（丙B19の5, 7, 丙B20, 丙B22, 丙B23, 丙B24の2, 3等）、実際に多くの住民が水道水を利用していたと考えられる。

このような水道水の検査や摂取制限等に係る取り組みの状況等を踏まえれば、本件事故発生当初の時期において、水道水の利用について1審原告らが漠然とした不安を感じたとしても、実際に1審原告らが居住していた地域は、水道水の摂取制限がなかったか、あったとしても対象者は限定され、本件事故発生後概ね3週間以内には解除されていたものであるから、これによって直ちに1審原告らの具体的な法的権利が害されたとはいえず、仮に避難指示等対象区域外の住民において、そのような不安が生じたとしても、自主的避難等対象者に対する「中間指針等による賠償額」において慰謝されるものといえるから、いずれにせよ、「中間指針等による損害額」を超える1審原告らの請求を基礎付けるものではない。

イ 食品の汚染についての認定の誤り

原判決は、食品の汚染について、食品の暫定規制値の状況や農作物の出荷制限や出荷自粛要請を認定した上で、食品の汚染の結論として以下のとおり認定する（184～186頁）。

「これら食品や農作物の汚染により、農業や畜産業を生業としていた原告らは大きな打撃を被り、それ以外の原告らも、これまで福島県内の豊かな自然から享受してきた果樹、農作物、きのこ、山菜、川魚、野生鳥獣などの自家消費ができなくなった。」

しかしながら、原判決の食品の汚染についての認定は、農作物を生産する立場にある1審原告らには妥当しても、その他の1審原告らには当てはまらない。また、農業や畜産業に従事していた1審原告らに生ずる本件事故と相当因果関係のある農業損害については、別途営業損害として賠償がなされているものであり、区域外の場合には出荷制限による逸失利益や風評被害による逸失利益の賠償がこれまでもなされており、今後についても出荷制限等による損害については2017年1月以降の営業損害として直近の年間逸失利益の3倍相当額を賠償することとし、風評被害については賠償を引き続き継続することとしている（丙C190）。このような農業の損害（逸失利益等）という財産上の損害については、その賠償をすることにより損害が填補されるものであり、1審原告らに共通する精神的損害を基礎付けるものとはならない。

また、農作物の自家消費の点についても、そもそも農作物を自家消費していない多数の1審原告らには全く当てはまらない事情である上、野菜の出荷制限の状況については丙B第58号証のとおりであり、避難指示等対象区域外の地域においては、平成23年5月頃までには出荷制限が解除されているものが多く、平成23年度より農業を再開して出荷している避難指示等対象

区域外の1審原告らが存在することは原告本人尋問の結果からも明らかである。

農林水産省は、平成26年4月から平成27年3月までにおいて、野菜について、福島県産を含む202品目、約17000点の検査を実施し、また、果実について、福島県産を含む53品目、約3300点の検査を実施しているが、その結果、いずれについても放射性セシウムの基準値を超えたものはなかったとしている（丙C199、丙C200参照）。また、平成26年産の麦・大豆・そばの放射性物質の検査では、麦とそばについては、福島県を含むすべての検査において基準値を超えた事例はなく、大豆については、基準値を上回ったのは、総検査点数に対して0.1%に当たる2点であった（丙C201）。

このような、本件事故後における野菜の作付制限の状況や農作物の検査結果等を踏まえれば、本件事故後において避難指示等対象区域外において、自家消費が不可能になったかのようにいう原判決の上記説示も誤った事実認定である。

ウ 海の汚染についての認定の誤り

原判決は、海の汚染について、海産物の出荷制限や漁業の操業自粛の状況を認定した上で、海の汚染の結論として以下のとおり認定する（186頁）。

「これにより、漁業や海産物販売を生業としていた原告らは大きな打撃を被り、それ以外の原告らも、これまで福島県内の豊かな漁場から享受してきた魚介類を従前のように食べることができなくなった。」

しかしながら、確かに本件事故によって、漁業や海産物販売を生業としていた1審原告らについては大きな影響が生じたことは否定できないが、福島県沖の漁業については東日本大震災に伴う地震・津波によってそもそも大きな損害が生じている点も看過されるべきではない。また、かかる事情は、漁

業や海産物販売を生業としていた者に係る事情であって、1審原告らに共通する損害には当たらない。さらに、控訴人東京電力は、1審原告らのうち漁業やその関連産業に従事する者に対しては、本件事故と相当因果関係の認められる範囲において漁業損害の賠償を行なっており、その経済的な損失については別途填補されるものである。

次に、「それ以外の原告らも、これまで福島県内の豊かな漁場から享受してきた魚介類を従前のように食べることができなくなった。」との点についても、東日本大震災に伴う地震・津波及び本件事故の影響によって、福島県産の海産物を食べる機会が減少したとしても、県外産の海産物については本件事故後も市場に出回っており、食することはできるから、「福島県産の海産物を食することができない」という事情をもって、1審原告ら各人の法的に保護された権利利益が侵害されたとは評価できない。したがって、かかる事情をもって、1審原告ら各人の慰謝料請求権の発生原因であると解することはできない点に留意が必要である。

福島県内においては、水産物を取り扱う卸売市場として、中央卸売市場2箇所（福島市中央卸売市場、いわき市中央卸売市場）及び水産物産地市場6箇所が、本件事故後も開場し、水産物を取り扱っている状況にある（丙C206）。また、これらの卸売市場の水産物の取扱額は、本件事故前後で大きな変化はない。また、県内産と県外産の鮮魚の取扱額の比較についてみれば、本件事故後に県内産の鮮魚の取扱額は減少しているが、そもそも本件事故前においても、県内産の取扱額は全体の取扱額の概ね1～2割程度であり、その大部分は県外産が占める状況にある（丙C206の20頁の水産物のグラフ）。

そして、区域外においては、食料品を取り扱う多数のスーパーや小売店が本件事故後において営業を継続し、多くの水産物が販売されており、福島県産及び近隣県産の水産物を購入することが可能である。

また、福島県産の海産物についても検査のうえ安全性が確認された上で流通に供されており、そのことは周知されている（丙C187, 丙C204）。

したがって、このような状況において、福島県産の海産物を食べる機会が減少し、また、福島県産の海産物の摂取に不安を抱くことがあったとしても、1審原告ら各人の法的権利の侵害にあたるとはいえない。

第4 帰還困難区域等の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り

1 原判決の説示とその誤り

原判決は、帰還困難区域等の旧居住者の平穩生活権侵害による慰謝料請求における継続的賠償（1人月額10万円）の終期について、「中間指針第四次追補が出された後、請求者において請求可能な金額を具体的に認識でき、被告東電に対する損害賠償請求が実質的に可能な状態になった段階で、平穩生活権侵害による継続的賠償を確定的、不可逆的損害（「ふるさと喪失」損害）に包括評価させて終了させることが可能になるというべきである。」（198頁）と述べた上で、「実際に被告東電が中間指針第四次追補に対応する自主賠償基準（丙C18）を策定し、従前、自主賠償基準において、中間指針上の「第2期」の始期にかかわらず、帰還困難区域旧居住者に対する包括賠償を平成24年6月1日から平成29年5月31日までの60か月分600万円としていたこと（丙A16）に対応して、帰還困難慰謝料も、中間指針上の「第2期」の始期にかかわらず、中間指針第四次追補の例示する700万円に統一して支払うことを明らかにしたのは、平成26年3月26日であり、請求書類発送の受付を開始したのは平成26年4月14日であった（丙C18）」（198頁）ことから、「帰還困難区域旧居住者の平穩生活権侵害による継続的損害を確定的、不可逆的損害（「ふるさと喪失」損害）としての包括評価を可能とする時期は、確定的損害として請求可能な金額

を具体的に認識でき、被告東電に対する損害賠償請求が実質的に可能な状態となった平成26年4月14日以降とみるのが相当である。」(198頁)として、平成26年3～4月分の避難慰謝料として金20万円の損害を追加で認容しているものである。

しかしながら、交通事故の場合でも、症状固定日と保険会社に保険金を請求できる日が同じであるなどとは全く解されていないのであり、また、平成25年12月の時点で中間指針第四次追補は策定されており、その中間指針第四次追補が、避難が長期化する場合の慰謝料の起点を平成26年3月以降として指針を定めているにもかかわらず、控訴人東京電力の賠償請求の受付開始時期が同年4月14日になったことを理由として、原判決がこれを事実上平成26年5月以降であるとして、平成26年3月及び4月の2か月分の避難慰謝料(1人月額10万円)を追加で認容していることには何らの合理性もなく、中間指針第四次追補の指針の趣旨を誤解するものであって、明らかに誤りである。

- 2 「ふるさと喪失」による慰謝料の発生時期が控訴人東京電力による実際の「請求書類発送の受付を開始した」日付(平成26年4月14日)でなければならぬ必然性は全くないこと

原判決は、「ふるさと喪失」による損害の発生日を1審原告らがこれを具体的に請求が可能となった時期とし、控訴人東京電力が請求書類発送の受付を開始した平成26年4月14日以降に、帰還困難区域旧居住者の平穏生活権侵害による継続的損害を確定的、不可逆的損害(「ふるさと喪失」損害)としての包括評価を可能とする時期に対する損害賠償請求が実質的に可能となったと判断している(198頁)。

しかしながら、控訴人東京電力による実際の請求書類の発送の受付開始日(これは諸般の事情によって変動し得る)をもって、「ふるさと喪失」による慰謝料

の発生時期となると解する必然性は全くない。例えば、交通事故の場合にも、医師の診断により症状固定日が確定した後に、かかる後遺障害診断書に基づいて保険会社が後遺障害の損害額を提示するのと同様に、審査会が帰還困難区域等についてそれ以降の精神的損害を一括して評価すべき日（平成26年3月以降）を指定し、これに基づき、控訴人東京電力が請求書類発送の手続を準備して対象者へのご案内をしたにすぎない。交通事故の例において、保険会社が請求書類の受け付けを開始した日をもって後遺障害慰謝料の発生時期であるとは評価しない（症状固定後から請求書の受付日までの間の入通院慰謝料が支払われるという扱いにはならない。）と同様に、本件においても、控訴人東京電力が実際に請求書類の受け付けを開始した日をもって「ふるさと喪失」による慰謝料が生じたなどと評価するのは相当でない。中間指針第四次追補においても、「本指針決定後、被害者の東京電力株式会社に対するI) ①に基づく損害賠償請求が可能になると見込まれる、平成26年3月時点の状況を踏まえて判断することとし」とされているのであり（丙A5の6頁）、控訴人東京電力への損害賠償請求が可能になると見込まれるとの点は、あくまで平成26年3月を判断時点とすることの理由を説明したものにすぎず、実際の請求書類の受付開始時が4月になった場合にはその時期もずれるという考え方に基づくものではないのである。

また、中間指針第四次追補は、「中間指針第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成26年3月以降に相当する分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられる」（丙A5の6頁、下線は控訴人東京電力代理人による。）と明記しており、平成26年3月以降をもって、避難が長期化する場合の慰謝料の対象となる旨を確定させているのである。

このように、中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料は、

平成26年3月以降を対象とするものと明記されており、それまでの継続的賠償の終期は平成26年2月となるのである。

- 3 中間指針第四次追補が平成26年2月を継続的賠償の終期としている点について、かかる終期は実際の控訴人東京電力の請求受付時期に合わせて移動させることが相当であるという原判決の認識が明らかに誤っていること

原判決が197頁14～15行において説示するように、中間指針第四次追補は、平成26年2月を継続的賠償の終期としていると解され、その根拠は、平成26年3月には、中間指針第四次追補策定後、被害者の被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれることによるものと考えられる。

しかし、中間指針第四次追補が、平成26年2月を継続的賠償の終期とし、平成26年3月には東電において避難が長期化する場合の慰謝料の支払いが可能になると見込まれる旨を中間指針第四次追補の備考に明記したのは、議論の開始当初、審査会は、帰還困難区域であれば一律に帰還困難慰謝料の賠償対象区域になるとは考えておらず、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画が策定されていない地域の旧住民に限って、避難が長期化する場合の慰謝料が支払われるべきと考えていたことに起因する。この賠償対象者の範囲を画するために、「いつの時点で、除染計画やインフラ復旧計画等が策定されていなければ、避難が長期化する場合の慰謝料の対象区域として認めて良いか」という問題について、基準時を設定する必要が認識され、中間指針第四次追補は、その基準時を、控訴人東京電力において帰還困難慰謝料の賠償がなされることが見込まれる平成26年3月（中間指針第四次追補が公表された平成25年12月から3か月程度、本件事故発生から3年後）と考えたものである。

このため、中間指針第四次追補は、まず、帰還困難慰謝料の支払い対象者を確定するために、帰還の見通しが立つかどうかを判断する時期を、「平成26年3

月」と決定し、継続的賠償の終期を平成26年2月末までとしているのであり、控訴人東京電力による実際の請求手続開始時期がその準備の状況等によって4月又は5月にずれ込んだとしても、そのような事後的な事情によって、交通事故でいう症状固定日に相当する継続的賠償の終期が左右されるなどとは全く考えられていなかったのである。

以上の点については、以下のとおりの中間指針第四次追補の記載内容及び審査会の審議経過の内容から明らかである。

(ア) 中間指針第四次追補の内容

中間指針第四次追補の備考2) I) は、「①の対象地域については、本指針決定後、被害者の東京電力株式会社に対する I) ①に基づく損害賠償請求が可能になると見込まれる、平成26年3月時点における状況を踏まえて判断することと」する旨述べている（下線は控訴人東京電力代理人による。）。

ここで明確に記載されているとおり、中間指針第四次追補は、平成26年3月には、中間指針第四次追補策定後、被害者の被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれるため、その時期をもってふるさと喪失損害の対象地域を決定すべきとしている。そこでは、控訴人東京電力による請求書受付が「実際に」可能になった時点を確認して判断するとはされていないのであり、控訴人東京電力による請求書受付が実際には4月になったとしても、上記指針の趣旨は左右されない記載となっている。

(イ) 原子力損害賠償紛争審査会（第37回）議事録（丙A43）

平成25年11月22日に開催された第37回原子力損害賠償紛争審査会においては、最初のトピックスとして、避難指示の長期化に伴う賠償の考え方が協議された。その際に配布された資料1（丙A44）には、以下の記載がある。

「1. 精神的損害について

(1) 以下のように、現在においても避難指示解除時期の見通しすら立た

ず、避難指示が事故後6年を大きく超えて長期化することが見込まれる地域が存在する。

① 避難区域見直し時、将来にわたって居住を制限することを原則とし、依然として住民の立入りが制限された「帰還困難区域」であって、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画が策定されていない地域

② 帰還困難区域が大半を占める市町村における「居住制限区域」又は「避難指示解除準備区域」であって、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画が策定されていない地域

(2) これらの地域は、見通しのつかない長期間にわたって帰還不能であり、理論的には、最終的に帰還可能となるか否かによってそこに居住していた住民の精神的損害の内容は異なると考えられるが、

a) 長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもその見通しがつくのが何時かを判断することが困難であること、

b) 現在も自由に立入りができず、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、移住を余儀なくされたものと同様に扱うことも合理的と考えられること、

c) これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとしてはどうか。」

かかる配布資料によると、避難が長期化する場合の慰謝料（ふるさと喪失損害）が賠償される地域は、「本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画が策定されていない」（１，（１）①及び②）という要件を満たすものであると想定されているところ⁵、これをいつの時点で判断するか、ということが問題となっており、この点について、第３７回審査会では、以下のような議論がなされている（丙Ａ４３）（下線は控訴人東京電力代理人による。）。

【能見会長】（略）今言いました１の精神的損害についてというところの、特に

（１）においては、どういう範囲の居住者が、あるいは居住していた者が精神的損害を受けられるのかという範囲について書いてありますので、ある意味で重要な部分ですので、まずは御議論いただければと思います。いかがでしょうか。

（略）

【野村委員】 計画（引用者注：本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画）が策定されていないことが一括賠償の前提なので、その判断の時期がいつかということが重要だと思いました。一応一括賠償をする時点だと思いましたが、そこがやや不明確だなという気がしたので、質問しました。

【能見会長】 一応これは、この指針が決まって、こういう基準でもって賠償するということが決まった時点での判断というふうに一応理解しておりますけど、別な考え方もいろいろあったかもしれませんので、もしかしたら補足してもらった方がいいかもしれません。

⁵ なお、結局、公表された中間指針第四次追補では、帰還困難区域は原則対象地域となり、平成２６年３月までの間に区域が見直されたり、帰還困難区域であっても除染計画やインフラ復旧計画等が整い帰還の見通しが明らかになった等、状況に変更があった場合には状況に応じて判断、ということとされている。

【田口原子力損害賠償対策室室長代理】 今、こちらの案では、会長の御指示もありまして、この表現になってございますが、実際、指針が決まる時期なのか、それとも、賠償が払われる時期なのかというのは、厳密にはここでは記述してございません。

あと、もう一つ、賠償がされる時点と絡みますのが、(4)の丸2の部分で、二次追補で600万円一括払いした部分の将来分は、結局、こことマージされる格好になりますので、それをどこから先をマージして控除するのかというのが、この賠償のタイミングと若干リンクが出てくるということになるかと思います。

あと、指針を策定した後、実際、東電が本慰謝料の賠償を開始できるタイミングがいつになるかというにも若干依存するところがあるということではないかと思います。

【能見会長】 ということなのですが、いろいろ微妙な問題もありそうですが、けれども、野村委員としては、どの時点が適当だと思いますか。

【野村委員】 賠償が支払われる時点というか、東電の中の体制が決まって、直ちに支払われるのであれば、その時点が判断基準時でよいかという気がします。基準時はそれより前という考え方もありますね。いずれにしろ、なかなか難しい問題だなと思います。

【能見会長】 そうですね。これはもうちょっと詰めてみたいと思いますが、実際に払われる時点というのも、意外と簡単に確定しないのかもしれないのですよね。

【野村委員】 もし、実際に支払われる時点を基準時とすると、基準時を意図的に遅くすることが可能になり、それはよくないなという気がします。

【能見会長】 そうそう。

ほかの委員。大塚委員，どうぞ。

【大塚委員】 今みたいにかなり細かい点ですと、計画がいつまでに策定されるかという問題も結構重要になるので、賠償と計画がどんどん後ろにずれていくというようなことも考えられないではないと思います。計画は多分一定の時期にできるというふうに考えてよろしいのですよね。

【能見会長】 これは、そちらから。

【田口原子力損害賠償対策室室長代理】 今、帰還困難区域については、この計画を作るという計画というか、予定自体が、今のところ基本的には全てございません。一部において、これからそれを作るか作らないかという議論をしているところがあるということでございます。

【能見会長】 どうぞ、大谷委員。

【大谷委員】 そうしますと、これは策定がされるかどうかという事実に関わるわけでございますが、先ほどから懸念されているように、策定が遅れば遅れるほど賠償が支払われないということになるわけですから、やっぱり合理的な期間制限というものがあって、それまでにそういう方策が確立されていないということになりますと、もう一括賠償の対象にすべきだというようなことも考えられるのではないかと思います。

【能見会長】 これは野村委員が言われたことと同じことだと思いますけれども、この精神的損害を賠償するかしないかどうかを決定する基準時の問題で、その基準時がどんどん遅れていくというのはやっぱりまずいので、今、大谷委員も言われたとおり、基準時がいつなのかということは明確にしておいた方がいい。それまでに計画が策定されなければ、当然、賠償の対象になってくると、そういう考え方を。今、どの時点にその基準時を設定するのがいいかとい

うのは、もう少し検討した方がいいと思いますけれども、その基準時がどんどんずれるというようなことがあってはいけないというの、恐らく最低限ここで合意できることなのではないでしょうか。

(略)

【田口原子力損害賠償対策室室長代理】 今、この事務局案を作っている気持ちは、先ほど申しあげましたように、(4)の丸2で事故後3年後というのがございまして、どの時点で計画の有無を判断して払うのというのと、この丸2の600万の将来分をマージする話が基本的に連動してきますので、そうすると、どこかで、この計算式との関係でどこか1点を決める必要がある。額を算出するためにも1点を決める必要があるという格好で、ここは仮にということではございますが、事故後3年後というのが、例えば、本指針が年内に決まるとして、そこから3か月後ぐらいのタイミング。東電の方が、これまで指針を出した後、実際に請求書とかを被害者に送っている時間、もちろん、いろんなパターンがございまして、通常というか、簡単なものは3か月ぐらいの間には賠償する体制ができていたということを考えれば、事故後3年という、計算上もちょうどタイミングがいいということではございますが、その辺を一つの時期としてはどうかというような考え方になってございます。

【能見会長】 先ほどから事務局の説明からありますように、(4)の丸2の関係で、とにかくどの時点を基準として慰謝料を払うかどうかということを決めるのか、その基準はとにかくはっきりしなくてはいけないという問題ですね。

草間委員は、さらに、それはそうだけれども……。

【草間委員】 これは区域を指定している。だから、今の時点で除染等の具体的な計画がないとすれば、少なくとも6年後も帰れる見通しはないという形で、区域を決めましょうということなので、どこを基準にするかというのは、また別な視点で考えなければいけないのではないかなと思ったのです。

だから、区域を決めるという点では、現時点で計画がないとすれば、6年以降、帰れる見通しというのは本当に低いわけです。エリアを決める条件というふうにとれば、これでいいのかなと思ったのですけど。

【能見会長】 大筋といたしますか、基本的な考え方については、賛成されているかどうかは別として、ここに書いてあることについての御理解はある程度得られたかと思えますけれども。

これはちょっと書き方の問題かもしれませんが、ちょっとこだわられるかもしれませんが、私自身は、やっぱり除染の計画とかインフラ復旧を実施する計画が策定されているかいないかの判断に関わるのかもしれませんが、策定されていなければ、もちろん、自動的にこの帰還困難区域は慰謝料の対象になると。

微妙なのは、そういう計画が策定されたという形はとっているけれども、それによって本当に帰還の見通しが明確になるのかどうか。まさにこの計画の中身が恐らくその段階で問われることになるので、そこは、もしこの計画ではちょっと駄目なのではないかということがあると、それは、この基準との関係で言うと、やっぱり慰謝料の対象外にするための計画策定には至っていないという判断がされる余地はあるというぐらいに理解しておくとうろしいのかと思いますが。ここら辺は非常に重要な問題だと思いますので、是非時間をかけていただきたいと思いますが、ほかの部

分も関連して。

以上のとおりであり、継続的賠償の終期と避難が長期化する場合の慰謝料の賠償対象期間の始期については、明確に定められる必要があるとの考え方に基づいて、本件事故後3年となる平成26年3月をもってその区切りとし、同年2月までを継続的損害の賠償期間とし、同年3月以降の分について避難が長期化する場合の慰謝料の対象とするとの考え方が中間指針第四次追補において定められ、明記されているものである。そして、そこには、控訴人東京電力による賠償請求の受付開始時が「実際にいつになるか」によって、かかる起点を左右させるという発想は皆無であり、むしろそのような発想を排除して、明確な起点を定めるという考え方に基づくものであったことが審議経過からも明確に窺われる。中間指針第四次追補の備考においても、平成26年3月以降が避難が長期化する場合の慰謝料額の対象となる旨が明記されている。そして、この起点は、原判決もいうように交通事故の場合における症状固定に相当する時点であることからすれば、客観的に明確に定められるべきであるとの審査会の考え方こそが極めて正当である。

また、そもそも、審査会は平成26年3月以降の避難が長期化する場合の慰謝料額を一括評価して1000万円の指針を定めているのであるから、当該時点をずらすのは賠償額の観点からも相当ではなく、仮にその始点を2か月後ろにずらして平成26年5月からとするならば、2か月分を控除して、「ふるさと喪失」損害については980万円と認定すべきか否かも検討されるべきであるが、原判決は、そのような検討すら行っていない。これは、中間指針第四次追補の考え方に依拠しつつも、その一部のみを不合理に修正した結果であり、かつ、訴訟物の理解を誤ったために、同追補が認める合計1450万円の合理性を一切判断していない結果によるものであり、極めてバランスを欠く不合理な認定といわざるを得ない。

4 小括

以上のとおりであり，原判決は，帰還困難区域等の旧居住者に対する継続的損害の賠償（避難慰謝料の賠償）の終期を，中間指針第四次追補を独自に誤って理解した結果，控訴人東京電力が避難が長期化する場合の慰謝料の「実際の」請求受付を開始した日である平成26年4月14日と理解して，平成26年3月及び4月につき月額10万円の平穩生活権侵害の慰謝料請求を認めたものであるが，中間指針第四次追補は，継続的損害の賠償の終期を平成26年2月までとし，同年3月以降については避難が長期化する場合の慰謝料の対象として定めているのであり，かかる指針の定めは何ら不合理でなく，むしろ，控訴人東京電力による「実際の」請求受付開始時期がいつになるかによって，かかる重要な起点が左右されることは不合理である。また，交通事故の場合でも，後遺障害慰謝料の起点は症状固定時期であり，保険会社による請求受付可能時期が症状固定後になったからといって，継続的な入通院慰謝料の賠償期間がその分伸張されるということはないのであるから，原判決の理解は根本的に誤っている。

したがって，帰還困難区域等の旧居住者の平穩生活権侵害による慰謝料請求について20万円の「中間指針等による賠償額」を超える慰謝料を認容した原判決は明らかに誤りであり，取り消された上で，当該1審原告らの請求についてはいずれも棄却されるべきである。

第5 旧一時避難要請区域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り

1 原判決の説示とその誤り

原判決は，旧一時避難要請区域（南相馬市のうち，帰還困難区域，旧緊急時避

難準備区域、旧特定避難勧奨地点を除く区域)の旧居住者の損害として、子供・妊婦以外について「中間指針等による賠償額」を超える損害として平成23年10月1日から同年12月31日までの3か月間を包括して3万円を認容し(214~216頁)、子供・妊婦については、平成23年10月~平成24年8月31日までの11か月を包括して11万円を認容する(217頁)。

旧一時避難要請区域は、南相馬市が、平成23年3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援したものの、同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日には、避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示しており、当該区域での空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回っている実情にあるところ、原判決は、旧一時避難要請区域の空間線量率について、平成23年10~12月の鹿島区檜原字地蔵木(坂下橋付近)で10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたという一点をほぼ唯一の根拠として、旧一時避難要請区域全体について、平成23年10月から12月までの3か月を対象期間として、3万円の慰謝料を認容したものである。

しかしながら、

ア 上記鹿島区檜原字地蔵木(坂下橋付近)の空間線量率は、旧一時避難要請区域全体の空間線量率とは大きく乖離しており、市街地ではなく、山間部に存するかかる一地点の空間線量率(1審原告らが居住している市街地の空間線量率とは大きく異なっている。)をもって、市街地を含む旧一時避難要請区域旧居住者全体の慰謝料の基礎資料として用いること自体、極めて不合理である。

イ また、原判決が何らの論証もなく、10mSv/yをもって慰謝料を基礎付けるか否かの基準であるかのように判断していること自体も、極めて不合理であり、誤りである。

ウ さらに、原判決は、収束宣言により冷温停止状態の達成が確認されたのが平成23年12月16日であることを理由に、旧一時避難要請区域において平成

23年10～12月の期間についての慰謝料請求を認容しているが、そもそも屋内退避区域の指定が解除された平成23年4月22日には、旧一時避難要請区域においても、南相馬市は自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解が示されており、当該区域での空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回っている実情にあったこと、平成23年7月19日には、ステップ1の達成、すなわち、原子炉及び使用済燃料プールの「安定的な冷却」が達成され、「放射線量が着実に減少傾向となっている」という目標が達成されていることが公表され、これを受け、その後、南相馬市内の本件原発から20～30キロメートル圏内の緊急時避難準備区域の指定も平成23年9月末をもって解除されていることなどからすれば、平成23年3月11日～同年9月末までを避難慰謝料（月額10万円）の賠償対象期間とする中間指針等による賠償額には十分な合理性があり、収束宣言が平成23年12月16日になされたという一事を理由にして、中間指針等の考え方を否定して、平成23年10月から12月末までの慰謝料請求を追加して認容することは著しく不合理である。

エ その他旧一時避難要請区域の社会生活等の状況に鑑みても、平成23年10月以降において、当該区域に居住していた1審原告らに、放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性や、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底評価できない。したがって、子供・妊婦を含め、旧一時避難要請区域の旧居住者に対しては、平成23年10月1日以降、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の発生があるとは認められず、精神的損害の賠償を認めた原判決の上記認定は誤りである。

オ さらに、原判決は、平成24年1月1日から同年8月31日までの8か月間について、自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦について、平成24年1～8月分として8万円の賠償が認められていることとの均衡から、同期間につき、旧一時避難要請区域の子供・妊婦について、さらに8万円の賠償を認めているが、旧一時避難要請区域旧居住者である子供・妊婦への「中間指針によ

る賠償額」は、自主的避難等対象区域旧居住者である子供・妊婦への「中間指針による賠償額」を上回るものであって、自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦につき平成24年1月1日から同年8月31日までの期間の賠償が認められているからとあって、当然に、旧一時避難要請区域旧居住者である子供・妊婦についても同じ賠償が認められると考えるべきではない。

以下、詳述する。

2 旧一時避難要請区域の1観測地点の空間線量率のみをもって、旧一時避難要請区域全体の慰謝料の追加を認めたことの誤り

(1) 原判決の説示

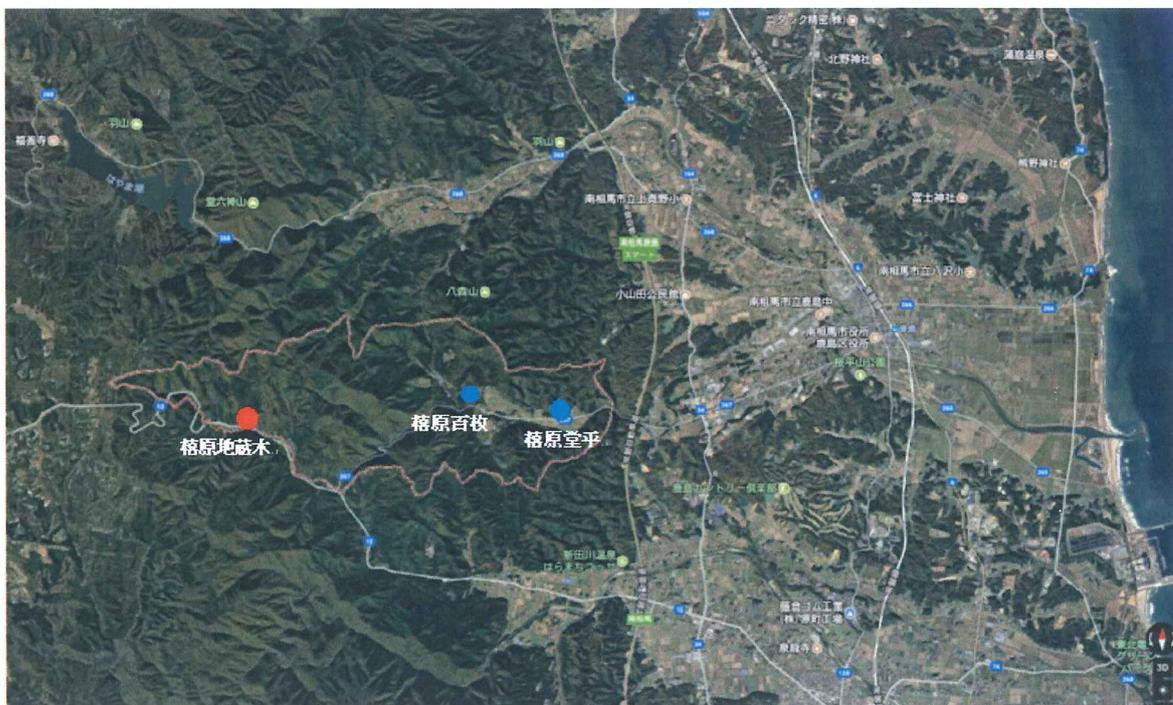
原判決は、旧一時避難要請区域につき、①平成23年9月29日から9月30日までの鹿島区内17箇所¹の空間線量率、②平成23年10月31日から12月31日までに²おける鹿島区役所及び鹿島公民館榑原分館の空間線量率、③平成23年11月5日第4次モニタリングの結果から計算した被控訴人澤田忠徳の旧居住地の空間線量率、④平成23年10月～12月の南相馬市の空間線量率及び平均値、⑤平成24年1月31日から4月12日までの鹿島区役所及び鹿島公民館榑原分館の空間線量率、⑥平成24年3月17日から5月23日までの鹿島区内13箇所³の空間線量率、⑦平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した被控訴人澤田忠徳の旧居住地の空間線量率を認定した上で、平成23年10月1日から同年12月31日までの3か月間について、上記②のうち平成23年10～12月の鹿島区榑原字地蔵木（坂下橋付近）で10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたという一点のみを唯一の根拠として、旧一時避難要請区域全体について、3万円の賠償を認めている（213～216頁）。

(2) 鹿島区檜原字地蔵木（坂下橋付近）という地点の地理的特性からしても、かかる地点の空間線量率をもって旧一時避難要請区域全体の賠償額を認定することは著しく不合理であること

しかしながら、南相馬市鹿島区は東西に広がる区域であるところ、東側の平地部分に人口が密集しており、西側は八森山をはじめとした山々で覆われている。下図1の赤い線で囲まれた区域が檜原であるが、そのうち、原判決が平成23年10～12月の空間線量率が10mSv/yを超えると認定した檜原字地蔵木（坂下橋付近）は、以下の図①のうち赤印の位置、すなわち鹿島区内といっても、西側の山深い地点であり、かかる地点の空間線量率をもって、旧一時避難要請区域の旧居住者が、放射線被ばくに対する不安を感じるということは考え難い。

このように、山間部に位置する鹿島区檜原字地蔵木（坂下橋付近）という地点の地理的条件に鑑みても、かかる地点の空間線量率のみをもって、市街地での居住者が大宗を占める旧一時避難要請区域旧居住者全体の賠償額の認定基礎資料として用いること自体が著しく不合理である。

【図①】

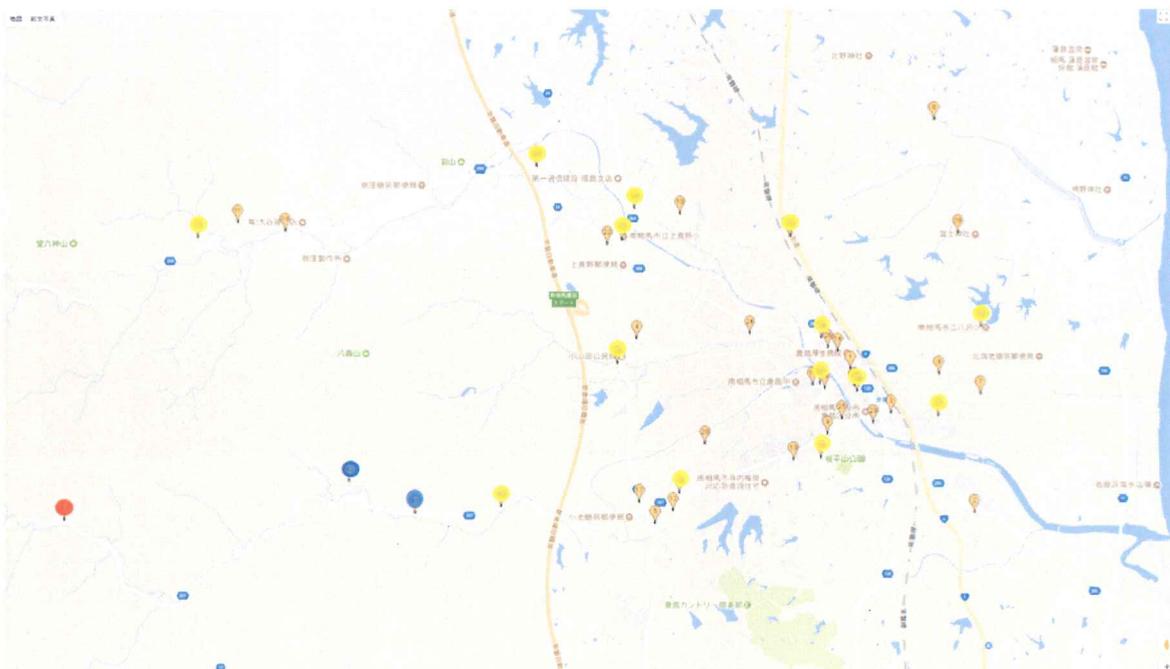


(3) 被控訴人らの旧居住地と鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）の位置関係に鑑みても、鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）の空間放射線量のみをもって、旧一時避難要請区域全体の賠償額を認定することは著しく不合理であること

以下の図②は、空間線量率の各観測地点と被控訴人旧居住地とを一覧化したものであるが、平成23年10月1日時点の空間線量率が 5 mSv/y 未満である観測地点は黄色、 5 mSv/y 以上 10 mSv/y 未満である観測地点は青色、 10 mSv/y 以上である観測地点は赤色で塗られており、その余の印は旧一時避難要請区域における1審原告らの旧居住地である。その配色からも分かるとおり、平成23年10月1日における、被控訴人らの居住地の近くの観測地点における空間線量率の値は、全て 5 mSv/y 未満であって、 10 mSv/y 以上である鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）付近や、 5 mSv/y ～ 10 mSv/y の間である鹿島区榎原字堂平（榎原公民館付近）及び鹿島区榎原字百枚（山岸停留所付近）を旧居住地とする1審原告らは皆無である。

このように、鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）の周辺のみならず、榎原付近にも、被控訴人らの旧居住地が全く位置していないことに鑑みても、鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）の空間放射線量のみをもって、旧一時避難要請区域全体の被控訴人らに係る賠償額を認定することは著しく不合理である。

【図②】



(4) 旧一時避難要請区域全体の空間線量率は、鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）の空間線量率とは乖離していること

平成23年10月1日、平成24年1月3日及び平成24年8月31日時点の鹿島区内17箇所（丙C326の1、丙C326の2及び丙C326の3）の空間線量率は以下のとおりであり（丙C326の1、丙C326の2及び丙C326の3）、原判決のいう10mSv/y相当値という基準を超える箇所は鹿島区榎原字地蔵木（坂下橋付近）1地点のみであって、その他の箇所は10mSv/yを大きく下回るものである。このように、旧一時避難要請区域という幅をもった区域について、山間部に位置するわずか1箇所の空間線量率をもって、その全体の賠償額を判断することは著しく合理性を欠くものである。

測定地点	平成23年10月1日		平成24年1月3日		平成24年8月31日	
	測定値		測定値		測定値	
	(μ Sv/h)	(mSv/y)	(μ Sv/h)	(mSv/y)	(μ Sv/h)	(mSv/y)
鹿島区鹿島字広町 (鹿島小学校校庭)	0.08	0.21	0.09	0.26	0.09	0.26
鹿島区西町一丁目 (鹿島区役所)	0.26	1.16	0.33	1.52	0.28	1.26
鹿島区西町3丁目 (かしま保育園園庭)	0.14	0.53	0.12	0.42	0.09	0.26
鹿島区寺内字迎田 (さくらホール駐車場)	0.52	2.52	0.52	2.52	0.47	2.26
鹿島区寺内字落合 (鹿島中学校校庭)	0.10	0.32	0.13	0.47	0.11	0.37
鹿島区南屋形字北原 (八沢小学校正門)	0.11	0.37	0.11	0.37	0.09	0.26
鹿島区上栃窪字石淵 (上栃窪停留所付近)	0.87	4.36	0.80	3.99	0.64	3.15
鹿島区角川原字前川原 (前川原体育館出入口付近)	0.24	1.05	0.23	1.00	0.20	0.84
鹿島区横手字北原田 (国道6号線待避所付近)	0.35	1.63	0.33	1.52	0.29	1.31

鹿島区山下字田尻（御山橋付近）	0.74	3.68	0.73	3.63	0.62	3.05
鹿島区浮田字1丁田（上真野小学校校庭）	0.10	0.32	0.10	0.32	0.08	0.21
鹿島区小山田字柿ノ内（大日橋付近）	0.50	2.42	0.50	2.42	0.48	2.31
鹿島区小池字原畑（デイリーヤマザキ鹿島小池店付近）	0.51	2.47	0.49	2.37	0.69	3.42
鹿島区櫛原字立目石（立見石橋中央付近）	0.89	4.47	0.88	4.42	1.02	5.15
鹿島区櫛原字堂平（櫛原公民館付近）	1.82	9.36	1.71	8.78	1.76	9.04
鹿島区櫛原字百枚（山岸停留所付近）	1.55	7.94	1.53	7.83	1.39	7.10
<u>鹿島区櫛原字地藏木</u> （坂下橋付近）	<u>2.84</u>	<u>14.72</u>	<u>2.65</u>	<u>13.72</u>	<u>2.17</u>	<u>11.20</u>

(5) 平成23年7月21日以降、櫛原はその一部が特定避難勧奨地点に指定されており、そのような区域の空間線量率をもって旧一時避難要請区域全体の損害を認めることは誤りであること

櫛原は、その一部が、 20mSv/y 以上の追加被ばく線量が見込まれるとして、平成23年10月1日より前である平成23年7月21日には1地点・1世帯が、同年8月3日には1地点・2世帯が、特定避難勧奨地点に設定されている（丙C11の4及び丙C11の5）。かかる事実を踏まえると、旧一時避

難要請区域旧居住者は、櫛原の空間線量率が比較的高いからこそ、特定避難勧奨地点に指定されていると認識しているものと考えられ、また、前述のとおり櫛原付近に居住していた1審原告らはいないから、櫛原字地蔵木（坂下橋付近）の放射線量をもって、旧一時避難要請区域旧居住者が一般に平成23年10～12月において放射線被ばくに対する合理的不安を抱いていたとも考えられない。

このように、特定避難勧奨地点に指定された地点を含む区域の空間線量率を根拠にして、その余の旧一時避難要請区域全体の住民の慰謝料額を認定することは、極めて不合理である。

(6) 小括

以上のとおり、平成23年10～12月の鹿島区櫛原字地蔵木(坂下橋付近)の空間線量率は、旧一時避難要請区域全体の空間線量率とは大きく異なっており、旧一時避難要請区域の被控訴人らの旧居住地付近からも遠いものであって、当該地点の空間線量率をもって、旧一時避難要請区域全体の被害状況の基礎として評価することがそもそも著しく不合理であって、誤りである。

3 収束宣言を根拠に平成23年10月～12月の慰謝料を追加して認容することの誤り

(1) 原判決の説示

原判決は、平成23年12月16日、原子力災害対策本部において、本件原発の原子炉は冷温停止状態に達し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」という「ステップ2」の目標達成と完了を確認し、本件事故そのものは収束に至ったと判断した（収束宣言）ことを認定し（157頁）、その上で、旧一時避難要請区域旧居住者のうち妊婦・子ども以外につき、

「収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認されたのが平成23年12月16日であること」を一つの根拠として、平成23年10～12月の期間につき損害と認め、一方で、「収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認され、今後の本件事故の進展に関する不安も減少していたこと」を根拠に、平成24年1月以降の損害の発生を否定する(215頁～216頁)。

しかしながら、本件原発に基づく放射線量は平成23年4月22日の時点までにおいて既に大幅に抑制されており、同日には屋内退避指示が解除され、旧一時避難要請区域においても帰宅が許容される旨が公表されるに至っているのであり、このことによって、本件事故の進展の危険については、大幅に低減していると評価されていることが周知されるに至っている。また、その後も、原子力災害対策本部は、平成23年7月19日には、ステップ1の達成、すなわち、「放射線量が着実に減少傾向となっている」(丙C327)という目標が達成されていることを公表しており、ステップ2の完了及び収束宣言を待つまでもなく、本件事故の進展に関する不安や放射線被ばくに対する不安は、平成23年4月22日の時点以降、平成23年7月時点ころにかけて減少しており、その後実際に平成23年9月末をもって、緊急時避難準備区域の指定についても解除されていることからすれば、旧一時避難要請区域旧居住者に対する避難慰謝料の賠償については、同年9月末をもって終期を迎えると解すること(中間指針等による賠償額の考え方)には何ら不合理はないのであり、同年12月の収束宣言のみを事実として認定し、また、収束宣言により冷温停止状態の達成が確認されたのが平成23年12月16日であるなどということを利用して、中間指針等の定める賠償の考え方を不合理に否定して、平成23年10月以降12月までの慰謝料請求を認容することは誤りである。

- (2) 屋内退避指示が解除された平成23年4月22日の時点、あるいは、どんなに遅くともステップ1の目標達成が公表された平成23年7月19日時点で、

本件事故の進展に関する不安や放射線被ばくに対する不安は減少していたと考えられること

本件事故の収束に向けた道筋における目標は、「放射線量が着実に減少傾向となっている」ことを目標とするステップ1と「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことを目標とするステップ2という段階から構成されるものであった（丙C327）。

平成23年7月19日、原子力災害対策本部は、原子炉について、原子炉圧力容器底部の温度が上昇傾向を示しておらず、原子炉で発生している熱（崩壊熱）を安定的に除去できていること、処理施設が稼働して滞留水を増やさずに注水（循環注水冷却）が出来ていること、注水の信頼性（異常時対策や複数の注水手段等）が確保されていること、格納容器に窒素充填を行い、水素爆発が回避されていることという状況から、「安定的な冷却」に到達し、また、使用済み燃料プールについても、1号機は通常ラインによる注水を開始していることから「安定的な冷却」に到達しており、2、3号機は熱交換器による循環冷却を開始していることから「より安定的な冷却」に到達していると判断し、「放射線量が着実に減少傾向となっている」というステップ1の目標達成が確認された旨公表した（丙C328）。

このように、平成23年7月19日には、ステップ1の目標達成、原子炉及び使用済み燃料プールの安定的な冷却が公表されていることからすれば、どんなに遅くとも、同時点において、本件事故の進展に関する状況は明らかに沈静に向かっており、住民においてそのことによる恐怖や不安があったとしても、慰謝料を基礎付ける程度の客観的な危険を伴うものではなかったのである。

そして、その後、平成23年12月のステップ2の完了及び収束宣言に至るまでについては、慰謝料を基礎付ける程度の客観的な不安が生じていたとの事実認定も何らなされていないのであり、原判決が基礎とする認識は著しく実情と乖離している。

(3) 小括

以上のとおり、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除されることによって、本件事故の進展についての懸念は概ね解消されているのであり、その後もステップ1の目標達成が公表された平成23年7月19日時点では、本件事故の進展に関する不安や放射線被ばくに対する不安はさらに減少し、同年9月末には緊急時避難準備区域の指定も解除されていることからしても、平成23年12月16日の収束宣言を待つまでもなく、旧一時避難要請区域の旧居住者である1審原告らにおいて、平成23年10月以降の時期において、客観的・具体的な法律上保護された権利利益の侵害が生じていたと評価することはできない。

したがって、上記3か月の期間について旧一時避難要請区域の旧居住者の慰謝料を認容した原判決は明らかに誤っている。

4 旧一時避難要請区域の状況に鑑みても、原判決の判断は誤りであること

平成23年10月以降の旧一時避難要請区域の空間放射線量については上述のとおり、1審原告らの旧居住地の近くの観測地点の値は、 20 mSv/y 未満であることはもとより、全て 5 mSv/y 未満であって、また、原判決が認定するとおり、南相馬市鹿島区の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものである(215頁1行～3行)。これらに加え、その他の状況は以下のとおりであり、当該区域に居住していた被控訴人らに、放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性や、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底評価できない。

ア 居住状況

平成23年3月11日時点における南相馬市鹿島区の人口は1万1603人

であったのに対し、平成23年9月26日時点では9106人となって平成23年3月11日時点に近い水準まで回復しており、また、平成24年11月22日時点では1万3775人となっており、平成23年3月11日時点よりむしろ増加している（丙C329及び丙C330の1）。

鹿島区では一時避難要請が出され、一部の住民は市外に避難したが、同市からの避難要請が解除された平成23年4月22日以降は徐々に帰宅する住民が増え、また同年5月28日以降は鹿島区内に建設された仮設住宅への入居も開始されるなど、他の地域の住民が鹿島区に避難してきていることから、かえって本件事故前よりも人口が増加するという現象が生じている（丙C330の1）。

イ 水道水放射性物質モニタリング

南相馬市における本件事故後の水道水の摂取制限は、乳児について平成23年3月22日から同月30日まで実施されたが（甲C133の5頁）、その後は不検出となった。

ウ 小中学校、幼稚園・保育園

鹿島区内の全ての小中学校は、平成23年4月22日から、自校で授業を再開している（丙C83）。

また、平成23年7月11日の時点で、鹿島区内の保育園は、公立保育園2園及び私立保育園1園が開設されており、幼稚園は公立幼稚園2園が開設されている（丙C331）。

エ 介護老人保健施設等

鹿島区内に1つあった介護老人保健施設は、本件事故発生直後は一旦同系列の施設に避難したが、平成23年4月13日に元の場所で再開している。また、同区内に1つあった特別養護老人ホームも本件事故発生直後は一旦同系列の施設に避難したが、平成23年6月10日に元の場所で再開し、さらに、同区内にある2つのグループホームのうち1施設は本件事故発生直後も開設を続

け、うち1施設は本件事故発生直後は一旦同系列の施設に避難したが、平成23年6月10日に元の場所で再開している（以上、丙C330の2）。

これらの南相馬市鹿島区内の社会的活動の回復状況等に鑑みても、平成23年10月以降において、当該区域に居住していた被控訴人らに、放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性や、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底評価できず、平成23年10月以降においても、慰謝料を基礎付ける程度の「放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安」があったとする原判決の判断は誤りである。

5 自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦との均衡から、旧一時避難要請区域の子供・妊婦について、さらに8万円の賠償を認めていることの誤り

原判決は、平成24年1月1日から同年8月31日までの8か月間について、自主的避難等対象区域旧居住者である子供・妊婦について、控訴人がその自主賠償基準に基づき、平成24年1～8月分として8万円の賠償を行っていることとの均衡から、同期間につき、旧一時避難要請区域の子供・妊婦についても、8万円の慰謝料を認めている（217頁）。

しかしながら、「中間指針等による賠償額」における、自主的避難等対象区域旧居住者である子供・妊婦への精神的損害の賠償額の合計は48万円であり、一方で、旧一時避難要請区域の子供・妊婦の賠償額の合計は70万円⁶であって、旧一時避難要請区域の子供・妊婦の賠償額の方が多いのである。また、旧一時避難要請区域は、政府による避難指示の対象とはされていないが、南相馬市が独自の判断で一時避難を呼びかけた要請について、中間指針において避難指示等を含め

⁶ 中間指針では、避難費用について、平成23年3月11日～同年7月までの5か月間（1人50万円）を基本的な賠償対象期間としているが（丙A2の14頁）、控訴人東京電力は同年9月までの7か月間を賠償対象期間としている。

るものとして位置づけて、政府による避難指示の対象者と同様に賠償の対象としているという実質が認められる。

そのような実情も踏まえれば、旧一時避難要請区域の旧居住者の方が、自主的避難等対象区域旧居住者よりも慰謝料額が総額において高いものとして評価されていることには理由があり、地理的に福島第一原発に近いということについても慰謝料の評価においても正当に評価されているといえるのであり、かかる「中間指針等による賠償額」は何ら不合理なものではない。

したがって、旧一時避難要請区域旧居住者の子供・妊婦に対して、平成24年1～8月という時期について8万円の慰謝料を認めるとする原判決の判断も誤りである。

第6 自主的避難等対象区域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り

1 原判決による損害額の認定の内容

原判決は、自主的避難等対象区域旧居住者の損害の判断として、まず、自主的避難等対象区域の23市町村における空間線量率の状況を認定した上で（219～269頁）、「前記4の低線量被曝に関する知見等、前記5の社会的事実等に加え、上記（2）～（24）の市町村ごとの状況を総合すると、自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安や日常生活の阻害による精神的苦痛は、たとえ旧居住地の空間線量率が 20 mSv/y に達しないとしても、賠償に値するものと認められる」と説示する（269頁）。

その上で、損害額について、本件事故後を3つの期間に分けて、以下のとおり認定する。

- ① 平成23年3～4月の損害について、平成23年3月時点で 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、平成23年4月時点に

において 20 mSv/y 相当値は下回るものの 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたことを理由として、本件事故発生当初の時期（平成23年3～4月）における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、賠償に値するとして、平成23年3月、4月の2か月につき各8万円（合計16万円）の賠償を認める。

- ② 平成23年5～12月の損害について、同期間においても 20 mSv/y 相当値は下回るものの、 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、収束宣言により福島第一原発の冷温停止の達成が確認されたのが12月16日であることを理由として、同期間における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、賠償に値するとして、平成23年5～12月の8か月を包括して8万円を認める。
- ③ 平成24年1月以降については、概ね空間線量率も 5 mSv/y を下回るようになったことから、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者についての賠償すべき損害を否定する。

以上のとおり、結局のところ原判決は、子供・妊婦以外の大人について、平成23年3月、4月の2か月につき各8万円、平成23年5～12月の8か月を包括して8万円（累計24万円）の賠償を認め、「中間指針等による賠償額」である8万円を超える損害として16万円を認めたものである（269頁）。

他方、原判決は、子供・妊婦の損害については、中間指針等において平成23年3月11日から12月31日までの期間に子供・妊婦であった者に40万円の賠償が認められていることを認定した上で、子供は成人に比して放射線感受性が強いとされていることから、自主的避難等対象区域を旧居住地とする子供及び妊婦は、放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安により、成人

よりも強い精神的苦痛を感じたものと認められ、その賠償額を成人よりも高額なものとするには合理性が認められるが、その額が「中間指針等による賠償額」である40万円を超えるとは認められないと説示する（271頁）。

したがって、原判決は、子供・妊婦の損害については「中間指針等による賠償額」の合理性を認めており、この点の判断には異存はない。

2 子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の慰謝料に関する原判決の判断の誤り

(1) 原判決における「自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安や日常生活の阻害による精神的苦痛はたとえ旧居住地の空間線量率が 20 mSv/y に達しないとしても、賠償に値するものと認められる」との認定の誤り

自主的避難等対象区域は、政府による避難指示の対象とならなかった区域であり、当該区域での空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回っている実情にあるところ、科学的知見に基づけば、空間線量率が年間20ミリシーベルトの被ばくの健康リスクは他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準にあり、健康への具体的な影響があるものとは認められない水準である。

したがって、自主的避難等対象区域旧居住者には、放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性が生じていたものとは評価できない。

他方で、そうであるとしても、本件事故が未曾有の事故であり、本件事故発生当初の時期において、本件原発の状況が安定していない等の状況の下で、自らの置かれた状況について十分な情報がない状況の下、放射線被ばくに対する恐怖や不安を感じ、日常生活の阻害による精神的苦痛が生ずることやかかる不

安に基づいて一時的に自主的避難をすることには合理性があると認め得る。このため、中間指針追補においては、子供・妊婦以外の自主的避難等対象者に対して、本件事故発生当初の時期を対象として、生活費増加分等も包括的に考慮した上で、1人当たり8万円の慰謝料を認めるとの指針を示しているものである。

しかしながら、このようにいえるとしても、客観的なリスクが生じているとまではいえず（それゆえ避難指示の対象とされていない。）、本件事故による客観的な危険が自主的避難等対象区域に生じているとはいえないため、低線量被ばくの健康リスクの有無が広く周知され、自主的避難等対象区域旧居住者である1審原告らにおいても自らの置かれている状況が認識し得る状況に至った後については、1審原告らの法的に保護された権利利益が引き続き本件事故によって侵害されていると評価することはできず、以後は、これを根拠とする慰謝料を認めることは相当ではないというべきである。

中間指針追補も、同様の考え方にに基づき、自主的避難等対象者のうちの子供・妊婦以外の者については、本件事故発生当初の時期を対象として、上記のとおり慰謝料の賠償基準を定めているものであり、これまでの裁判法理に照らしても、合理的な考え方であるということが出来る。

これに対して、原判決の認定は、そのような客観的な危険の程度についての評価・認識を曖昧にしたまま、漠然とした不安を対象として、これをあたかも法的保護の対象であるかのように評価して、年間10ミリシーベルト又は年間5ミリシーベルトという健康への被害という観点から特段意味のない数値基準を用いて、権利侵害の有無の評価をしているという点において、根本的に誤っていると評せざるを得ない。

すなわち、国際的に合意された科学的知見によれば、年間20ミリシーベルトの被ばくの健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあり、年間20ミリシーベルトを下回る被ば

くを受けることによって、健康への具体的なリスクが生ずるとは考えられていない。

東京高裁の裁判例（丙A34）においても、「現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである（なお、控訴人（当該事件の1審原告）は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、LNTモデル（年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠略）に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることはできない。）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない」と説示しているところである（丙A34、下線は控訴人東京電力代理人による。）。

そして、実際に、自主的避難等対象区域の空間線量率は、原判決も認定するとおり、本件事故後の平成23年4月以降において、年間20ミリシーベルトを大きく下回っている状況にあり（270頁、丙C71の1～5、丙C91）、自主的避難等対象区域に滞在し続けることによって受ける被ばく線量は年間数ミリシーベルトすら大きく下回る状況にある。

また、このような科学的知見は新聞報道や専門機関のホームページ等において、本件事故後に広く情報提供されている実情にあり（丙B24の1～30）、
「年間20ミリシーベルトを下回る低線量被ばくによる健康被害を懸念する必要は科学的にはない」ことも広く政府、自治体及び専門家の一致した見解として周知され、1審原告らにおいて認識されている。実際に、大多数の自主的避難等対象区域を含む避難指示等対象区域外の住民は、自主的避難を選択していないという実情にある。

したがって、自主的避難等対象区域旧居住者には、放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性が生じているとは評価できない。

他方、本件事故後において情報の錯綜等があった本件事故当初の時期において、一般人の見地に立っても不安感を抱くのももっともであるから、放射線被ばくに対する不安や日常生活の阻害による精神的苦痛を根拠に慰謝料を認めるのが相当であるとしても、低線量被ばくの健康リスクの有無が広く周知され1審原告らにおいて認識された後は、これを根拠とする慰謝料を認めることは、具体的な健康リスクを欠く不安感を法的保護の対象とするものであり、相当ではない。

控訴人東京電力は、政府による避難指示等対象区域との近接性等を考慮の上で定められた自主的避難等対象区域の住民の方々に対して、中間指針追補及び控訴人の自主賠償基準に基づき、自主的避難等対象者が抱いた恐怖や不安に基づく日常生活の阻害に係る精神的苦痛等に対して、大人については平成23年3月11日以降、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日ころまで）の精神的損害等の賠償として8万円の精神的損害等の賠償金を支払う旨を公表しているところであり、かかる賠償額の水準は、自主的避難等対象者が抱いた空間線量率による恐怖や不安やそれに基づく日常生活の阻害に係る精神的苦痛を含むものであり、実際にこれらの区域で生じている健康への危険の程度も考慮すれば十分に合理的なものである。

以上のとおりであり、政府による避難指示等の対象とされなかった区域において、空間線量率が年間20ミリシーベルトに達しない状況において、本件事故の当初時期（平成23年4月頃）経過後についても、自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被ばくに対する不安や日常生活の阻害による精神的苦痛は賠償に値するとする原判決の認定は不合理であり、取り消されるべきである。

(2) 原判決が自主的避難等対象区域について認定する空間線量率は、自主的避難等対象区域全体の空間線量率の正しい状況を反映しているとはいえないこと

原判決は、平成23年3月の賠償については、平成23年3月時点で、福島市、桑折町、川俣町、郡山市、いわき市において、放射線モニタリング地点で20mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、平成23年4月の賠償については、平成23年4月時点において、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、郡山市といった地域において、20mSv/y相当値は下回るものの10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたことを根拠として前記慰謝料額を認定している（270頁）。

また、原判決は、平成23年5～12月の賠償については、平成23年5～12月時点で、福島市、二本松市、伊達市、桑折町において、20mSv/y相当値は下回るものの、10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたことを根拠として精神的損害にかかる賠償を認定している（270～271頁）。

すなわち、原判決は、平成23年4月及び平成23年5～12月については、自主的避難等対象区域内において、特定のモニタリング地点において、10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていることをもって、自主的避難等対象区域の旧居住者の放射線被ばくに対する不安、今後の本件事故の進展

に対する不安を認定し、これに基づき賠償を認めているのである。

しかしながら、原判決が認定する、平成23年4月及び平成23年5～12月の特定のモニタリング地点の空間線量率は、自主的避難等対象区域全体の同時期の空間線量率の状況を正しく反映するものではない。

すなわち、原判決は、自主的避難等対象区域の中の、多数の測定地点における多数の結果の中に、 20 mSv/y 又は 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率を測定した結果が、数箇所存在することをもって、自主的避難等対象区域の全体の判断を行っている。

しかしながら、 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率は、自主的避難等対象区域全体の空間測定値の測定結果からすれば、わずかな数の測定結果にすぎず、また、これらの数値が平均値や代表値といった関係もないものであるから、 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率を測定した結果が一部に存在することを根拠として、自主的避難等対象区域の賠償額を認定することは著しく不相当である。

実際、福島県が県内全域において毎日、網羅的に実施した環境放射測定結果によれば、平成23年4月23日（「中間指針等による賠償額」は、平成23年3月11日以降、本件事故発生当初の時期について、精神的損害等の賠償として8万円としている。）における空間放射線率は、以下のとおりであり、最大で福島市の「福島市役所」の $1.65\text{ }\mu\text{ Sv/h}$ であり、その大部分が $1.00\text{ }\mu\text{ Sv/h}$ 以下であり、原判決が基準とする $1.90\text{ }\mu\text{ Sv/h}$ （ 10 mSv/y 相当）を超える地点は1箇所も存在しない（丙C332の1）。

【平成23年4月23日における環境放射能測定結果】

単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \equiv \mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
国見町役場	北西約6.6Km	0.72 (10時08分)	0.81 (14時34分)
福島北警察署桑折分庁舎 (桑折町)	北西約6.6Km	0.82 (10時00分)	0.99 (14時26分)
伊達市役所	北西約6.0Km	0.91 (10時31分)	1.16 (14時51分)
農業総合センター 果樹研究所 (福島市)	北西約6.8Km	0.90 (9時37分)	1.02 (14時02分)
福島市役所	北西約6.2Km	1.33 (10時56分)	1.65 (15時21分)
福島西IC	西北西約6.4Km	0.75 (8時55分)	0.76 (13時20分)
ふくしま自治研修センター (福島市)	西北西約6.7Km	0.37 (9時09分)	0.43 (13時34分)
川俣町役場	北西約4.7Km	0.80 (9時41分)	0.83 (13時52分)
二本松市役所	西北西約5.6Km	1.38 (9時06分)	1.50 (13時15分)
二本松市東和支所	西北西約4.4Km	0.75 (9時57分)	0.74 (14時10分)
大玉村役場	西北西約6.0Km	0.71 (10時43分)	0.74 (15時00分)
本宮市役所	西約5.7Km	1.05 (10時53分)	1.01 (15時50分)
三春町役場	西約4.8Km	0.47 (9時38分)	0.42 (16時03分)
郡山市役所	西約6.0Km	1.49 (9時07分)	1.44 (15時08分)
福島県農業総合センター	西約5.7Km	1.61 (9時07分)	1.64 (16時32分)
ビッグパレットふくしま	西約5.8Km	0.98 (9時26分)	0.90 (15時36分)
郡山市立田母神小学校	西南西約4.6Km	<0.1 (9時00分)	<0.1 (15時00分)
郡山市逢瀬行政センター	西約6.8Km	0.8 (9時00分)	0.8 (15時00分)
須賀川市役所	西南西約6.0Km	0.32 (10時41分)	0.32 (13時52分)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
小野町役場	西南西約 3.9 Km	0.17 (10時 12分)	0.16 (15時 05分)
石川町役場	西南西約 6.0 Km	0.15 (11時 39分)	0.14 (13時 13分)
古殿町役場	南西約 5.6 Km	0.24 (11時 10分)	0.23 (13時 37分)
鏡石町役場	西南西約 6.4 Km	0.33 (10時 58分)	0.34 (14時 06分)
天栄村役場	西南西約 7.2 Km	1.30 (10時 06分)	1.24 (14時 22分)
玉川村役場	西南西約 6.0 Km	0.22 (11時 20分)	0.22 (13時 31分)
浅川町役場	南西約 6.7 Km	0.22 (11時 43分)	0.25 (14時 08分)
平田村役場	西南西約 4.7 Km	0.24 (10時 42分)	0.23 (13時 10分)
相馬市役所	北北西約 4.2 Km	0.46 (10時 00分)	0.35 (15時 00分)
新地町役場	北北西約 5.1 Km	0.32 (10時 18分)	0.30 (15時 00分)
いわき市三和支所	南西約 4.4 Km	0.23 (10時 25分)	0.26 (15時 10分)
いわき市小川支所	南南西約 3.6 Km	0.19 (9時 43分)	0.20 (14時 25分)
いわき市勿来支所	南南西約 6.1 Km	0.15 (11時 44分)	0.14 (16時 30分)
いわき市田人支所	南南西約 6.0 Km	0.41 (11時 15分)	0.52 (16時 03分)
いわき市小名浜支所	南南西約 5.3 Km	0.16 (12時 15分)	0.19 (17時 05分)
小名浜藤原埠頭	南南西約 5.7 Km	0.15 (12時 03分)	0.15 (16時 53分)
いわき市四倉支所	南約 3.5 Km	0.29 (9時 20分)	
JR久ノ浜駅	南約 3.1 Km	0.48 (9時 02分)	

また、原判決は、平成23年5～12月の包括賠償を認めるが、その始期である平成23年5月1日における空間放射線率は、以下のとおりであり、最大で福島市の「福島市役所」の1.76 μ Sv/hであり、その大部分が1.00 μ Sv/h以下であり、原判決が基準とする1.90 μ Sv/h（10mSv/y相当）を超える地点は1箇所も存在しない（丙C332の2）。

【平成23年5月1日における環境放射能測定結果】

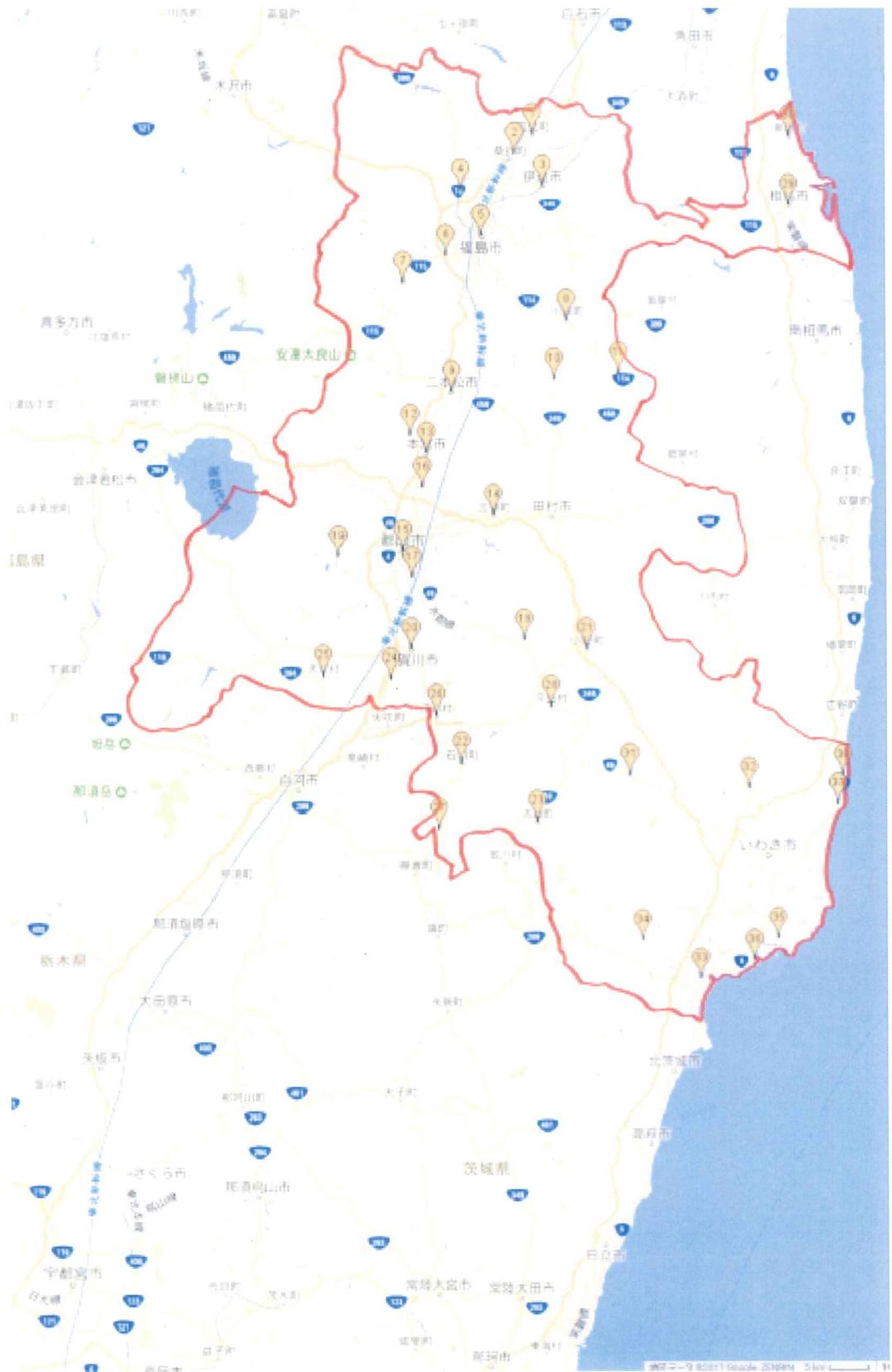
単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \approx \mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクログレイ/時間 \approx マイクロシーベルト/時間)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
国見町役場	北西約6.6Km	0.73 (10時23分)	0.75 (14時40分)
福島北警察署桑折分庁舎 (桑折町)	北西約6.6Km	1.22 (10時09分)	1.20 (14時27分)
伊達市役所	北西約6.0Km	1.21 (10時42分)	1.23 (15時04分)
農業総合センター 果樹研究所 (福島市)	北西約6.8Km	0.89 (9時41分)	0.99 (14時04分)
福島市役所	北西約6.2Km	1.69 (11時14分)	1.76 (15時32分)
福島西IC	西北西約6.4Km	1.11 (8時58分)	1.10 (13時21分)
ふくしま自治研修センター (福島市)	西北西約6.7Km	0.49 (9時12分)	0.52 (13時35分)
川俣町役場	北西約4.7Km	0.64 (9時36分)	0.73 (13時52分)
二本松市役所	西北西約5.6Km	1.34 (9時03分)	1.40 (13時10分)
二本松市東和支所	西北西約4.4Km	0.72 (9時58分)	0.71 (13時36分)
大玉村役場	西北西約6.0Km	0.65 (11時25分)	0.62 (14時46分)
本宮市役所	西約5.7Km	1.04 (11時16分)	0.89 (14時55分)
三春町役場	西約4.8Km	0.43 (9時20分)	0.41 (13時10分)
郡山市役所	西約6.0Km	1.39 (8時53分)	1.39 (11時40分)
福島県農業総合センター	西約5.7Km	1.50 (9時15分)	1.48 (12時40分)
ビッグパレットふくしま	西約5.8Km	0.78 (9時48分)	0.74 (13時18分)
郡山市立田母神小学校	西南西約4.6Km	0.1 (9時00分)	0.1 (15時00分)
郡山市逢瀬行政センター	西約6.8Km	0.6 (9時00分)	0.6 (15時00分)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
須賀川市役所	西南西約6.0 Km	0.32 (10時16分)	0.32 (13時46分)
小野町役場	西南西約3.9 Km	0.14 (10時15分)	0.15 (13時30分)
石川町役場	西南西約6.0 Km	0.15 (9時48分)	0.15 (13時30分)
古殿町役場	南西約5.6 Km	0.21 (10時40分)	0.21 (14時17分)
鏡石町役場	西南西約6.4 Km	0.35 (10時36分)	0.34 (14時03分)
天栄村役場	西南西約7.2 Km	1.21 (10時55分)	1.23 (14時23分)
玉川村役場	西南西約6.0 Km	0.21 (9時28分)	0.21 (13時12分)
浅川町役場	南西約6.7 Km	0.22 (10時10分)	0.21 (13時48分)
平田村役場	西南西約4.7 Km	0.22 (11時15分)	0.22 (14時25分)
相馬市役所	北北西約4.2 Km	0.37 (10時00分)	0.38 (15時00分)
新地町役場	北北西約5.1 Km	0.27 (10時03分)	0.25 (15時03分)
いわき市三和支所	南西約4.4 Km	0.24 (10時46分)	0.21 (14時54分)
いわき市小川支所	南南西約3.6 Km	0.19 (10時10分)	0.18 (14時14分)
いわき市勿来支所	南南西約6.1 Km	0.15 (11時55分)	0.16 (16時08分)
いわき市田人支所	南南西約6.0 Km	0.45 (11時34分)	0.44 (15時45分)
いわき市小名浜支所	南南西約5.3 Km	0.17 (12時37分)	0.17 (17時03分)
小名浜藤原埠頭	南南西約5.7 Km	0.17 (12時22分)	0.15 (16時32分)
いわき市四倉支所	南約3.5 Km	0.30 (9時05分)	
JR久ノ浜駅	南約3.1 Km	0.49 (9時17分)	

また、福島県による環境放射測定モニタリング地点は、下記の地図に示すとおり位置し、自主的避難等対象区域をほぼ網羅的に万遍なく配置されており、かかる測定結果は、自主的避難等対象区域の空間線量率の状況を正しく反映している（丙C333）。

放射能測定地点マップ（自主的避難地域）平成23年4月時点



①	国見町役場	⑳	小野町役場
②	福島北警察署桑折分庁舎	㉑	石川町役場
③	伊達市役所	㉒	古殿町役場
④	農業総合センター果樹研究所	㉓	鏡石町役場
⑤	福島市役所	㉔	天栄村役場
⑥	福島西 IC	㉕	玉川村役場
⑦	ふくしま自治研修センター	㉖	浅川町役場
⑧	川俣町役場	㉗	平田村役場
⑨	二本松市役所	㉘	相馬市役所
⑩	二本松市東和支所	㉙	新地町役場
⑪	川俣町山木屋郵便局	㉚	いわき市三和支所
⑫	大玉村役場	㉛	いわき市小川支所
⑬	本宮市役所	㉜	いわき市勿来支所
⑭	三春町役場	㉝	いわき市田人支所
⑮	郡山市役所	㉞	いわき市小名浜支所
⑯	福島県農業総合センター	㉟	小名浜藤原埠頭
㉐	ビッグパレットふくしま	㊱	いわき市四倉支所
㉑	郡山市田母神小学校	㊲	JR 久ノ浜駅
㉒	郡山逢瀬行政センター		
㉓	須賀川市役所		

したがって、原判決が認定する、平成23年4月及び平成23年5～12月の特定のモニタリング地点の空間線量率は、自主的避難等対象区域全体の同時期の空間線量率の状況を正しく反映するものではなく、特定のモニタリング地点の何箇所かにおいて10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されたことをもって、そのような線量が全く測定されていない地域も含めて、自主的避難等対象区域全体についての慰謝料額を認定することは、著しく不合理であり、誤っている。

(3) 原判決が空間線量率 10 mSv/y 相当値を賠償の基準としていることの誤り

原判決は、平成23年4月の賠償及び平成23年5～12月の賠償については、 20 mSv/y 相当値は下回るものの、 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたことを理由として精神的損害に係る賠償を認定し、他方で、平成24年1月以降の賠償については、概ね空間線量率も 5 mSv/y を下回るようになったことを理由として同期間の賠償を否定している。

しかしながら、そもそも原判決は、空間線量率 10 mSv/y 相当値及び 5 mSv/y 相当値を超える空間放射線量が観測されることの意味について、1審原告らの権利侵害の有無との関係において、何らの認定をしていない。

低線量被ばくと健康影響に関する国際的にも合意された知見に基づけば、空間線量率 10 mSv/y 相当値及び 5 mSv/y 相当値を超えたとしても、そのことによって何らの具体的な健康影響を及ぼすものではなく、かかる数値を超えた地点がごく少数存在したとしても、1審原告らの法的に保護された権利利益が侵害されるという状況には全く至らない。

したがって、原判決が事実上依拠している空間線量率 10 mSv/y 相当値及び 5 mSv/y 相当値という判断基準は、科学的にも全く意味のない数値であり、権利侵害の有無を判断する基準として明らかに不合理である。

年間100ミリシーベルトを下回る放射線被ばくによる健康リスクは検出困難な程度のものであり、仮にLNTモデルに基づいて、年間100ミリシーベルトを下回る被ばくによる健康リスクが被ばく量に比例して存在すると仮定した場合においても、年間20ミリシーベルトを下回る低線量被ばくによる健康リスクが極めて小さいものであり、健康に影響を及ぼすものとは評価し得ないものである。

原判決による自主的避難等対象区域の空間放射線量は、平成23年4月及び

平成23年5～12月については、いずれも20mSv/y相当値は下回ると認定されており、客観的な健康被害への危険が生じているとは評価できない。したがって、自主的避難等対象者に生じた不安については、本件事故後の状況を踏まえて、前述のとおり、本件事故発生当初の時期における自己の置かれている状況についての判断をすることが困難であったと認められる期間を限度に慰謝料を考えることが正当であり、この観点からも、中間指針追補の自主的避難等対象者に対する慰謝料の指針は、合理的である。

(4) 原判決が認定する年間追加被曝線量についての仮定の誤り

原判決は、自主的避難等対象区域の市町村の各モニタリング地点における毎時の空間放射線量を、いずれも年間追加被ばく量に置き換えている。具体的に、原判決は、福島市の平成23年3月の状況において「3月15日に県北保健福祉事務所事務局で計測された24.24 μ Sv/hという値は、この値が24時間365日継続すれば年間追加被曝線量127.37mSv/yにも相当する値である」，「福島市内の積算線量は、3月12日から4月5日までの積算で0.4～2.1mSv，3月12日から平成24年3月11日までの1年間の積算線量推定値(4月6日以降は4月5日の測定値が継続すると仮定)で2.4～16.8mSv（丙C122の4の2頁）であり」（下線部は控訴人東京電力代理人による。）と説示していることから明らかとおおり、ある時点の毎時の空間線量率がそれ以降も継続すると仮定している（219頁）。

しかしながら、本件事故後の空間線量率は、時間の経過とともに遞減しており、実際にそのような情報は広く報道されているものであって、空間線量率が同じ数値で継続するとの仮定は、現実から著しく乖離した不合理な仮定であるから、原判決の上記説示は、それ自体全く意味がない。

実際、原判決が指摘する県北保健福祉事務所事務局の放射線量は、たしかに

平成23年3月15日では24.24 $\mu\text{Sv/h}$ であるが、その1週間後である3月21日には、7.34 $\mu\text{Sv/h}$ 、1ヵ月後の4月14日には1.73 $\mu\text{Sv/h}$ まで急減しているのであり（丙C122の3）、原判決が「この値が24時間365日継続すれば年間追加被曝線量127.37 mSv/y にも相当する値」とことさら摘示している点は、その後1か月の間に速やかに状況が大きく変化していることを意図的に無視しているものであって、事実をありのままに評価する姿勢に欠けるものと評価せざるを得ない。

また、科学的に健康リスクとの関係で問題となる20 mSv/y は、年間20ミリシーベルトの被ばくを受けることを意味しており、ある1時間において、20 mSv/y の時間換算値である3.8 $\mu\text{Sv/h}$ の被ばくを受けたとしても、これが1日当たり一定条件の下で⁷365日継続しなければ、20 mSv/y にはならないことはいうまでもない。このため、年間の基準値との比較においては、年間の空間放射線量の積算値が問題となるのであり、原判決はこの点においても誤っている。

原判決はこの点について、「このときの比較的高い線量は一時的なものであり、後に見れば客観的に避難等が不可欠な状況であったとは必ずしもいえないとしても、本件事故発生直後の時期の自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安が16万円程度の賠償に値するとの上記判断は左右されない。」と説示する（270頁）。

しかしながら、この説示も明らかに不合理であって、誤りである。本件事故直後に比較的大きな放射線量が測定され、その結果、1審原告らに不安が発生したとしても、低線量被ばくの具体的健康リスクについての科学的知見や、その後の空間線量率が低下している経過を認識し、正しい知識を得れば、その健

⁷ 1日の滞在時間を屋内16時間、屋外8時間と想定し、また、屋内における木造家屋の低減効果（0.4）を考慮して、空間線量率から年間被ばく積算線量を推計したもの（乙B172の48頁参照）。

年間20ミリシーベルト \equiv [3.8 マイクロシーベルト \times 16時間（屋内） \times 0.4（低減効果） + 3.8 マイクロシーベルト \times 8時間（屋外）] \times 365日

康への不安は杞憂であることが認識され、さかのぼってかかる不安は解消されるものであり、仮にその後も不安が残ったとしても、そのような客観的危険に基礎付けられない不安をもって、慰謝料を基礎付けるだけの不安であるとは評価できない。

したがって、客観的な空間放射線量の時間の経過による逓減やそのような放射線量に基づく客観的な危険の有無・程度についてのありのままの事実を直視することなく、これをことさら回避するかのような原判決の事実認定・評価は、著しく不合理であり、かつ不公正なものである。

(5) 自主的避難等対象区域と、旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点・旧一時避難要請区域との比較についての原判決の判断の誤り

原判決は、「本件事故発生当初の時期（平成23年3～4月）における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、一律に当該地域からの避難や屋内退避を必要とするほどのものではなかったとしても、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧一時避難要請区域といった必ずしも避難が強制されるものでない区域の旧居住者の抱いた不安に比して大きく劣るものではなく、」と認定している（270頁）。

しかしながら、「緊急時避難準備区域」は、本件原発から半径20～30キロメートル圏内に設定されたものであって、当該区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、当該区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること、当該区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、

その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておく旨の指示がなされている（丙C8の2～3頁）。また、緊急時避難準備区域の指定が解除されたのは、平成23年9月30日である（丙C9）。

また、「特定避難勧奨地点」は、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりは見られないが、本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、そこに居住する住民に対して注意喚起、自主的避難の支援・促進を行うことを趣旨として、政府によって住居単位で特定避難勧奨地点が指定されている。具体的には、福島県伊達市霊山町、月舘町及び保原町における合計117地点128世帯（ただし、いずれも平成24年12月14日に指定解除）、南相馬市鹿島区、原町区内の142地点153世帯、川内村下川内地区の1地点1世帯が指定されている（丙C10、丙C11の1～丙C11の6、丙C27、丙C33の1の8頁）。また、伊達市及び川内村の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日に、南相馬市の特定避難勧奨地点は平成26年12月28日にそれぞれ解除されている（丙C11の3、丙C33の1、丙C77、丙C300）。

さらに「一時避難要請区域」は、南相馬市が、平成23年3月16日に、市民の生活の安全確保等を理由として、南相馬市の住民に対して一時避難を要請した地域であり、同年4月22日に、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解が示されているものである（丙A2の8頁参照）。

以上のとおり、上記の各指定は、当該地域の居住者に対する、政府や地方公共団体から、本件事故を原因とする具体的な指示、要請又は注意喚起を伴うものであるが、自主的避難等対象区域は、いずれも政府等からの避難指示等の対象ではなく、避難を要する区域としては何ら指定されていないという点で大き

な相違があるから、そのような置かれた状況の相違を無視して、両者を同列に扱うことは不合理である。

この点について、中間指針追補は、「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。」（丙A3の7頁）としており、同旨を述べるものである。

したがって、原判決の上記評価も合理的ではない。

3 自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例

本件事故に関する自主的避難等対象者の精神的損害が問題となった裁判例として、本件事故当時福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた住民が本件事故により平成23年3月12日に横浜市に自主的避難をし、同年4月15日にいわき市に帰宅した事案において、原告が控訴人東京電力に対して精神的損害として136万円の賠償を求めたのに対して、中間指針追補に基づく精神的損害（自主的避難等対象者に対する賠償額8万円のうちの半額である4万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払い済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求を棄却した裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（丙A35）、同控訴審判決仙台高裁平成27年1月21日（丙A36））がある。

1審判決においては、平成23年3月12日から同年4月15日までという事故発生当初の時期において、原告が横浜市に避難したことについては、緊急時避難準備区域等の設定が同年4月21日及び22日であることを考慮すると必要かつ相当な対応であったと評価した上で、この間約1か月の避難生活については、放射線被ばくに対する強い危機感を抱いたであろうこと、避難生活中の約1か月間、自宅に比して狭い住宅内で多人数で居住し、慣れない

土地での生活による精神的負担も決して軽くなかったであろうことが推察され、これらの精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至っているものと考えられるが、本件の一切の事情を考慮しても、その慰謝料額は支払い済みの4万円を超えないと説示し（9～10頁）、また、いわき市に帰還後の生活における原告の不安、懸念については、本件原発の状況が一応の安定を見せており、自己の生命、身体等に対し直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもなく、いわき市内も比較的落ち着いた状況にあるという認識ないし判断が基礎にあって帰宅を決断したと窺われることなどを考えると、こうした不安、懸念等については慰謝料の発生を認めるに足りるほどの具体性、客観性を有するものではないとして（10頁。下線は控訴人東京電力代理人による。）、慰謝料の請求を認めず、原告の請求を棄却したものである（丙A35）。

同控訴審においても、1審判決の上記判断を支持し、本件事故により原告が被った精神的損害は本件諸事情に照らし、遅延損害金相当額を含めて4万円を上回らないものと認めるのが相当であると説示して、控訴を棄却している（丙A36）。そして、同判決は、控訴審において確定している。

この地裁・高裁判決は、政府による避難指示の対象とはならなかった自主的避難等対象者に対する中間指針追補に基づく精神的損害の賠償額の合理性を正面から認めたものであり、客観的な危険の存否についての的確な説示に基づいて判断しているものとして、極めて正当である。

これに対し、原判決は自主的避難等対象区域内における客観的な危険の存否について何らの的確な説示をしないまま、広範な自主的避難等対象区域内に年間に換算した場合に10ミリシーベルトの水準を超える空間線量率（1時間当たり）が観測された地点が少しでもあるのか否かについて極めて表面的・形式的な検討をするだけで、当該区域全体についての慰謝料の認定を行っているものであり、自主的避難等対象区域内の放射線の危険による被害

の有無という本質的論点に向き合っていない点で、極めて説得力に乏しい説示となっている。

したがって、この点からしても、原判決が自主的避難等対象区域旧居住者の1審原告らに対して「中間指針等による賠償額」を超える慰謝料額を認容していることには、過去の裁判法理に照らしても、何ら合理性がなく、取り消されるべきである。

4 「原判決判断枠組」に基づき損害額を検討しても、原判決の賠償額の認定は誤りであること

原判決は、上記のとおり、自主的避難等対象区域旧居住者の慰謝料判断において、その説示からは、事実上空間放射線量（年間10ミリシーベルトを超える地点が少しでもあるかどうか）のみを基準として判断をしているところ、原判決が総論部分で定立している原判決判断枠組における各種の他の考慮要素については考慮されていないと評価せざるを得ない。

原判決が示す平穩生活権侵害の成否の「原判決判断枠組」は、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断するというものであるところ、自主的避難等対象区域の損害額を、上記の「原判決判断枠組」に基づき検討しても、原判決の損害額の認定は誤っているといえる。

以下、この点を明らかにする。

(1) 侵害行為の態様, 侵害の程度

「侵害行為の態様, 侵害の程度」について, 原判決は「線量が健康被害を生じさせる程度に高ければそれだけ平穩生活権侵害として認められやすくなるといえるが, 一方, 健康被害の危険性が低い(あるいは高いことが証明できない)としても, それだけで平穩生活権侵害の成否が決まるものではない。平穩生活権侵害の成否は, 低線量被曝に関する知見等や社会心理学的知見等を広く参照した上で決するべきである」と説示している(153頁)。

しかしながら, このような空虚な説示ではなく, 自主的避難等対象区域における侵害行為の態様・程度としては, その実情を直視して, 以下の諸点が考慮されるべきであると解される。

ア 自主的避難等対象区域内においては, その空間放射線量は年間20ミリシーベルトを上回るものとは認められず, 実際に, 原判決の認定においても, 平成23年4月時点において, 自主的避難等対象区域内では, 20mSv/y相当値を上回る空間線量率の計測地点は存在せず, 政府による避難指示の対象とはされていない。そして, 実際には多くの地点において年間20ミリシーベルトを大きく下回る空間放射線量の水準に止まっている。

イ 国際的にも合意された低線量被ばくに関する科学的知見によれば, 年間20ミリシーベルトの被ばくの健康リスクは, 他の発がん要因(喫煙, 肥満, 野菜不足等)によるリスクと比べても十分に低い水準にあり, 住民の健康に影響を及ぼす水準とは認められない。そのような情報は新聞報道や専門機関のホームページなどで入手可能であり, 広く周知されている状況にあった(それゆえ, ほとんどの住民は自主的避難を選択していない)。

ウ 平成23年4月からいわき市や福島市, 郡山市において小中学校は授業を再開しており, 文部科学省は, 福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な基準について, 年間上限20ミリシーベルト(毎時3.8マイクロシーベルト)を目安とするものとしており(丙B11), 年間20

ミリシーベルトを下回る状況においては、通常通り利用して差し支えないとの考え方が示されており、このことも新聞報道等を通じて広く周知されている。

エ 本件事故後に行なわれた福島県の県民調査の結果によっても、福島県内の住民（避難等対象者を含む。）が本件事故後4か月に受けた外部被ばくによる実効線量推計結果としては、66.3パーセントが1ミリシーベルト未満、94.9パーセントが2ミリシーベルト未満、99.3パーセントが3ミリシーベルト未満であったとされている（丙B15の3頁参照）。

オ 自主的避難等対象者が感じる放射線への不安については、科学的知見に照らせば、客観的な危険に基礎付けられている不安ではなく、不安を感じる度合も極めて個人差が大きいものであり、専ら、各人の認識や感じ方それ自体によって生じているものといえることができる。

カ 他方で、本件事故が未曾有の事故であったことから、政府により避難等対象区域に指定されなかったとしても、本件原発からの距離などの地理的關係も踏まえた一定の自主的避難等対象区域においては、本件事故発生当初の時期については、子供・妊婦以外の住民においても、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱くことには相当な理由があると考えられる。

以上の諸点によれば、本件事故発生当初の時期を除き、原判決のいう平穩生活権侵害はないものと評価すべきである。

（2）被侵害利益の性質と内容

「被侵害利益の性質と内容」について、原判決は「被侵害利益の性質と内容」としては、「政府による避難指示等により居住及び移転の自由が法的に制約されたか否かは重要な要素となるが、それだけで平穩生活権侵害の成否が決まるものではなく、本件事故により原告らの生活に影響した社会的事実を広く参照して決すべきである」と説示している（153頁）。

この点について、自主的避難等対象区域についてみれば以下のとおりであると解される。

ア 自主的避難等対象区域内の住民に対しては、その生命や身体的利益という法的利益に対して本件事故による放射線の影響による危険や被害が及ぶ状況には至っていない。

イ 個人差はあるものの、放射線への不安に基づいて自主的避難を選択する者もいるが、自主的避難等対象区域内のほとんどの住民は自主的避難を選択していない。自主的避難等対象区域の市町村における平成23年3月15日時点の自主的避難者数及び自主的避難者等の割合（丙A26の4～5頁）は以下のとおりであり、自主的避難者の数は、平成23年3月と平成23年7月においてほぼ同じ水準であり、自主的避難を選択していない住民が大多数を占めている。

	H23.3.15時点の 自主的避難者数	H23.3.15時点の自主的避難者 数が人口に占める割合
福島市	3,234人	1.1%
郡山市	5,068人	1.5%
須賀川市	1,138人	1.4%
いわき市	15,377人	4.5%
二本松市	647人	1.1%
伊達市	14人	0.0%
田村市※	39人	0.1%
本宮市	133人	0.4%
桑折町	40人	0.3%
国見町	986人	9.8%
川俣町	1人	0.0%

	H23.3.15時点の 自主的避難者数	H23.3.15時点の自主的避難者 数が人口に占める割合
大玉村	7人	0.1%
鏡石町	108人	0.8%
天栄村	56人	0.9%
石川町	16人	0.1%
玉川村	14人	0.2%
平田村	0人	0.0%
浅川町	0人	0.0%
古殿町	0人	0.0%
三春町	0人	0.0%
小野町	9人	0.1%
相馬市	4,457人	11.8%
新地町	0人	0.0%

(※ 田村市については、避難指示等対象区域を含んだ数字である。)

ウ 本件事故は未曾有の事故であったことから、本件原発の状況が安定しない等の状況の下では、子供・妊婦以外の自主的避難等対象者においても、本件事故発生当初の時期においては、同区域内にとどまること又は自主的避難をすることにも合理性はあり、これにより一定の日常生活の阻害が生じ得ると考えられる。

エ 原判決が自主的避難等対象区域について賠償対象期間とした平成23年3月から12月の市民生活（夏祭りなどを含む。）や経済活動の状況は、代表的な地域である福島市、郡山市及びいわき市をはじめとして、本件事故前とほぼ同様の市民生活や経済活動が行われている状況にある（丙C143の2、267～281、302～307、309、310、このような事情につい

て、原判決は何ら具体的に事実認定・評価をしておらず、総合判断の名に全く値しないものとなっている。)

(3) 侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等

原判決は、「本件事故後の福島第一原発は何らの便益を生み出さないから、「侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」は問題とならないが、そうであるとしても、およそ本件事故前に比して空間線量率が上昇していれば直ちに平穩生活権侵害が成立するわけではなく、侵害行為に公共性ないし公益性がないことを前提に、他の事情を総合考慮して平穩生活権侵害の成否が判断されることになる」と説示している(154頁)。

しかしながら、このような公益上の必要性という考慮事項は、原判決が参照している空港訴訟や基地訴訟などの裁判例から機械的に導いたものと推察されるが、本件事故に起因する本事案に関しては、かかる要素を特に考慮する必要はなく(空港訴訟等においては、航空機を飛ばさなければ被害が発生しないので、航空機を飛ばすことの公益性が正面から問題となるが、本件では、既に発生した本件事故から生ずる権利侵害の有無が問題となっている。)、そもそも考慮事項として挙げること自体が本件の事案には適していないものというべきである。

(4) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況

「侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況」について、原判決は、「本件事故発生当初の時点においては、1号機、3号機、4号機が順次爆発し、事故が拡大しつつある状況にあったことなど、その時点における旧居住地の汚染状況だけでなく、本件事故の進展に対する不安が合理的に存在する状況にあったか否かも考慮要素となる。」と説示している(154頁)。

この点について、自主的避難等対象区域についてみれば以下のとおりである

と解される。

ア 本件事故発生後において、控訴人東京電力においては本件原発の冷温停止に向けての作業が継続的に行なわれ、その結果、原子炉の状況も安定するに至り、平成23年4月22日には、政府による屋内退避指示が解除されるに至っている。

イ 本件原発は平成23年7月19日には、「放射線量が着実に減少傾向となっている」としてステップ1の目標達成が公表されている。その後、これを受けて、同年9月30日をもって、緊急時避難準備区域の指定が解除されている。

ウ 平成23年12月16日にステップ2を完了し、収束宣言に至っている。

エ 本件事故後、平成23年12月までにかけて、自主的避難等対象区域内の空間放射線量は時間の経過とともに低減している。

(5) その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等

「その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等」について、原判決は、「騒音であれば騒音防止措置の有無等が問題となるところ、本件においては、新たな放射性物質の放出を抑制する措置が取られたか否か(各原子炉の冷温停止状態が達成されたか否か)、除染の進展状況等が考慮要素となる。」と説示している(154頁)。

この点について、本件原発の収束宣言に至るまでの経緯は、上記(4)のとおりであり、また、自主的避難等対象区域については、空間線量率が年間20ミリシーベルトを超えないことから、避難指示等対象区域外とされており、その空間放射線量はもともと低いものであり、かつ時間の経過とともに低減していることは前述のとおりである。

(6) まとめ

以上のとおり、自主的避難等対象区域旧居住者の慰謝料請求について、「原判決判断枠組」に沿って検討しても、原賠法3条に基づく原子力損害の賠償請求である以上、本件事故による放射線の作用による「侵害行為の態様、侵害の程度」とそれによる「被侵害利益の性質と内容」がその基軸となる考慮要素として重要であることは論を俟たない。

そして、そのような具体的な危険に基づかない漠然とした不安や危惧感があるとしても、そのことによって法的な権利侵害があると評価することはできないのである。

本件事故に関する裁判例ではないが、大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）においては、大阪国際空港に由来する「相当強度な航空機騒音」に曝露されているという事案において、B滑走路供用開始の月である昭和45年2月以降の慰謝料額を月額1万円とし、それ以前の時期については、居住地区に応じて月額3000円又は8000円とするとの原審の認定に関連して、「もっとも、原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるということができないことはいうまでもない」（下線は控訴人東京電力代理人による。）と判示しているところ、かかる判示は、丙A41の裁判例が「具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって妥当ではな」（丙A41の7頁）いと説示していることと軌を一にするものである。

このような大阪国際空港事件最高裁判決の判示を踏まえれば、本件事故の特質を踏まえて、本件事故発生当初の時期を対象として、子供・妊婦以外の自主

的避難等対象区域旧居住者に対して、1人8万円の慰謝料額を認めた中間指針追補の賠償基準は、「相当強度な航空機騒音」に日々さらされている住民に対する慰謝料額を斟酌しても、決して不合理なものではないと評価できるものである。

原判決の自主的避難等対象区域旧居住者に対する慰謝料額の認定は、客観的な危険の影響の評価を全く行わず、「具体的な被害」を明確にしないまま、当事者も主張をしておらず、客観的危険性も何ら基礎付けられていない年間10ミリシーベルトという独自かつ不合理な基準を持ち出して、被害者救済の観点からも熟慮の上で定められている「中間指針等による損害額」を否定して、これを大幅に超える損害を認めたものであり、著しく不合理であり、これまでの裁判実務の考え方を踏まえても、論理的に破綻しているものと評価せざるを得ない。

したがって、かかる原判決の認定は取り消されるべきであり、その上で、自主的避難等対象区域旧居住者の1審原告らによる「中間指針等による損害額」を超える慰謝料請求については、いずれも棄却されるべきである。

5 小括

以上のとおりであり、自主的避難等対象区域旧居住者に対する原判決の判断は誤っているから、取り消されるべきである。

第7 県南地域の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り

1 原判決による損害の認定の内容

原判決は、県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村）の旧居住者の損害の判断として、まず、県南地域の状況と

して、平成23年3月、平成23年4月、平成23年5月～12月、平成24年1月～8月、平成24年9月以降の空間線量率を認定し、この中で、平成23年3月の状況として、白河市に所在する県南合同庁舎の空間線量率が、3月15日には $7.56 \mu\text{Sv/h}$ (39.58mSv/y 相当)、3月16日には $4.1 \mu\text{Sv/h}$ (21.4mSv/y 相当)といった、 20mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたと認定している(275～278頁)。

その上で、原判決は、県南地域旧居住者の損害について、「県南地域においても、平成23年3月時点で白河市において 20mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたことなどを考慮すると、県南地域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、自主的避難等対象区域旧居住者と同様とはいえないまでも、なお賠償に値するものというべきであり、その額は、平成23年3月11日から12月31日までの10か月間を包括して10万円(「中間指針等による賠償額」は0円であるから、「中間指針等による賠償額」を超える損害も10万円)と認めるのが相当である」と説示している(278頁)。

他方で、原判決は、子供・妊婦について、自主賠償基準が認める、平成23年3月11日から同年12月31日までの期間に対する20万円及び平成24年1月1日から同年8月31日までの期間の4万円の賠償を超える損害があるとは認められないと説示しているが、かかる説示は妥当である(278頁)。

また、原判決は、同じく自主賠償基準の対象区域である宮城県丸森町の旧居住者の損害について、自主賠償基準が認める、平成23年3月11日から同年12月31日までの期間に子供・妊婦であった者に対する20万円及び平成24年1月1日から同年8月31日までの期間に子供・妊婦であった者に対する4万円の賠償を超える損害があるとは認められないとし、子供・妊婦以外の者について、賠償すべき損害があるとは認められないと説示しているが、かかる説示は妥当である(279頁)。

2 子供・妊婦以外の県南地域旧居住者に対する慰謝料請求に関する原判決の誤り

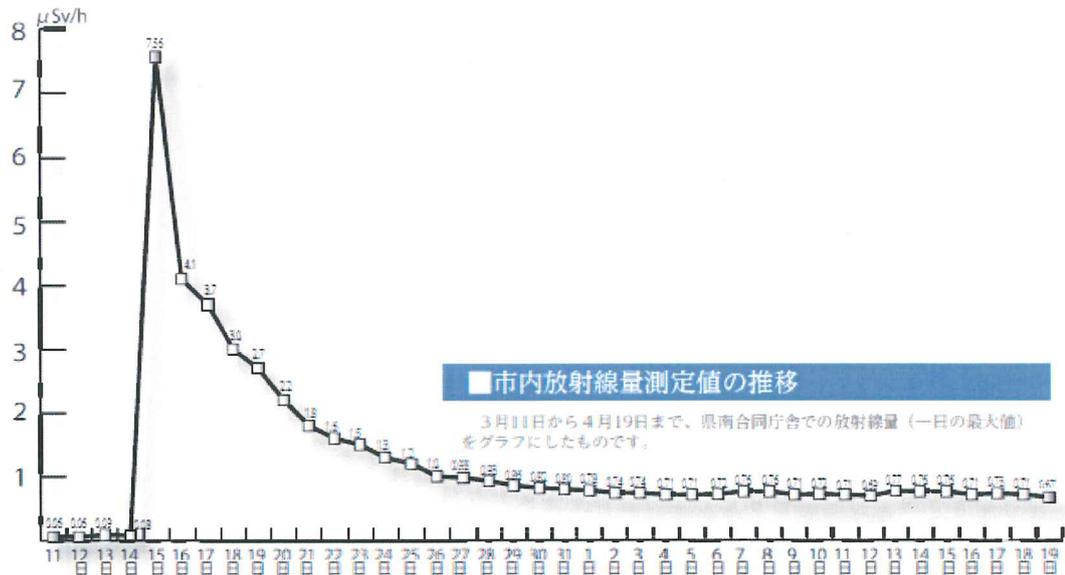
- (1) 原判決が、平成23年3月15日と同16日の2日間に限って白河市において年間換算で計算上 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたことを唯一の根拠として、平成23年12月末までの県南地域旧居住者全体の慰謝料を認定したことは明らかに不合理であり、誤っていること

原判決は、上記のおり、白河市に所在する県南合同庁舎の測定地点での空間線量率が、3月15日と3月16日において、1年間を通じてその値が続いた場合には 20 mSv/y 相当値を超えることとなる空間線量率が計測されたことをもって、かかる空間線量率に基づく「県南地域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安」を唯一の具体的な根拠として、賠償額を認めている。

しかしながら、県南地域は、政府による避難指示の対象とならず、自主的避難等対象区域にも区分されていない地域であり、県南地域での空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回っている実情にあり、当該区域において生活を継続することに支障はなく、当該区域に居住していた1審原告らに放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性が生じているとは評価できず、実際に当該区域の大多数の住民はかかる地域からの自主的避難の選択もしていない。

原判決が唯一 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたと認定した県南合同庁舎においても、 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたのは、事故当日以降、平成23年3月15日（毎時7.56マイクロシーベルト）及び16日（毎時4.1マイクロシーベルト）のわずか2日間のみである。下記グラフが示すとおり、その2日後の平成23年3月18日には $3.0\text{ }\mu\text{Sv/h}$ と、 20 mSv/y 相当値を下回り、更に平成23年3月2

6日は $1.0 \mu\text{Sv/h}$ を下回り、平成23年4月19日には $0.67 \mu\text{Sv/h}$ となっているのである（丙C148の2の8頁）。



この2日間だけの放射線量を累積すると（仮にその屋外の測定地点に24時間滞在していたと仮定して）、3月15日については $7.56 \times 24 = 181.44$ マイクロシーベルト/日、3月16日については $4.1 \times 24 = 98.4$ マイクロシーベルト/日となり、これを合算すると279.84マイクロシーベルトになるものであるが、これは、胃のX線検診で受ける1回当たりの被ばく線量である0.6ミリシーベルト（600マイクロシーベルト）の半分にも満たない（丙B1の36頁）。

そして、国際的にも合意された科学的知見によれば、年間20ミリシーベルトの被ばくの健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても十分低い水準にあり、その危険の度合いについて、住民の健康に影響を及ぼすものとは到底評価されるものではない。

したがって、1年間のうち2日のみ年間加算した場合の 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたとしても、そのことによって県南地域旧居

住者の具体的な権利侵害が基礎付けられると解することはできず、上記のとおり
の空間線量率の推移に照らせば、年間の積算空間線量率が 20 mSv/y を
大きく下回ることは明らかである。

また、白河市の県南合同庁舎の空間線量率が平成23年3月16日以降、急
速に低下していることは、白河市の広報により平成23年5月には白河市民に
対し広く周知されている。また、低線量被ばくの健康リスクについての科学的
知見は、広く周知されていることは既に詳述したとおりである。

したがって、白河市を含む県南地域の旧居住者において、ある1か所の測定
地点における平成23年3月15日と同16日の2日間のみ空間線量率の測
定値を根拠として、本件事故から平成23年12月末までの期間において、県
南地域旧居住者の法的に保護された権利利益が侵害されているなどと評価する
ことはできないのであり、原判決の上記認定は明らかに不合理なものであって、
誤りである。

(2) 原判決が認定する平成23年3月15日及び同16日の白河市内での 20 mSv/y
相当値を超える空間線量率は、県南地域の本件事故後の空間線量率の
正しい状況を反映しているとはいえないこと

原判決は、平成23年3月時点で白河市において 20 mSv/y 相当値を超
える空間線量率が計測されていたことを唯一の根拠として上記慰謝料認定をし
ているが、原判決が認定する白河市の1つのモニタリング地点の空間線量率の
測定値は、県南地域全体の空間線率の状況を正しく反映したものではない。

すなわち、原判決の認定においても、白河市に所在する県南合同庁舎の平成
23年3月15日及び同16日の空間線量率以外に、他の県南地域の市町村や
他の時期のモニタリング地点の空間線量率として 20 mSv/y 相当値を超
える数値は認定されていない。

実際、福島県が県内全域において毎日、網羅的に実施した環境放射能測定結果によれば、平成23年4月23日における空間線率は、以下のとおりであり、最大で西郷町の「西郷町役場」の $0.68 \mu\text{Sv/h}$ であり、すべての地点で $1.00 \mu\text{Sv/h}$ 以下であり、原判決が基準とする $1.90 \mu\text{Sv/h}$ (10mSv/y 相当) を超える地点すら1箇所も存在しない(丙C334の1)。

【平成23年4月23日における環境放射能測定結果】

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
鮫川村役場	南西約6.3 Km	0.22 (10時00分)	0.24 (15時10分)
西郷村役場	西南西約8.4 Km	0.68 (9時00分)	0.68 (13時30分)
泉崎村役場	西南西約7.2 Km	0.63 (9時36分)	0.67 (14時03分)
中島村役場	西南西約6.8 Km	0.25 (10時26分)	0.26 (14時45分)
矢吹町役場	西南西約6.6 Km	0.35 (10時07分)	0.35 (14時27分)
棚倉町役場	南西約7.2 Km	0.4 (11時33分)	0.37 (15時47分)
矢祭町役場	南西約8.2 Km	0.15 (9時45分)	0.13 (15時20分)
塙町役場	南西約7.6 Km	0.25 (11時07分)	0.25 (15時26分)

また、平成23年6月1日⁸における空間線率は、以下のとおりであり、最大で白河市の「白河市役所大信庁舎」の $0.93 \mu\text{Sv/h}$ であり、すべての測定値が $1.00 \mu\text{Sv/h}$ 以下であり、原判決が基準とする $1.90 \mu\text{Sv/h}$ (10mSv/y 相当) を超える地点は1箇所も存在しない(丙C334の2)。

⁸ 平成23年6月1日から、白河市における測定地点が追加され、空間線量率の測定が開始されている。

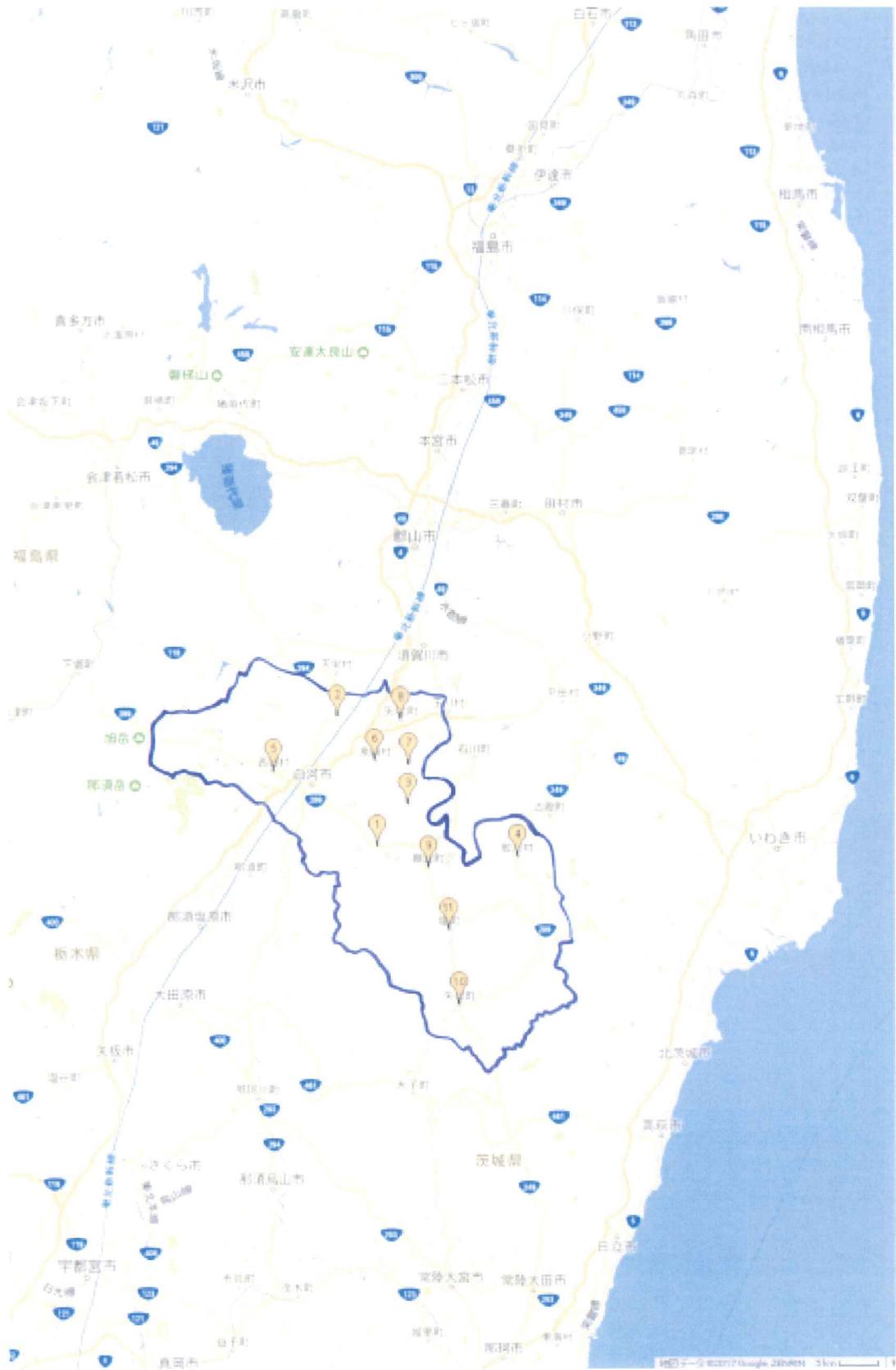
【平成23年6月1日における環境放射能測定結果】

単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \approx \mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクログレイ/時間 \approx マイクロシーベルト/時間)

測定地点	福島第一原発からの 方向及び距離	1回目	2回目
白河市役所表郷庁舎	西南西約7.6 Km	0.30 (12時20分)	0.29 (15時39分)
白河市役所大信庁舎	西南西約7.4 Km	0.93 (11時35分)	0.84 (15時12分)
白河市役所東庁舎	西南西約7.0 Km	0.28 (10時17分)	0.28 (13時48分)
鮫川村役場	南西約6.3 Km	0.18 (12時52分)	0.16 (16時15分)
西郷村役場	西南西約8.4 Km	0.67 (11時05分)	0.64 (14時40分)
泉崎村役場	西南西約7.2 Km	0.61 (12時00分)	0.57 (15時40分)
中島村役場	西南西約6.8 Km	0.21 (12時20分)	0.21 (15時58分)
矢吹町役場	西南西約6.6 Km	0.34 (12時35分)	0.33 (16時20分)
棚倉町役場	南西約7.2 Km	0.34 (11時55分)	0.32 (15時17分)
矢祭町役場	南西約8.2 Km	0.13 (11時05分)	0.11 (14時33分)
塙町役場	南西約7.6 Km	0.24 (11時30分)	0.23 (14時54分)

また、福島県による環境放射能測定のモニタリング地点は、下記の地図に示すとおり位置し、県南地域をほぼ網羅的に万遍なく配置されており、かかる測定結果は、県南地域の空間線量率の状況を正しく反映している（丙C335）。

放射能測定地点マップ（県南地域）平成23年6月時点



①	白河市役所表郷庁舎
②	白河市役所大信庁舎
③	白河市役所東庁舎
④	鮫川村役場
⑤	西郷村役場
⑥	泉崎村役場
⑦	中島村役場
⑧	矢吹町役場
⑨	棚倉町役場
⑩	矢祭町役場
⑪	塙町役場

また、原判決が 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたと認定した県南合同庁舎においても、平成23年3月18日には $3.0 \mu\text{Sv/h}$ と、 20 mSv/y 相当値を下回り、更に平成23年3月27日は $1.0 \mu\text{Sv/h}$ を下回り、平成23年4月19日には $0.67 \mu\text{Sv/h}$ となっているのである（丙C148の2の8頁）。

以上のとおり、県南地域の1つのモニタリング地点である白河市の県南合同庁舎において、本件事故直後の平成23年3月15日及び同16日の2日間において、 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されたことのみをもって、県南地域旧居住者全体の賠償額を認定することは著しく不合理である。

(3) 県南地域の実情について

県南地域は、政府による避難指示等対象区域に指定されていない区域であり、政府指示に基づきその意思にかかわらず避難が余儀なくされたものではなく、実際にも、県南地域の大多数の住民は自主的避難を選択していない。これは、当該区域において生活を送ることに科学的にみて支障がないという認識が広く周知されているという住民の一般的・平均的な認識を示すものである。

県南地域の市町村における平成23年3月15日時点の自主的避難者数及び自主的避難者等の割合（丙A26の3～4頁）は以下のとおりであり、矢吹町の2.0%が最大であり、それ以外の市町村は1.0%未満で、白河市についても0.8%である。

また、自主的避難者の数は、平成23年3月と平成23年7月においてほぼ同じ水準であることから、平成23年4月以降においても自主的避難を選択していない住民が大多数を占めていることが確認できる（丙A26の2頁）。

	H23.3.15時点の 自主的避難者数	H23.3.15時点の自主的避難者 数が人口に占める割合
白河市	522人	0.8%
西郷村	92人	0.5%
泉崎村	60人	0.9%
中島村	9人	0.2%
矢吹町	365人	2.0%
棚倉町	14人	0.1%
矢祭町	0人	0.0%
塙町	0人	0.0%
鮫川村	0人	0.0%

このような状況に照らしても、本件事故の放射線の影響によって、県南地域旧居住者について、慰謝料を基礎付ける程度の法的権利・利益の侵害が生じていると評価することはできない。

3 まとめ

以上のとおりであり、子供・妊婦以外の県南地域旧居住者に対して慰謝料請求

を認容した原判決の判断は誤りであるから、取り消されるべきであり、県南地域旧居住者の1審原告らについて「中間指針等による損害額」を超える損害は認められないから、慰謝料請求はいずれも棄却されるべきである。

第8 茨城県水戸市，日立市，東海村の旧居住者の慰謝料請求に関する原判決の誤り

1 原判決の説示とその誤り

原判決は、茨城県水戸市，日立市及び東海村の旧居住者について「中間指針等による賠償額」を超える損害として、平成23年3月11日から同年12月31日までの10か月間を包括して1万円を認容する（286頁）。

原判決は、かかる損害を認める根拠として、東海村において平成23年3月15日時点で 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が観測され、また、水戸市において同日時点で 18.9 mSv/y 相当の空間線量率が観測されたことを挙げ（285頁）、「これは、本件事故がなければ被曝することがなかった追加被曝であり、このような初期被曝を受忍すべき理由は見当たらないことなどを考慮すれば、これらの空間線量率が一時的なものであったことなどを考慮しても、茨城県水戸市及びそれよりも福島第一原発に近い日立市，東海村の避難者又は滞在者が抱いた被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、県南地域のそれよりもさらに低いものとみるべきではあるが、なお賠償に値するもの」（285～286頁）であるとする。

しかしながら、

ア 原判決が言及する水戸市内の空間線量率は、僅か1箇所の観測地点において、極めて短時間の間だけ観測された空間線量率にすぎず、かかる数値をもって、10か月間にも及ぶ水戸市，日立市及び東海村全体の損害を認めることは誤りである。

イ また、原判決が新聞記事を証拠として認定した $5\mu\text{Sv/h}$ という平成23年3月15日の東海村の空間線量率は、その出典も明らかでなく数値の正確性に疑義があり、同日の東海村の空間線量率の最大値は $3.518\mu\text{Sv/h}$ であると考えられ、年換算しても 20mSv/y 以下である。また、その点を措くとしても、わずかな時間に計測された空間線量率をもって10か月間にも及ぶ水戸市、日立市及び東海村全体の損害を認めることは明らかに不合理である。

ウ さらに、原判決は、東海村や水戸市の平成23年3月15日に計測された最大の空間線量率を年間換算した上で、茨城県水戸市、日立市及び東海村旧居住者の1審原告らとその法的に保護された権利・利益を侵害される程度の被ばくを受けたかのように評価しているが、これは、上記最大空間線量率が1年間継続することを前提としていると考えざるを得ないような評価であって、明らかに事実誤認である。その他水戸市、日立市及び東海村の状況に鑑みても、平成23年3月から同年12月までの間において、当該区域に居住していた1審原告らに放射線被ばくによる健康被害の現実の危険性はもちろんのこと、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底評価できない。

このように、茨城県水戸市、日立市及び東海村旧居住者に対して、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の発生があるとは認められず、精神的損害の賠償を認めた原判決の上記認定は誤りである。以下、詳述する。

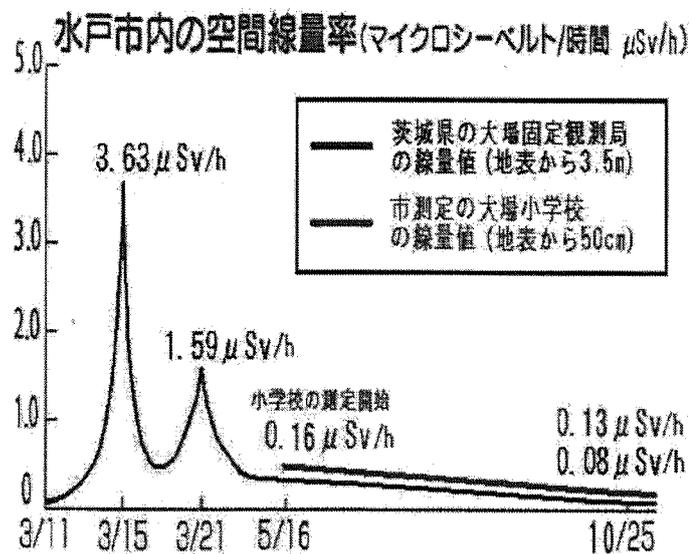
2 水戸市で $3\mu\text{Sv/h}$ を超える空間線量率が計測されたのは、午前7時20分～40分までの3回のみならず、水戸市、日立市及び東海村全域にわたって、平成23年3月から同年12月までの損害を認めることの誤り

原判決は、平成23年3月15日に、水戸市において $3.63\mu\text{Sv/h}$ (18.9mSv/y 相当)の空間線量率が観測されたことをもって、水戸市、日立市及び東海村全体について、かつ、平成23年3月11日から同年12月31日

までについて、損害を認めている（283～284頁）。

しかしながら、原判決は、水戸市のわずか一か所の観測地点における、ごくわずかな時間の空間線量率を過大に評価しているものであって、水戸市、日立市及び東海村全体の状況を正しく評価しているものとはいえず、誤りである。

すなわち、原判決は、丙C99の以下の図に基づき、「平成23年3月15日に、 $3.63 \mu\text{Sv/h}$ (18.9mSv/y) 相当の空間線量率が観測されたこと」を認定している（283頁）。



上記図をもってしても、水戸市大場固定観測局の空間線量率が $3.63 \mu\text{Sv/h}$ を超えたのはわずか1日であると言えるが、より詳細には、丙C336に基づいて作成した以下の表（水戸市大場固定観測局において観測された午前6時半から午前9時までの放射線量を抜粋したもの）によると、同観測局において、空間線量率が $3.63 \mu\text{Sv/h}$ に至ったのは、午前7時30分時点のみであり、 $3 \mu\text{Sv/h}$ を超えた数値が観測されたのも、7時20分、同30分及び同40分のわずか3回のみである（グレイ網掛け部分）。その後、すぐに空間線量率は下落し、午前8時10分には $0.546 \mu\text{Sv/h}$ 、午前9時には $0.378 \mu\text{Sv/h}$ となっている。

【丙C336のうち水戸市大場固定観測局の平成23年3月15日午前6時半から午前9時までの放射線量を抜粋】

時刻 (午前)	線量 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	線量 (mSv/y)
6 : 3 0	0.148	0.57
6 : 4 0	0.432	2.06
6 : 5 0	1.334	6.80
7 : 0 0	2.242	11.57
7 : 1 0	2.804	14.53
7 : 2 0	3.254	16.89
7 : 3 0	3.634	18.89
7 : 4 0	3.176	16.48
7 : 5 0	2.054	10.59
8 : 0 0	1.323	6.74
8 : 1 0	0.546	2.66
8 : 2 0	0.430	2.05
8 : 3 0	0.412	1.96
8 : 4 0	0.398	1.78
8 : 5 0	0.395	1.87
9 : 0 0	0.378	1.78

このように、平成23年3月15日時点において18.9mSv/y相当の空間線量率が計測されているのは瞬間的といっているほどの短時間であるということに鑑みると、その計測結果のみをもって、水戸市、日立市及び東海村全体につき、慰謝料を基礎付ける程度の権利侵害が生じていたなどと解することは到底できず、かかる薄弱な根拠に基づいてこれらの地域の旧居住者による慰謝料請求を

認容した原判決の判断は、著しく不合理であり、明らかに誤っている。そして、かかる短時間の測定結果のみを根拠に、本件事故後からさらに10か月間にもわたっての慰謝料を認容していることについては、何をかいわんやであり、不合理な認定であることは多言を要しない。

- 3 東海村の平成23年3月15日の最大空間線量率は $3.518 \mu\text{Sv/h}$ (18.28mSv 相当)であり、かかる数値も僅かな時間しか計測されていないこと

原判決は、甲C157資料1の新聞記事に基づき、東海村で平成23年3月15日に $5 \mu\text{Sv/h}$ (26mSv/y 相当)を超える空間線量率が計測されたことを認定するが、当該新聞記事には出典の記載がないため、 $5 \mu\text{Sv/h}$ という数値がどの地点での測定値なのかも明らかでなく、 $5 \mu\text{Sv/h}$ (26mSv/y 相当)という数値の信用性には疑義がある。

一方で、東海村の固定観測局にて測定され公表されている平成23年3月15日の空間放射線量の数値(丙C337)においては、東海村内にある6つの観測局のうち、豊岡観測局において平成23年3月15日午前7時10分に観測されている $3.518 \mu\text{Sv/h}$ (18.28mSv 相当)が最大値であり(水戸市で平成23年3月15日に計測された $3.63 \mu\text{Sv/h}$ を下回る)、また、同観測局において、 $3 \mu\text{Sv/h}$ を超えた空間線量率が測定されているのは、午前6時40分から午前8時10分の1時間30分の間のみであり、その直後である午前8時20分には $2.90 \mu\text{Sv/h}$ 、午前8時40分には $1.198 \mu\text{Sv/h}$ 、午前9時30分には $0.969 \mu\text{Sv/h}$ シーベルトというように空間線量率は大幅に下落している。

屋外において $3 \mu\text{Sv/h}$ の空間線量率を1時間30分間浴び続けたと仮定したとしても、その数値は $4.5 \mu\text{Sv}$ であり、歯科治療時に撮影されるデンタル

X線でとる口腔内撮影でも1回につき $10\ \mu\text{Sv}$ の放射線量を浴びることや東京とニューヨーク間の飛行機での往復によって $200\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量を浴びること（丙C338）を考慮すると、かかる数値は相当に低いものであることが明らかである。

かかる東海村の平成23年3月15日の空間線量率に鑑みると、1審原告らが慰謝料を基礎付ける程度の放射線被ばくを受けたものとは到底評価し得ないものであり、本件事故がなければ被ばくすることがなかった追加被ばくであるとの原判決の説示も、1審原告らの具体的な被ばく状況は何ら明確ではなく、その基礎事実は何ら認定されていない。

したがって、「本件事故がなければ被曝することがなかった追加被曝であり、このような初期被曝を受忍すべき理由は見当たらない」（285頁）などとして平成23年3月から同年12月までという長期間にわたって、賠償に値すべき健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安があるなどと認定した原判決の判断は著しく不合理であり、誤っている。

また、原判決が、平成23年3月15日に東海村で計測されたと認定する $5\ \mu\text{Sv/h}$ （ $26\ \text{mSv/y}$ 相当）が実際に計測されていた数値であったとしても上述した東海村豊岡観測局の空間線量率の変遷からすれば、かかる数値が計測されたのは、多くとも数時間程度であろうことに鑑みれば、そのような数値が10か月間にも及ぶ水戸市、日立市及び東海村旧居住者の賠償を認める根拠となり得ようはずもなく、また、同人らが具体的な危険にさらされていたとも、具体的な法的権利利益の侵害が生じているなどと評価できないことも明らかである。

- 4 空間線量率のみを根拠に、1審原告らが法的権利利益を侵害される程度の被ばくを受けたかのように認定することの誤り

原判決は、「茨城県北茨城市や東海村において、3月15日時点で $20\ \text{mSv}$

／y相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、茨城県水戸市においても、3月15日時点で、20mSv／y相当値は下回るものの、これに近い18.9mSv相当の空間線量率が観測されており、これは、本件事故がなければ被曝することがなかった追加被曝であり、このような初期被曝を受忍すべき理由は見当たらない」などと説示する（285頁）。しかし、原判決の認定事実だけでは、1審原告らがどのような被ばくを受けたかは具体的に不明であり、また、それが1審原告らの法的権利を侵害する程度のものであったとも到底評価することができない。

また、原判決は、あたかも1審原告らが受忍限度を超える被ばくをしたかのように認定するが、この点も誤りである。すでに述べたとおり、東海村や水戸市で3μSv／hを上回る数値が計測された時間ですら極めて短時間であるにもかかわらず、原判決において、これを年間換算し、かかる数値をもって追加被ばくや初期被ばくをしたなどと認定すること自体が著しく不合理である。また、原判決が指摘する空間線量が計測された時間、屋内にいた者も数多くいたであろうことを措いておくとしても、上述のとおり、歯科治療時に撮影されるデンタルX線でとる口腔内撮影でも1回につき10μSvの放射線量を浴びることに鑑みると、東海村や水戸市で計測された空間線量が水戸市、日立市及び東海村の旧居住者の健康に与えた影響はほぼ皆無といっても過言ではなく、かかる事実をもって、受忍限度を超えたかのような「初期被曝」があったかのようにいう原判決は明らかに誤りである。

- 5 水戸市、日立市及び東海村の状況に鑑みても、平成23年3月から同年12月までの間において、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは到底評価できないこと

(1) 水戸市全体の平成23年の空間線量率は総じて20mSv／yをもはるかに

下回り精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとはいえないこと

ア 平成23年5月～同年10月の空間線量率

原判決が水戸市を含む茨城県の空間線量率を認定した丙C283によると、水戸市の平成23年の空間線量率は以下のとおりであって20mSv/yをもはるかに下回るものである。

日付	線量 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	線量 (mSv/y)
5月11日	0.112	0.38
5月25日	0.099	0.31
6月8日	0.097	0.30
6月22日(地上1m)	0.110	0.37
7月13日(地上1m)	0.103	0.33
7月27日(地上1m)	0.100	0.32
8月10日(地上1m)	0.105	0.34
8月24日(地上1m)	0.097	0.30
9月14日(地上1m)	0.100	0.32
9月28日(地上1m)	0.092	0.27
10月12日(地上1m)	0.094	0.28
10月26日(地上1m)	0.089	0.26

イ また、水戸市を旧居住地とする被控訴人久保田美奈穂の居住地付近の平成23年5月26日の空間線量率は0.05 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり(甲B203)、20mSv/yをもはるかに下回るものである。

ウ 小括

以上のとおり、水戸市全体の平成23年の空間線量率は総じて20mSv

／y をもはるかに下回るものであって、水戸市の旧居住者において、現実かつ具体的な被ばくの危険性はもちろん、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとは認められない。

(2) 平成23年の日立市の空間線量率は総じて20 mSv/y をもはるかに下回り、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとはいえないこと

先に述べたとおり、原判決が日立市を含む茨城県の空間線量率を認定した丙C283によると、日立市の平成23年5月～同年10月の空間線量率は以下のとおりであって、日立市の平成23年の空間線量率は総じて、20 mSv/y をもはるかに下回るものであるから、現実かつ具体的な被ばくの危険性はもちろん、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとも評価できず、日立市の旧居住者について賠償すべき損害があるとは認められない。

日付	線量 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	線量 (mSv/y)
5月11日	0.193	0.80
5月25日	0.183	0.75
6月8日	0.176	0.71
6月22日 (地上1m)	0.193	0.80
7月13日 (地上1m)	0.178	0.73
7月27日 (地上1m)	0.171	0.67
8月10日 (地上1m)	0.164	0.65
8月24日 (地上1m)	0.159	0.63
9月14日 (地上1m)	0.162	0.64
9月28日 (地上1m)	0.159	0.62
10月12日 (地上1m)	0.154	0.59
10月26日 (地上1m)	0.158	0.62

(3) 平成23年の東海村の放射線量は総じて20mSv/yをもはるかに下回り、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとはいえないこと

先に述べたとおり、原判決が東海村を含む茨城県の空間線量率を認定した丙C283によると、東海村の平成23年5月～同年10月の空間線量率は以下のとおりであって、東海村の平成23年の空間線量率は総じて、20mSv/yをもはるかに下回るものであることに鑑みても、現実かつ具体的な被ばくの危険性はもちろん、精神的損害を基礎付ける程度の不安が生じているとも評価できず、東海村の旧居住者について賠償すべき損害があるとは認められない。

日付	線量(μ Sv/h)	線量(mSv/y)
5月11日	0.094	0.28
5月25日	0.082	0.22
6月8日	0.083	0.23
6月22日(地上1m)	0.124	0.44
7月13日(地上1m)	0.124	0.44
7月27日(地上1m)	0.112	0.38
8月10日(地上1m)	0.109	0.36
8月24日(地上1m)	0.106	0.35
9月14日(地上1m)	0.102	0.33
9月28日(地上1m)	0.106	0.35
10月12日(地上1m)	0.103	0.33
10月26日(地上1m)	0.101	0.32

6 小括

以上のとおりであり、本件事故による放射線の客観的な状況に鑑みても、原判決が、水戸市、日立市及び東海村の旧居住者の損害として、「中間指針等による

賠償額」を超える慰謝料を認容したことは著しく不合理であり、取り消された上で、当該1審原告らの慰謝料請求はいずれも棄却されるべきである。

第9 過失論について

なお、原判決は、「被告東電の過失について」として、平成14年7月31日の「長期評価」は客観的かつ合理的根拠を有する知見であり、その信頼性を疑うべき事情は存しなかったとして、「長期評価」から想定される地震による予見可能な津波に対する適切な対策を講じなければならない注意義務があるのに、これを怠った過失があったと認定しつつ、このような義務違反の原因は、「津波評価技術」の波源設定方法を、その本来の考え方を超えて絶対視し、「長期評価」の信頼性の評価を誤り、対策義務があるものとは考えなかったためと認めるのが相当であり、対策義務があると認識しながら、経済的合理性を優先してあえて対策を採らなかったといった故意やそれに匹敵する重大な過失があったとまでは認めがたいと説示している（146～149頁）。

原判決は、このような判断に基づき、過失があるとしても重過失は認められないとして、慰謝料額の認定を左右するものではないと説示しており（195～196頁）、損害の認定に当たっては、通常の過失の有無を言及していない。

このため、この点は、原判決の結論に直ちに影響を及ぼすものではないはずであるが、原判決の「長期評価」や「津波評価技術」の理解には大きな誤りがあり、それゆえに誤った過失判断に至っているといわざるを得ないので、控訴人東京電力の基本的な考え方についてのみ、以下で、述べることとする（必要に応じて、後日補充することがあり得る。）。仮に、原判決が、控訴人東京電力の過失を念頭に置き「放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害」の枠を外れて、そのような放射線の作用による損害が生じていなくても、幾分か放射線が大気中に存在することに不安を抱くのももっともであるとして、指針以上の損害を認めたのであれば、

その判断は違法であることが明らかである。

本件訴訟と同種事案について判断した千葉地裁判決（平成29年9月22日言渡し）においては、予見可能性については認めつつも、予見可能性の程度に照らせば当該事件1審原告らが主張する各結果回避措置を直ちに講ずるべき義務が導き出されるとはいえず、また、仮にそのような結果回避措置を講じたとしても、いずれにしろ本件事故を回避できなかつた可能性もあるとして、相被告国の規制権限の行使のあり方について、国賠法1条1項の適用上違法とはいえないとし、また、控訴人東京電力の慰謝料増額事由に関する点についても、控訴人東京電力が2008年試算の結果について社内検討を行い、社団法人土木学会に対し、長期評価の知見に基づき津波評価をするための具体的な波源モデルの策定に関する検討を委託し、平成24年10月を目途に結論が出される予定の検討結果次第で対策を講じる予定としていたことが認められるとしたうえで、長期評価においては福島県沖の日本海溝沿いの津波評価をするために必要不可欠な波源モデルを示していたわけではないこと等からすれば、控訴人東京電力の対応が著しく合理性を欠き、津波対策を完全に放置したとまでは評価することができず、慰謝料を増額することが相当といえるような重大な過失があったとはいえない、と説示している。

このような別件裁判の判決も踏まえ、本件事故の発生に関する控訴人東京電力の過失（重過失）の有無の審理に当たっては、特に、以下の点について留意されるべきである。

ア 東北地方太平洋沖地震の発生以前の規範認識に基づいて、法的過失の有無が判断されるべきであること

過失に関する規範的評価をすることは、「法的な非難」の可否を検討することであるところ、そこでの非難の実質は、行為時点において期待されていた行為規範に違反して行動したことにある。そのため、過失判断に当たっては、ま

ずもって「行為時点において期待されていた行為規範」とは何であったかを発見（認定）するという事実認定の作業が不可欠である。しかし、かかる認定の時点が、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により本件事故が発生したことを知っている今日であるがゆえに、「行為時点において期待されていた行為規範」を発見する作業に、現時点からみての「評価」が入り込み、「行為時点において期待されていた行為規範」が「本件事故後の視点を加味して本件事故以前に期待されていた行為規範」として措定されてしまうおそれがある点に留意が必要である。

しかし、いうまでもなく、「行為時点において期待されていた行為規範」それ自体が本件事故発生後の視点から結果的に不十分なものであったか否かを「評価」することと、本件事故以前において合理的なものとして広く受け入れられて機能していた「行為規範」が何であるかを「発見」することは、別物である。したがって、過失判断に当たっては、前者の「評価」の視点を排して、後者の「事実発見」（本件事故以前における合理的な規範の発見）をまずもって、冷静な視点から行うことが求められるのである。

イ 長期評価の見解に基づき「確定論的津波評価」を行うべき行為規範が本件事故以前に成立していたのか否か

過失判断における非難及び帰責の根拠は、法的に期待される行為義務への違反の事実求められる。このため、控訴人東京電力の過失評価の根拠としては、長期評価の見解に基づいて福島県沖海溝沿いの大きな地震津波を確定論的津波評価⁹として想定して、これに基づく対応をすべき法的な行為義務が本件事故以前に現に存在し、これに対する違反があったことであり、そのような義務を果たさなかったことが法的な非難に値するということを意味

⁹原子力発電所の津波対策に当たって、科学的知見を踏まえた一定の想定津波の発生を想定して、かかる津波が発生することを前提としてこれに対する安全確保を図るとの安全確保の考え方をいう。

するものと解するほかない。

しかしながら、原審でも主張したとおり、科学的知見の状況からすれば、本件事故以前において、長期評価の見解に基づいて、福島県沖海溝沿いに大きな津波地震の波源を設定して、これに基づき直ちに確定論的津波評価の考え方に基づく津波対策を行うべき行為義務が控訴人東京電力に生じていたとはいうことができない。原審での控訴人東京電力の主張も、まさしくこのような行為義務（行為規範）が本件事故以前に法的に成立していなかったことを基礎付ける事実主張にほかならない。

このような行為規範の不成立を基礎付ける事実としては、控訴人東京電力はこれまで大要以下のような一群の事実関係を主張している。

- a 福島県沖海溝沿いにおいては過去に津波地震の発生が確認されておらず、当時の地震学では、比較沈み込み学からこの領域では巨大地震が発生しないと考えられており、長期評価は、これまでの地震学の考え方とは必ずしも整合するものではなかったこと
- b 長期評価の見解は福島県沖を特に指定したものではなく、歴史津波も確認されていない福島県沖も含めて日本海溝沿いの南北の広い領域をひとまとめにするという考え方により結果的にも福島県沖も含まれることになったものであったこと
- c 地震本部自身も長期評価の信頼性を高いものとはしていなかったこと
- d 長期評価の見解を基礎付ける学術論文の不存在
- e 土木学会の専門家により策定された「津波評価技術」に基づく福島県沖海溝沿いの波源不設定及び長期評価改定後における「津波評価技術」の不改訂
- f 長期評価の見解については放置されたわけではなく、土木学会において

確率論的津波評価¹⁰として継続的に検討されていたこと（ただし、これを確定論的津波評価の対象とすべきであるという考え方は専門家の間で広く受け入れられていなかった）

- g 防災基本計画を策定する中央防災会議においても、福島県においても、防災対策上、長期評価の見解に基づく福島県沖海溝沿いの大きな津波地震の発生を検討対象としていないこと

これらの事情からすれば、本件事故発生以前において、長期評価の見解に基づいて、福島県沖海溝沿いに大きな津波地震の波源を設定して、これに基づき直ちに確定論的津波評価の考え方に基づく津波対策を行うべきであるとの見解は広く受け入れられている状況にはなく、そのような津波対策を行うべき法的義務を控訴人東京電力が負っていたとは解することができない。

そのような中、控訴人東京電力は、長期評価の見解について確率論的津波評価の研究を行うとともに、2008年試算を行うとともに、社内検討を行った上で、大きな地震は起きないとされてきた福島県沖海溝沿いを含む津波地震の取扱いについては土木学会の専門家に検討を委託し、その結果を踏まえて明確にルール化した上で対応することとしていたものである。長期評価の見解に対する上記のような評価・認識の状況に加え、本件原発の津波評価が土木学会の策定した「津波評価技術」に基づいて行われており、規制機関においてもこれに基づく対応が評価されてきたという経緯も参酌すると、まずは、土木学会に福島県沖海溝沿いの津波地震に関する科学的知見（波源モデルの確定も含む。）の整理を委託し、これに基づいて必要な対応をすると考えることは、本件事故発生以前の状況下では一つの合理的な態度決定であったと評し得る。長期評価の見解に関して、さらなる十分な科学的・専門的検討を経て対応すると考えることは不合理ではなかったのである。

¹⁰ 原子力施設の異常や事故の端緒となる事象の発生頻度、発生した事象の及ぼす影響を緩和する安全機能の喪失確率及び発生した事象の進展・影響の度合いを定量的に分析することにより、原子力施設の安全性を総合的・定量的に評価する方法をいう。

ウ 地震本部が公表した長期評価であるから信頼性があるとの立論について

これに対して、長期評価は法令に基づき政府の地震本部が専門家の検討を経て公表したものであり、信頼するに足るものであって、これから控訴人東京電力（被告東京電力）の行為規範が直ちに導かれるとする立論がある。

しかしながら、本件事故発生以前にいかなる行為規範が存在したかについては、長期評価の見解の公表という事実のみによって認定・判断することは相当でなく、それが法的義務の基礎となるものである以上、長期評価の見解に対する専門家や防災実務家による評価等も総合的に考慮の上で判断されなければならない。

この点、長期評価の策定に当たっては福島県沖海溝沿いそれ自体について特段の議論はなされておらず、むしろ多数の専門家においては、福島県沖海溝沿いにおいては大きな津波地震は起きないと考えられており、長期評価の見解もこのような考え方を覆す福島県沖海溝沿いに関する新知見に基づいたものではなかったこと、土木学会の専門家においても、長期評価の見解を確率論的津波評価の対象として扱って検討を進めており、これを確定論的津波評価の対象として取り上げていなかったこと、中央防災会議においてもこれを防災対策の対象として取り上げていなかったことなどからすると、少なくとも本件事故以前において、長期評価の見解は、当時における相応の合理的根拠に基づき、福島県沖海溝沿いの津波地震に関する確定論的津波評価を実施すべきという行為規範には結びついていなかったというのが実情である。

そして、そのことには相応の合理的な理由があり、前述のとおり、長期評価の見解が、従来の地震学の考え方と乖離があるものであり、広く専門家の間で受け入れられるには至っておらず、これを確率論的に検討するとしても、確定論としてこれを取り上げるべきというまでの認識には専門家の間でも至っていなかったというのが実情である。

佐竹証人及び島崎証人の尋問を実施した千葉地裁の判決も、長期評価の見解については、「必ずしも専門研究者間で正当な見解として通説の見解といえるまでには至っていなかった」と認定している。このように、長期評価に対する評価については、事故後の知見を排除して、専ら本件事故以前における合理的な科学的知見に基づいて判断される必要があることは前記のとおりである。

控訴人東京電力においては、長期評価の見解について、土木学会の第Ⅱ期研究に参加することにより確率論的津波評価の検討の一環として研究を進めるとともに（いわゆる「マイアミ論文」（甲B10）参照）、その後には2008年試算も行って、確定論的津波評価の要否も含めた知見の整理を土木学会に委託してきたのであり、長期評価の見解を決して放置するのではなく、知見の成熟度を踏まえ、専門家の意見もその時々聴取しながら、本件事故以前における科学的認識状況を踏まえた対応を取ってきたものである。

長期評価の見解の存在のみを根拠に控訴人東京電力に対する具体的な津波対策を講ずるべき行為義務（結果回避義務）を導くことは、本件事故発生以前のその余の科学的認識の総体・実情をすべて捨象するものであって、本件事故が発生した今日の視点に立った後知恵に基づいて断ずるに等しいものといわざるを得ない。

エ 福島県沖海溝沿いにおいて大きな津波地震が発生するという予兆や切迫性を基礎付ける事情もなかったこと

上記のとおり、福島県沖海溝沿いまでを含めた長期評価の見解については、多くの専門家によってそもそもその知見自体の信頼性について疑問が呈されていた状況にあったが、加えて、本件事故発生以前において、福島県沖海溝沿いを震源とする大きな津波地震が発生するという具体的な予兆や切迫性を基礎付ける専門報告や知見なども本件事故以前には全く存しなかった。

このような事情も、控訴人東京電力の法的な行為義務を考える上では、重要

な一つの事情に当たるものというべきである。

オ 千葉地裁判決の判断枠組みについて（予見可能性と結果回避義務の架橋）

千葉地裁判決は、相被告国に関するものではあるが、O. P. 10メートルの津波の発生に関する予見可能性を肯定しつつも、結果回避義務との関係で予見可能性の程度は当然に影響し得ると説示し、仮に確立された科学的知見に基づき、精度及び確度が十分に信頼することができる試算が出されたのであれば、設計津波として考慮し、直ちにこれに対する対策が取られるべきであるが、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限であり、際限なく想定し得るリスクの全てに資源を費やすことは現実には不可能であり、かつ、緊急性の低いリスクに対する対策に注力した結果、緊急性の高いリスクに対する対策が後手に回るといった危険性もある以上、予見可能性の程度が上記の程度ほどに高いものでないのであれば、当該知見を踏まえた今後の結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきであると説示した上で、タービン建屋の水密化等を含む4つの結果回避措置について、経済産業大臣の予見可能性の程度に照らせば、これらの結果回避措置を直ちに講ずるべき義務が導き出されるとはいえないと判断している。

過失の評価については一般に予見可能性と結果回避可能性（結果回避義務）を中核として論じられるものであるが、過失評価による帰責の根拠は、最終的には行為義務違反にあると解されることからすれば、予見可能性論を基礎としつつ、行為者にいかなる行為義務違反があったかが過失評価の中核に置かれるべきである。その意味では、予見可能性（予見の程度には幅があり得る）が仮に認められるとしても、その程度が本件におけるように専門家において広く受け入れられているものではなく、むしろ多くの専門家によって確定論的津波評価の基礎となる知見としては広く認識されていなかったという実情が認められる場合には、そのような科学的知見の状況に基づいて、いかなる行為義務が生

じていたかを判断する必要がある。そして、見解の定まっていない長期評価の見解について、土木学会の専門家による検討を委託しその結果を踏まえて対応するという判断も、本件事故以前の認識状況下では決して不合理とはいえないものであった。すなわち、これまで述べてきた長期評価に対する客観的な評価からすれば、控訴人東京電力において長期評価に基づき直ちに具体的な津波対策を取るべき義務が発生するのではなく、これに基づき、具体的にどのような対策を取るのが相当かの知見を集める義務が発生するに留まるのであり、控訴人東京電力は、その義務を果たしてきた。

千葉地裁判決は、控訴人東京電力の上記のような対応が著しく合理性を欠き、津波対策を完全に放置したとまで評価することはできないと説示しているが、このように、予見可能性の有無だけでなくその程度を考慮し、これによればいかなる行為義務が本件事故以前に控訴人東京電力に生じていたかを判断するという枠組みは、長期評価の形式的位置付けのみに基づく皮相な判断とは異なり、本件事故以前の知見の総体・実相を適切に受け止めるものと評価されるべきである。

カ 確率論的津波評価としての長期評価の見解への対応について

ところで、長期評価の見解については、土木学会における「津波評価技術」の後継である第Ⅱ期研究として確率論的津波評価の研究において検討が進められていたところ、この点について、仮に、長期評価の見解によって、福島県沖海溝沿いの大きな地震津波に関する確定論的津波評価を行い、これに基づく対策を講じるべきとの行為義務が生じたと解するとすれば、確率論的津波評価として扱うとの方針を取ったこと自体が一義的な行為義務に違反するものであったと判断されていることになる。

しかしながら、長期評価の見解を放置したというならば格別、これを土木学会の専門家において確率論的な津波評価として扱い、控訴人東京電力において

もマイアミ論文を発表するなど研究開発を進めていたことが、何故不合理であると評価されるべきかは、何ら自明ではない。少なくとも、本件事故以前において、長期評価の見解を「確定論的津波評価」の対象として扱わなければならないと専門家の間で広く認識されていたという事実は認められない。なぜ、長期評価を確率論的評価として扱うという対応が、本件事故発生以前に求められていた合理的な行為規範に反し、違法であると評価されるのか不明といわざるを得ない。

長期評価の見解は国の地震本部が公表したものであり、仮にその形式的資格によって尊重されるべきものであるとしても、そのことから、直ちに、これを「確定論的津波評価の対象として扱わなければならない義務」が導かれるものではない。実際に、土木学会は上記のとおりに対応しており、控訴人東京電力においても専門家の知見も踏まえつつ、土木学会の第Ⅱ期研究において確率論的津波評価手法の開発研究を行っており、長期評価の見解もその中で取り上げていたものである。

予見可能性の程度や専門家の認識を踏まえれば、本件事故以前において、このような対応が不合理であったと断じる合理的な根拠はない。したがって、確定論的津波評価に基づき対応すべき一義的な法的義務が本件事故以前に存在したと考えることは、この点からも本件事故以前の実情から乖離するものであり、結果責任を問うに等しい認定であって、妥当ではない。

以上のとおりであり、本件事故以前において、長期評価の見解に基づいて直にかつ一義的に、長期評価の見解に基づく「確定論的津波評価」を行って対策を講じるべきという行為規範（法的義務）が成立していたとは評価できない。

したがって、控訴人東京電力に過失があったとの原判決の認定は、それ自体妥当でなく、取り消されるべきである。

第10 1 審被告国との求償関係について

原判決は、1 審被告国の責任は、1 審被告東電の負う責任の2分の1程度と認めるのが相当であると述べた後に、括弧書きで「原賠法は、原子力損害は全額を原子力事業者が負担することを前提としているから、被告東電から被告国に対する求償は許されず、被告国は、賠償した全額を被告東電に原子力損害として請求することができると解される。」と説示している（300頁）。

しかしながら、本件訴訟においては、原賠法4条において責任集中の規定として、「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定されている中で、原判決は、1 審被告国に対する国賠法に基づく損害賠償責任を認めたものであり、これは被告国の国賠法上の責任については原賠法4条の適用射程外であるとの考え方に基づくものと解するほかない。そうすると、国賠法の規定に基づく1 審被告国の責任については、原賠法の規律の枠外で別個独立に1 審被告国の責任が認められたことを意味しており、かかる1 審被告国の責任については、原賠法の規定とは無関係に、国賠法の解釈に従い、1 審被告国に認められた責任の範囲で最終的な賠償責任を負うことになると解されるべきことは当然である。

そして、そうである以上は、控訴人東京電力と1 審被告国の間のそれぞれ別個の法令に基づく責任については、不真正連帯債務として、それぞれの負担割合に基づく求償関係が肯定されなければならない。1 審被告国の国賠法上の責任と控訴人東京電力の原賠法上の責任の内部関係に限って、原賠法4条に基づく責任集中規定が適用または準用されることとなつて、控訴人東京電力が1 審被告国に求償できないかのような原判決の判断は自己矛盾を来しており、法令解釈を誤ったものというほかない。原賠法に基づく控訴人東京電力の責任と国賠法に基づく1 審被告国の責任が並立すると判断された場合には、それぞれ我が国の国法上別個の根拠法令に基づく損害賠償責任が認められたことを意味するから、その間の内部関係の求償について

は、衡平の観念に基づき、負担割合に応じて分担されると解するのが正しい。

したがって、原賠法に基づく控訴人東京電力の責任とは別個に、原賠法の枠外で国賠法に基づく1審被告国の責任が並立することを認めつつ、両者の内部求償関係に限って原賠法の責任集中規定の趣旨が及ぶかのような原判決の説示は、自己矛盾であり、国賠法に基づく責任が原賠法外で別途成立していることの趣旨を著しく軽視するものであって、法令の解釈適用を誤るものである。よって、この点の原判決の判断は取り消されるべきである。

以 上